

栃木県犯罪被害者等支援ハンドブック



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

令和8（2026）年5月

「ギュっとちゃん」とは・・・

警察庁が、平成 22 年度に犯罪被害者等支援「シンボルマーク」を募集し、応募作品合計 438 点の中から決定したものです。

国民が犯罪被害者等に係る問題をより身近なものとして意識できるようにし、また、国、地方公共団体、犯罪被害者団体、犯罪被害者支援団体等による支援の象徴として、各種広報啓発等の場で活用すること等を目的としています。

作品コンセプトは、「優しさと思いやりのハートを抱く癒しのキャラクターで、犯罪被害者等支援を象徴的に表現。暖色系の色は元気、幸福、希望を明るくイメージしました。」です。

また、平成 25 年度には愛称を募集し、合計 2,113 点の作品の中から「ギュっとちゃん」に決定しました。

(警察庁ホームページより)

目 次

1	犯罪被害者等の抱える様々な問題	1
(1)	犯罪被害者等の置かれた状況	1
(2)	二次的被害とは	3
2	支援に携わる際の留意事項	4
(1)	犯罪被害者等に対応する際の基本的な留意事項	4
ア	基本的な支援対応の流れ（チャート）	4
イ	具体的な対応のあり方	4
ウ	犯罪被害者等の心情を踏まえた対応について	6
エ	支援者自身のケアの必要性	7
[参考]	捜査や裁判の流れ	8
(2)	被害類型別特徴と対応上の留意点	12
ア	殺人等遺族への対応	12
イ	暴力犯罪等により傷害（障害）を負った方への対応	15
ウ	交通事故に遭った方への対応	18
エ	性犯罪被害に遭った方への対応	20
オ	配偶者等からの暴力を受けた方への対応	23
カ	ストーカー被害に遭った方への対応	26
キ	虐待された子どもへの対応	28
ク	虐待された高齢者への対応	30
3	ニーズに応じた解決手段	33
(1)	総合的相談	33
(2)	心身の不調	33
(3)	生活上の問題	34
ア	仕事上の困難	34
イ	不本意な転居など住居の問題	35
ウ	経済的な困窮（問題）	36
エ	子育てに伴う問題	39
オ	福祉全般	39
カ	報道に関すること	40
(4)	加害者に関すること	40
(5)	捜査、裁判に伴う問題	42
4	犯罪被害者等支援に関する主な相談窓口一覧	46

5 各機関・団体における支援業務 48

《総合的な対応》	
1	栃木県 (P48)
2	市町 (P50)
3	栃木県警察 (P59)
4	法テラス栃木 (P63)
5	(公社) 被害者支援センターとちぎ (P65)
6	(公財) 犯罪被害救援基金 (P66)
《司法関連》	
7	宇都宮地方裁判所・簡易裁判所 (P67)
8	宇都宮家庭裁判所 (P69)
9	宇都宮地方検察庁 (P70)
10	栃木県弁護士会 (P73)
11	栃木県司法書士会 (P74)
《刑事施設、保護観察所等》	
12	関東矯正管区 (P75)
13	刑事施設 (P75)
14	宇都宮少年鑑別所 (P76)
15	喜連川少年院 (P77)
16	関東地方更生保護委員会 (P78)
17	宇都宮保護観察所 (P78)
《人権、外国人対応》	
18	宇都宮地方法務局・各支局 (P80)
19	東京出入国在留管理局 (P81)
20	とちぎ外国人相談サポートセンター (P81)
《医療・福祉》	
21	栃木県精神保健福祉センター (P82)
22	市福祉事務所・栃木県健康福祉センター (P82)
23	宇都宮市保健所・栃木県健康福祉センター (P83)
24	栃木県社会福祉協議会・市町社会福祉協議会 (P83)
25	地域包括支援センター (P84)
26	市町障害者虐待防止センター・栃木県障害者権利擁護センター (P85)
27	栃木県医療安全相談センター (P86)
28	栃木県公認心理師協会 (P87)
29	(一社) 栃木県社会福祉士会 (P87)

《就労関係》

- 30 労働基準監督署 (P88)
- 31 ハローワーク (公共職業安定所) (P88)
- 32 総合労働相談コーナー (P88)
- 33 (独法) 高齢・傷害・求職者雇用支援機構栃木支部
栃木職業能力開発促進センター (ポリテクセンターとちぎ) (P89)
- 34 とちぎジョブモール (P89)

《DV・性暴力被害、困難な問題を抱える女性など》

- 35 とちぎ男女共同参画センター (女性相談支援センター・女性自立支援施設・
配偶者暴力相談支援センター) (P91)
- ※ 困難を抱える女性 LINE 相談@とちぎ
- 36 市配偶者暴力相談支援センター (P92)
- 37 宇都宮市女性相談所 (P93)
- 38 とちぎ性暴力被害者サポートセンター (とちエール) (P93)
- 39 民間シェルター (P94)
- 40 母子家庭等就業・自立支援センター (P94)

《こども》

- 41 児童相談所 (P95)
- 42 児童福祉施設 (P95)
- 43 ファミリー・サポート・センター (P96)
- 44 栃木県教育委員会・市町教育委員会 (P97)
- 45 学校 (P98)
- 46 (独) 日本スポーツ振興センター (P99)

《交通事故》

- 47 栃木県交通事故相談所 (P100)
- 48 栃木県交通安全活動推進センター (P100)
- 49 (公財) 日弁連交通事故相談センター (P101)
- 50 (公財) 交通事故紛争処理センター (P101)
- 51 (一社) 日本損害保険協会 (P102)
- 52 (一財) 自賠責保険・共済紛争処理機構 (P102)
- 53 (独) 自動車事故対策機構 (NASVA) (P103)
- 54 (公財) 交通遺児等育成基金 (P104)
- 55 (公財) 交通遺児育英会 (P106)

《その他》

- 56 (公財) 栃木県暴力追放県民センター (P107)
- 57 栃木県消費生活センター・各市町消費生活センター (P107)
- 58 栃木県子ども若者・ひきこもり総合相談センター (ポラリス☆とちぎ) (P109)
- 59 (社福) 栃木いのちの電話 (P109)
- 60 日本年金機構 (P110)
- 61 全国健康保険協会栃木支部 (P110)
- 62 税務署 (P110)

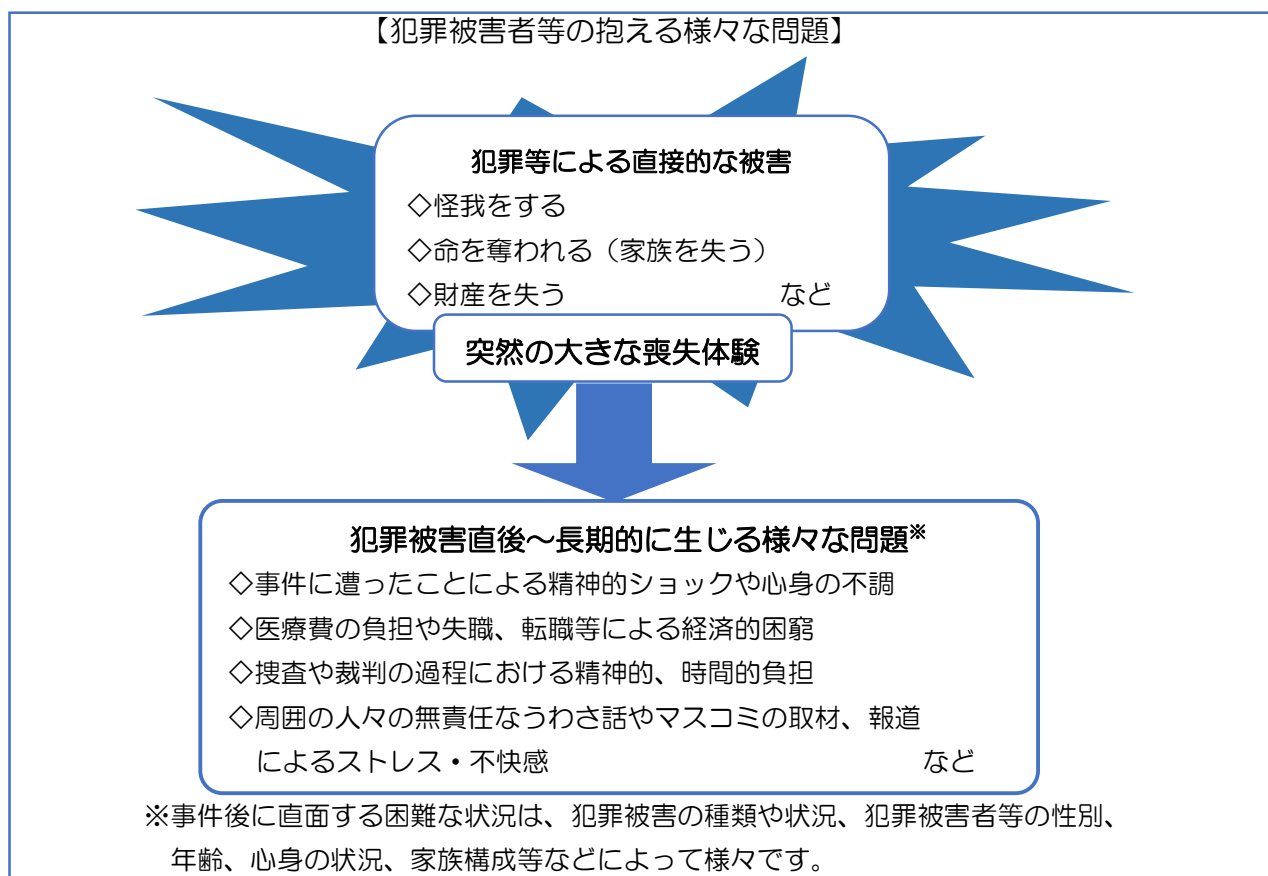
(別表1) 犯罪被害者等支援に関する施策、総合的対応窓口担当課 (P112)
(別表2) 県内の警察署一覧 (P113)
(別表3) 宇都宮地方裁判所、宇都宮家庭裁判所、宇都宮簡易裁判所 (P114)
(別表4) 宇都宮地方検察庁 (P114)
(別表5) 宇都宮地方法務局 (P115)
(別表6) 市が設置する福祉事務所 (P115)
(別表7) 栃木県の健康福祉センター、宇都宮市保健所 (P116)
(別表8) 社会福祉協議会 (P117)
(別表9) とちぎ権利擁護センター (あすてらす) (P118)
(別表10) 地域包括支援センター (P120)
(別表11) 労働基準監督署 (P124)
(別表12) ハローワーク (公共職業安定所) (P124)
(別表13) 総合労働相談コーナー (P125)
(別表14) ファミリー・サポート・センター (P126)
(別表15) 市町教育委員会相談窓口 (P127)
市町の犯罪被害者等支援業務担当課一覧 (参考様式) (P128)
【参考資料1】警察による犯罪被害者支援 (令和7年度版)
【参考資料2】栃木県犯罪被害者等支援条例

1 犯罪被害者等の抱える様々な問題

(1) 犯罪被害者等の置かれた状況

犯罪被害に遭うと、犯罪の被害を受けた人、その家族、遺族（以下「犯罪被害者等」といいます。）は多くの困難に直面します。犯罪被害者等の多くは、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくありません。

犯罪被害者等に対する支援は、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、犯罪被害者等の置かれている状況に応じて途切れなく行っていくことが必要です（途切れない支援のためのワンストップサービスについてはP4 参照）。



※令和5年度版「警察による犯罪被害者支援」から一部引用

【日常生活が行えなかったと感じた日数】

回答者属性	平均日数
犯罪被害者等 (N=819)	28.9 日
一般 (N=851)	7.5 日

出典：令和5年犯罪被害類型別調査（警察庁）

直近1年間で心身の不調等により仕事や日常生活が行えなかったと感じた平均日数については、犯罪被害者等（28.9日）が一般対象者（7.5日）の約4倍に達しています。

また、犯罪被害者のうち、「身体上の問題と事件が大いに関係している」と回答した方は日常生活を行えなかった日数の平均が75.7日、「精神的な問題が事件と大いに関係している」と回答した方は87.3日であったと回答しています。

【犯罪被害者等の事件後から現在までの生活状況の変化】

	全体	学校または仕事を辞めた、変えた	学校または仕事をしばらく休んだ(休学、休職)	長期に入院したり入院したりするようないけがや病気をした	自分が転居(引越)をした	結婚した	別居・離婚をした	望まない妊娠をした	子どもが生まれた	同居している家族が結婚した
犯罪被害者等	819	209 (25.5%)	154 (18.8%)	121 (14.8%)	195 (23.8%)	110 (13.4%)	78 (9.5%)	19 (2.3%)	78 (9.5%)	40 (4.9%)
一般	851	92 (10.8%)	26 (3.1%)	31 (3.6%)	58 (6.8%)	11 (1.3%)	8 (0.9%)	1 (0.1%)	24 (2.8%)	6 (0.7%)

	同居している家族に子どもが生まれた	同居している家族の看護・介護が必要になった	家族が亡くなった	家族間の信頼が深まった	家族間で不和が起こった	学校や職場、地域の人々との関係が親密になった	学校や職場、地域の人々との関係が悪化した	その他	あてはまるものはない
犯罪被害者等	23 (2.8%)	32 (3.9%)	118 (14.4%)	37 (4.5%)	117 (14.3%)	18 (2.2%)	53 (6.5%)	14 (1.7%)	333 (40.7%)
一般	0 (0.0%)	19 (2.2%)	81 (9.5%)	22 (2.6%)	21 (2.5%)	11 (1.3%)	18 (2.1%)	4 (0.5%)	573 (67.3%)

出典：令和5年犯罪被害類型別調査（警察庁）

生活上の変化について、犯罪被害者等には事件後から現在までの生活変化（出来事）、一般対象者には最近5年間程度の生活変化（出来事）を尋ねた質問です。

犯罪被害者等は、一般対象者と比較して、転居、休学・休職、中退・転校、辞職・転職、家族間不和、長期入院、別居・離婚等との回答比率が高く、生活や対人関係への影響がうかがえます。

【犯罪被害者等に現れることが多い症状】

被害後、一時的な心理的な反応にとどまらず、下記のような症状をきたす場合があります。

PTSD（心的外傷後ストレス障害）

再体験症状（フラッシュバック、悪夢など）や、回避・麻痺症状（事件に関連することを避ける、感情が感じられないなど）、覚醒亢進症状（眠れない、些細なことに過剰に驚くなど）が続く状態となります。

うつ病

気分がひどく落ち込んだり、何事にも興味を持てなくなり苦痛を感じます。疲れやすくなり、食欲がなくなったり、眠れなくなるなど、日常の生活に支障が現れます。

パニック障害

突然動悸が激しくなり、息苦しくなります。めまいや冷や汗、手足に震えがきて心臓発作を起こしたかのように思い、死ぬのではないかとという恐怖に襲われます。このような発作がいつ起こるのかと不安で外出することが困難になったりします。

【犯罪被害者等の心情理解のために】

犯罪被害者等の置かれた状況をよりよく知るためには、被害に遭われた方のお話を聞いたり、手記を読んだりすることが重要です。（公社）被害者支援センターとちぎでは、自助グループのメンバーが作成した手記「証」（あかし）を発行しています。

〈お問合せ先〉（公社）被害者支援センターとちぎ 電話：028-623-6600

(2) 二次的被害とは

犯罪被害者等が事件・事故による精神的、肉体的被害を受けた後に、周囲の無理解や心ない言動、報道機関による過剰な取材、インターネット上の誹謗中傷などにより受ける様々な被害を二次的被害といいます。これらは犯罪被害からの回復の妨げになるものであり、犯罪被害者等の置かれた状況や心情に対する正しい理解を促し、二次的被害の防止に努めなくてはなりません。

具体的には…

◇友人や知人の言動、近隣の噂や中傷

- ・「がんばって」「忘れなさい」「運が悪かった」などの安易な励まし
- ・哀れみの視線や遠巻きな態度
- ・偏見による中傷や興味本位の声かけ

◇配慮に欠ける職場の環境や偏見など

- ・捜査や裁判手続きに伴う休暇取得への無理解
- ・偏見による被害者等の意に添わない配置転換や解雇

◇メディアの過剰な取材など

- ・強引な取材やプライバシーの侵害
- ・インターネットやSNSによる噂の流布

◇犯罪被害者支援に携わる職員の言動

- ・事務的な言動や説明不足、不適切な情報提供など

※家族間であっても犯罪被害の受け止め方は一様ではなく、その違いによる言動が二次的被害につながる可能性があります。



2 支援に携わる際の留意事項

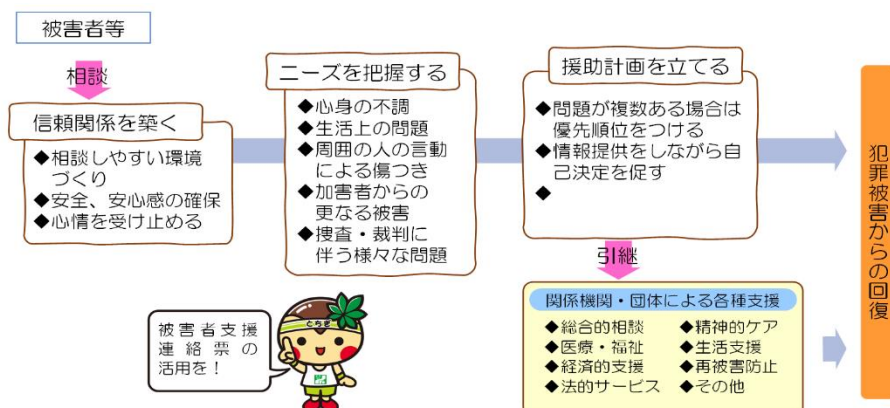
犯罪被害者等は、被害に遭うまでは社会の中でそれぞれの日常生活を営んできました。「犯罪被害者等＝何もできない人」ではありません。支援者は、犯罪被害者等の日常生活を断ち切ることなく、犯罪被害者等の本来備えている力（物事への対処方法、社会的つながり）を尊重し、信頼関係を築きながら被害からの回復を支援するよう留意してください。

“支援”が押しつけにならないよう、犯罪被害者等の意見に耳を傾けるとともに、支援者間で意見交換を行っていくことが重要です。

(1) 犯罪被害者等への支援対応

ア 基本的な支援対応の流れ（チャート）

犯罪被害者等の相談対応から支援実施までの基本的な流れは、以下のとおりです。



イ 途切れない支援のためのワンストップサービス

深刻な犯罪被害を受けた場合、被害発生直後から、時間の経過とともに犯罪被害者等の心境や必要な支援に変化が生じることから、犯罪被害者等の多岐にわたるニーズに中長期的に対応するため、多機関及び機関内連携によるワンストップサービス体制を構築し、途切れない支援を提供する必要があります。

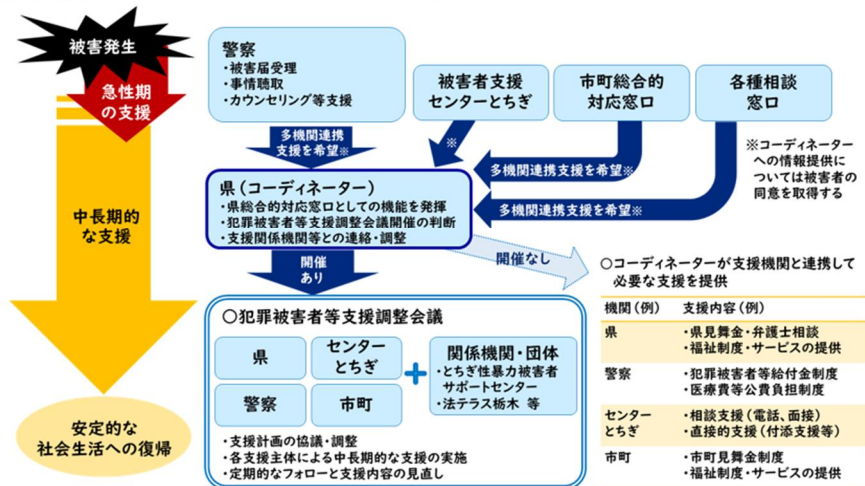
(ア) 多機関連携によるワンストップサービス

複数の機関による複数の支援を必要とする犯罪被害者等に対して途切れない支援を提供するため、県・警察・(公社)被害者支援センターとちぎ並びに関係市町による「支援調整会議」を設置して個々の事情に応じた支援計画を策定し、中長期的に適切な支援を提供します。

対象となる人：県内又は県外で発生した対象犯罪行為により被害を受けた県内居住者又はその遺族
 県内で発生した対象犯罪行為により被害を受けた県外居住者又はその遺族

対象犯罪行為：殺人、交通死亡事故等

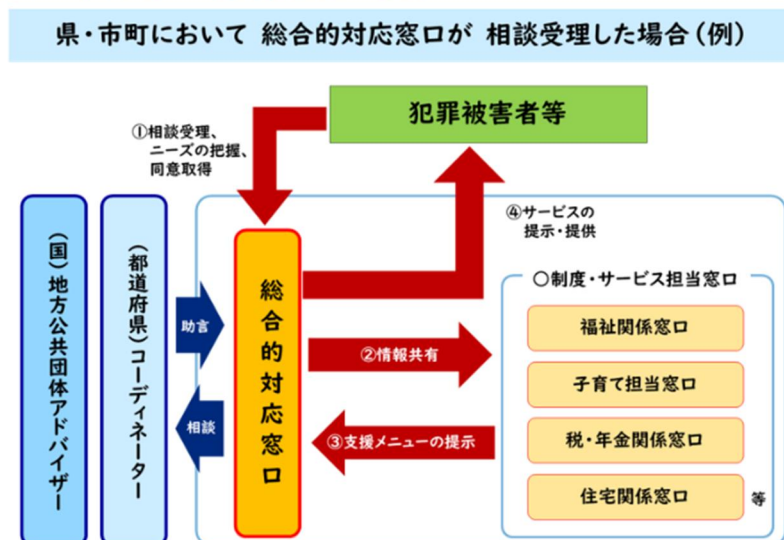
●多機関連携によるワンストップサービス体制のイメージ図



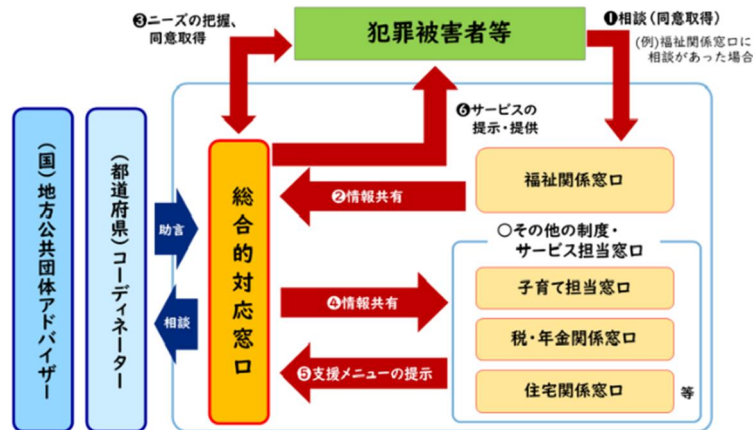
(イ) 機関内連携によるワンストップサービス

県及び市町の総合的対応窓口を中心として、当該機関が持つ支援制度・サービスや必要な手続きを教示し、ニーズに応じた行政サービスを提供します。

●機関内ワンストップサービス体制のイメージ図



県・市町において 総合的対応窓口以外が 相談受理した場合(例)



ウ 具体的な対応のあり方

(ア) 心身の安全を確保する

- 犯罪の種類によっては緊急に安全確保を行う必要がある。「今、安全かどうか(ここが安全と感ずることができているかどうか)」、「今、話をしても大丈夫か」を最初に確認し、必要に応じて安全を確保できる機関(警察、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等)につなぐ。

(イ) 相談しやすい環境をつくる

- 犯罪被害者等の状況や希望に応じて、例えば加害者が男性であって男性に対する恐怖心が強い場合は女性が対応するなど、犯罪被害者等の状況や希望に応じて、担当者の選定を行う。
- 犯罪被害者等が衆目にさらされないよう相談場所に配慮したり、人前で不用意に名前を呼ばないようにする。
- 電話相談の場合には、周囲の会話や談笑する声等が入らないようにする。
- 犯罪被害者等が何度も最初から同じ説明を行わずに済むよう配慮する。なお、本人の同意を得ること、情報共有の範囲に十分留意する。

(ウ) 秘密保持に留意する

- 会話や書類管理における注意はもちろんのこと、たとえ家族であっても、当事者にとっては知られたくないこともあるため、当事者の同意なしに伝えることは適切ではない。

(エ) 相談内容を受け止める

- 犯罪被害者等の話を丁寧に聞き、気持ちをそのまま受け止める。発言内容を評価したり、安易に決めつけたりしない。感情を否定しない。
- 被害の状況を人と比べない。(犯罪被害による苦痛は本人にしかわからない。ましてや軽重を他者と比較するものではない。)
- 自責感を助長させない。(犯罪被害者等は自分を責めている場合がある。)
- 安易に励まさない、安易に慰めない、強くなることを勧めない。(相手の心情に沿わない安易な助言は逆に傷つける。)
- 話をせかささない、さえぎらない。(心に傷を受けた犯罪被害者等にとっては、話すこと自体が大変であったり、苦痛である場合がある。)

- (オ) 犯罪被害者等が置かれた状況を整理しつつ、支援ニーズを的確に把握する
 - ・ 犯罪被害者等が抱える困難を聴き取る。自分がどうしたいのかわからない場合には、「今、一番心配なこと、困ったことは何か」、「日常生活はどうしているか」という問いかけをするなどして話し合いながら課題を整理する。
 - ・ 犯罪被害者等の心身の状態に留意し、無理に発言を促さない。
- (カ) 支援方針を立てて、犯罪被害者等へ支援の種類と時期を伝える
 - ・ 支援方針を検討し、犯罪被害者等に支援早期の段階で支援の種類（制度）や時間的な見通しを伝え、支援に対する不安を払拭するように努める。ただし、過度の期待を抱かせることは、結果的に犯罪被害者等の失望感・不信感を強めることになりかねないので、支援内容は状況により変化することを丁寧に伝える。
 - ・ 問題が複数ある場合は優先順位をつける。
- (キ) 問題解決に向けて動く
 - ・ 時期と状況に応じて関係機関・団体と連携しながら、犯罪被害者等が直面する課題や長期的に抱える課題の解決のため支援を行う。
 - ・ 支援者の意見を押しつけないで、犯罪被害者等自らが決定できるように促しながら支援する。
- (ク) 被害からの回復を焦らない
 - ・ 犯罪被害者等が被害から回復する方法や回復に要する時間はそれぞれ異なるため、一人ひとりの状況を考慮しながら、支援を行う。
- (ケ) 適切な支援を行うための努力を怠らない
 - ・ 法律や制度の改正等の情報を正確に把握して、支援に必要な知識の修得を図るとともに、研修に積極的に参加するなどして、自らの技量の向上等に努める。

エ 犯罪被害者等の心情を踏まえた対応について

心情を踏まえた対応の例を示しますので参考にしてください。事例はあくまでも一般的なものであり、一人ひとりの犯罪被害者等が置かれた状況や揺れ動く心情を理解した上で、軽はずみな発言を厳に慎み誠実な態度で支援にあたることが何よりも大切です。

【不適切な応答】

犯罪被害者等の心情を踏まえないこれらのような言葉は、犯罪被害者等を更に傷つけることになりかねません。

- ・ 気を強く持って、前向きに生きましょう。
- ・ あなた一人が苦しいわけではありませんよ。
- ・ どんなに悲しんでも、亡くなった人は戻ってこないのですから。
- ・ 泣いてばかりいると、亡くなった人が浮かばれませんよ。
- ・ 早く元気にならなければいけませんよ。
- ・ つらいことは、早く忘れましょう。
- ・ 起きてしまったことを後悔しても仕方ありません。
- ・ まだこどもがいるじゃないですか。
- ・ 命が助かっただけでも良かったと思わなければいけませんね。
- ・ あなたは強い方だから大丈夫ですよ。
- ・ あなたにも悪いところがあったのではないですか。

【適切な応答】

これらの発言であっても、真の思いは被害者等のみがそれぞれに抱くものであり、安易に使用すると犯罪被害者等を傷つけたり、不信感を招いたりすることがあります。その時の犯罪被害者等の心情を十分に推し量った上で応答してください。

- ご心中、お察しします。
- 本当にお気の毒です。
- このことは、あなたにとって大変辛いことだと思います。
- 悲しんでいいのですよ。
- あなたが怒りを感じられるのは当然だと思います。
- そのことを認めるのは、とても辛いことに違いありません。
- (このような体験をしたら) 今までのように仕事や家事ができなくなるのも当然だと思います。
- 何をやる気力も無いのは当たり前のことだと思います。
- 無理をする必要はありません。
- よく頑張ってくださいね。
- ここでは、安心してご自分の感情を出していいですよ。

オ 支援者自身のケアの必要性

犯罪被害者等のつらい体験を聞くことにより、支援者自身も次のような精神的なダメージを受けることがあります。

- 自分も被害を受けるのではないかと心配になる
- 事件のことが頭から離れなくなる
- 自分が無力だと感じる
- 頭痛、肩こり、耳鳴り、不眠など身体に不調が出るなど

その結果、当該事件へ過度に感情移入したり、逆に事務的な対応を引き起こしたりと、相談者にとって不適切な対応となることがあります。支援者自身も仕事や生活に支障を来す場合があるため、支援者は、自らの健康にも留意した上で犯罪被害者等支援に携わる必要があります。

【対応方法の例】

- 支援者同士で共有し、一人で抱え込まない。組織で対応する。
- できることとできないことがあること、自ら（組織）の限界を再確認する。
- 仕事と自分の生活とをはっきり区別する。自分がリラックスできる時間、場所、人付き合い、趣味などをいくつか持つ。
- 自分の気持ちを率直に受け止め、抑制しようとしたりせず、傷ついていることを認める。
- 身体を動かすなどして気分転換を図る。
- 休息、睡眠をきちんととる。

[参考] 捜査や裁判の流れ

1 一般的な刑事手続きの流れ

刑事手続とは、犯人を明らかにして犯罪の事実を確定し、科すべき刑罰を定める手続きのことを言い、「捜査」→「起訴」→「裁判」のプロセスをとります。

※加害者が少年法における少年(20歳未満)に該当する場合には、手続きなどに違いがあります。

2 捜査

捜査とは、捜査機関が事件を認知した場合に証拠を収集するなどによって、犯人と犯罪事実を明らかにすることを言います。捜査機関によって犯罪の嫌疑があるとされている者であって、まだ起訴されていない者を法律上「被疑者」と言います。

一般に、警察は、逃走や証拠隠滅のおそれがある場合などには、被疑者を逮捕して捜査を行い、48時間以内に事件を検察官に送ります。これを受けた検察官が、その後も継続して被疑者の身柄を拘束して捜査する必要があると認めた場合には、24時間以内に裁判官に対して勾留の請求を行います。裁判官がその請求を認めた場合、被疑者は最大20日間勾留(一部例外あり)されることになります。そして、被疑者が勾留されている間に、捜査機関は様々な捜査を行います。

被害の状況は、被害者が一番よく知っていることが多いため、事情聴取にに応じていただくなど被害者の方の協力が必要となります。

※被疑者の身柄を拘束せずに捜査が行われる場合があります。

また逮捕された場合でも、場合によっては、検察庁に送られる前に被疑者が釈放されることがあります。なお、検察官等が被疑者を逮捕する場合があります。

3 起訴

検察官は、警察官から送られた書類や証拠品と検察官自ら犯人を取り調べた結果などを検討し、被疑者を刑事裁判にかけるかどうかの決定を行います。裁判にかける場合を「起訴」、かけない場合を「不起訴」と言います。

※逮捕され、引き続き勾留されたとしても必ず起訴されるわけではなく、不起訴になることがあります。不起訴になると、被疑者は釈放されます。

※起訴処分には、公開の法廷で裁判を開くことを請求する「公判請求」、書面審理だけの裁判を請求する「略式命令請求」などがあります。

4 裁判

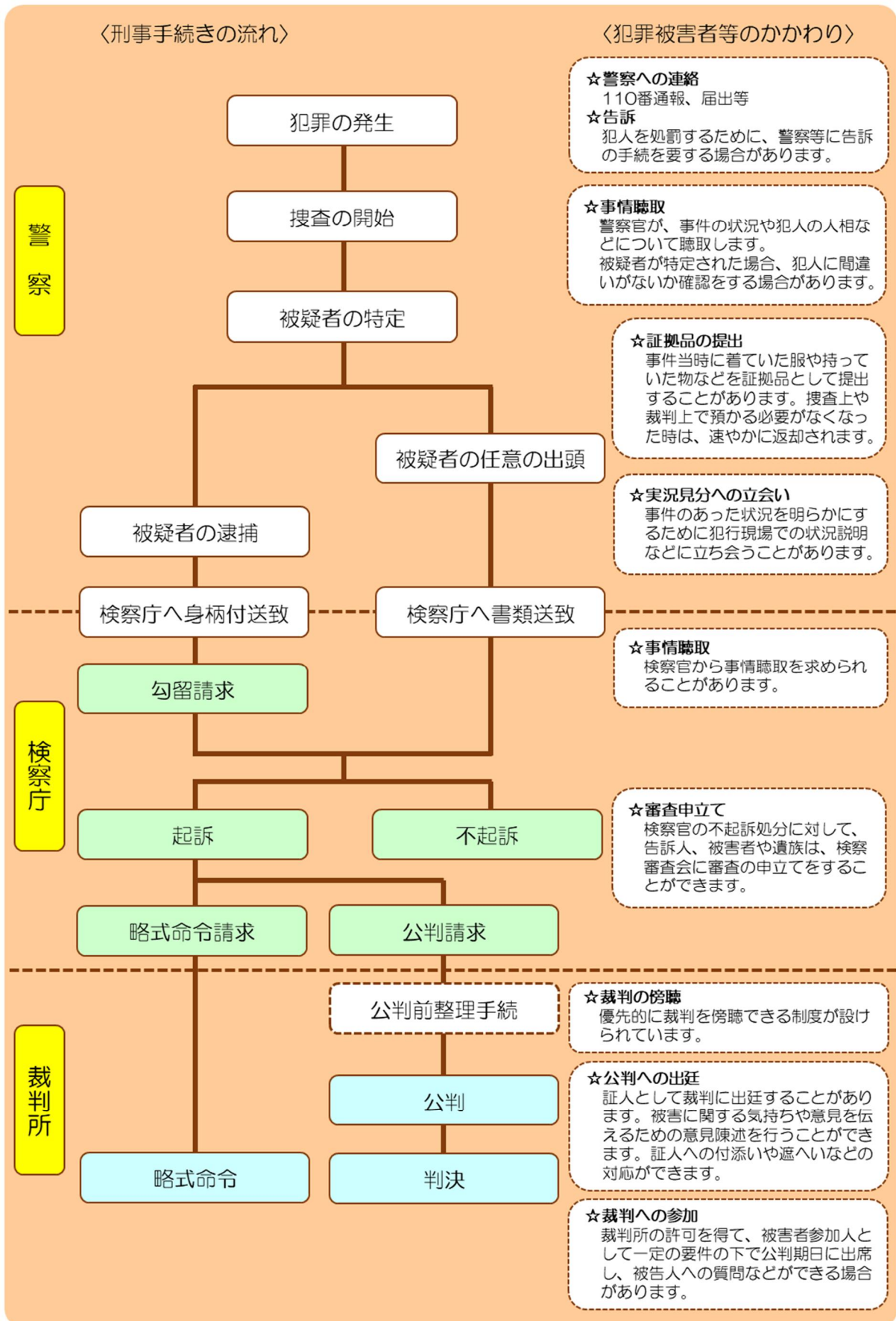
被疑者が起訴され、裁判が開かれる日(これを「公判期日」と言います。)が決められた後、裁判所で審理が行われ、判決が下されます。刑事事件に関して起訴され、その裁判がまだ確定していない者を「被告人」と言います。検察官や被告人が、判決の内容に不服がある場合には、更に上級の裁判所に訴えることになります。

※一定の犯罪については、犯罪被害者等は刑事裁判へ参加し、証人への尋問や被告人への質問などができる場合があります(被害者参加制度:P49参照)。

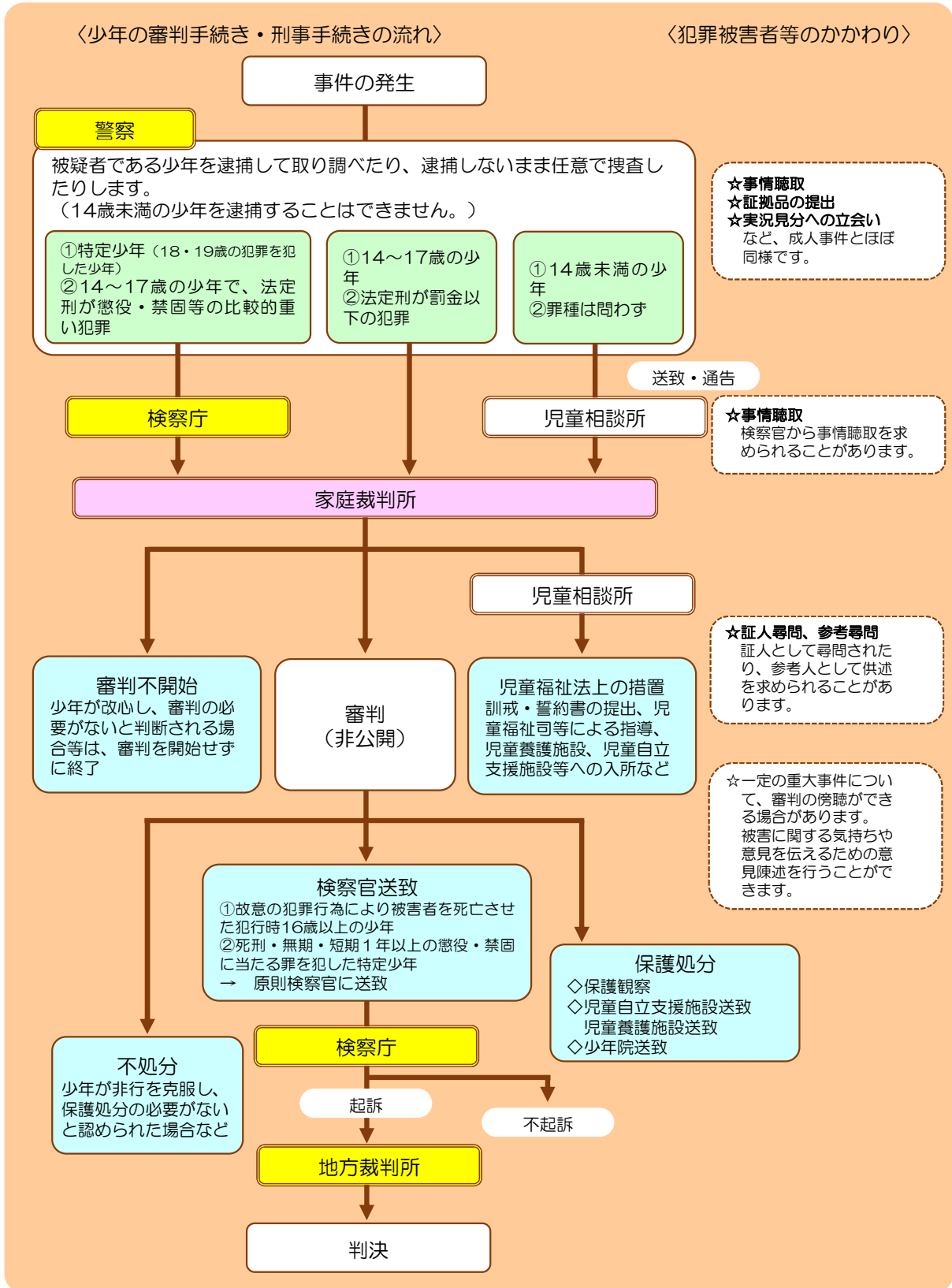
5 刑事手続と民事手続

刑事裁判で犯人の有罪が確定しても、刑罰が決まるだけで犯人から賠償金や慰謝料などが支払われるわけではありません。財産的損害、精神的損害の賠償を求める場合は、民事上の損害賠償請求を行う必要があります。なお、一定の犯罪については、事件を担当している地方裁判所が刑事事件について有罪の言渡しをした後、犯罪被害者等の被告人に対する損害賠償請求について審理・決定をすることができます。

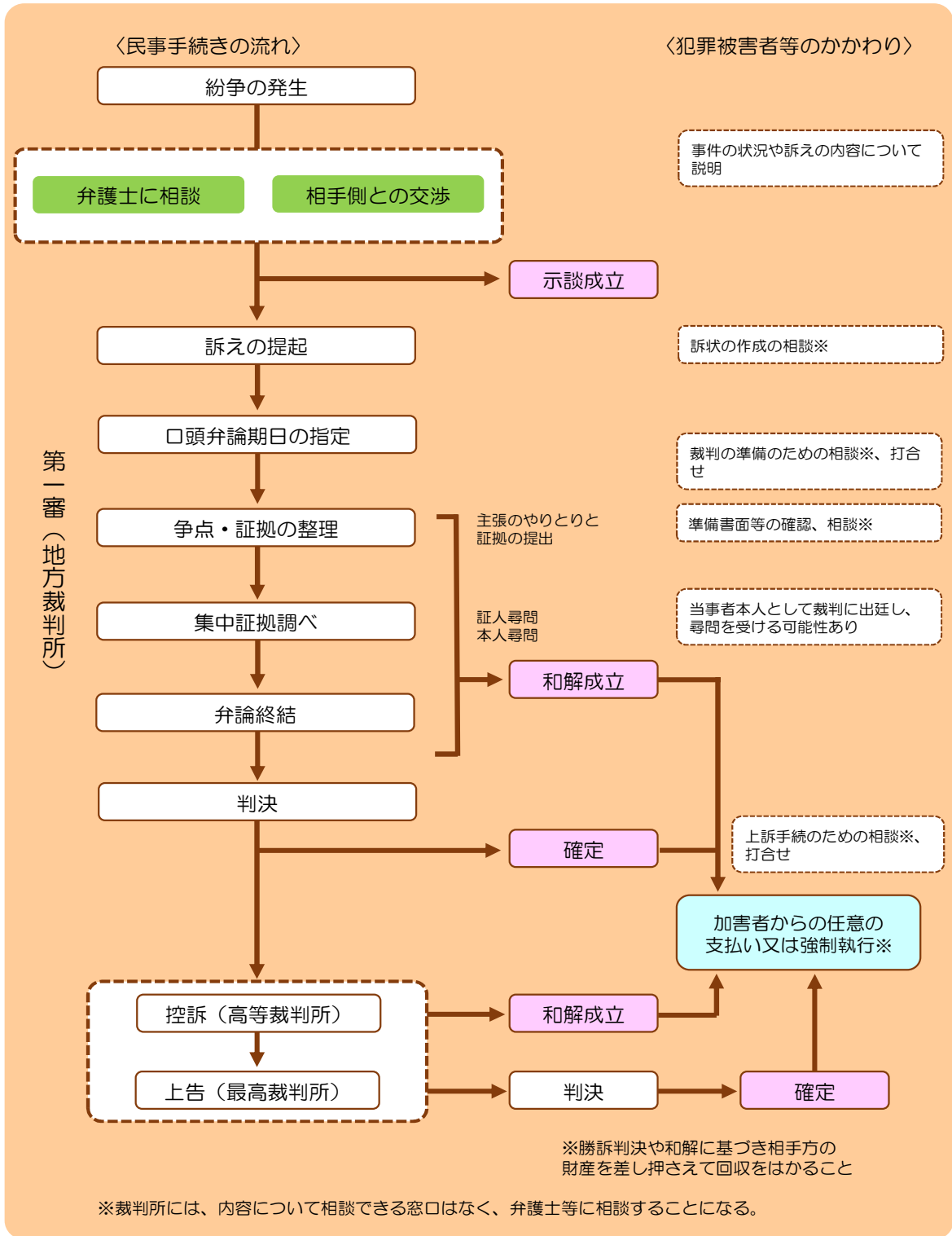
〈一般的な刑事裁判の流れと犯罪被害者等のかかわり〉



〈少年の審判手続き・刑事手続きの流れと犯罪被害者等のかかわり〉



〈民事裁判の流れと犯罪被害者等のかかわり〉



(2) 被害類型別特徴と対応上の留意点

犯罪被害者等の置かれた状況は様々ですが、ここでは、被害類型別の特徴と対応の際に特に注意すべき事項、各被害類型特有の支援・制度について記載します。

それぞれの特徴に十分に配慮して対応してください。

注) ●：原則すべての人が対象となる支援等 ★：対象要件がある支援等

ア 殺人等遺族への対応

《特徴》

殺人による被害の場合、遺族は、被害者が当時味わったかもしれない恐怖や苦痛を想像して、また大切な家族を喪失したことを何度も繰り返し思い起こすことによって長く苦しむことになります。

また、経済的にも遺族に大きな打撃を与えます。特に、被害者が家族の経済的支柱であった場合は、被害はより大きなものとなります。

社会的な側面からは、マスコミの取材・報道による遺族への被害も大きい場合があります。加えて、加害者が特定できないなどの状況が続くと、遺族によっては社会全体に対し強い不満や怒りを感じることがあります。

《対応上の留意点》

1 相談の際には、きめ細やかな情報提供、わかりやすい説明、理解の確認等を心がけることが重要です。

多くの遺族は、外見上は毅然とふるまっているように見えても、かつて経験したことのないような精神的ショック状態にあり、直面している状況を十分に理解できなかったり、これまで働いていた判断力や思考力が働かなくなる場合があります。

そのため、情報提供等を行う時には、わかりやすい説明に加え、支援・制度を紹介しているパンフレットやメモを渡すなど、より一層の配慮が求められます。

2 死亡に際し、様々な手続きが必要になるため、適切な情報提供に努めることが重要です。

手続きなど	内容	窓口・連絡先
●死亡の届出	犯罪や事故によって亡くなった場合やその可能性のある場合は、死因等を明らかにするため、検視や解剖が行われます。 検視等の終了後、死亡を確認した医師に「死亡診断書（死体検案書）」（有料）を作成・発行してもらいます。 「死亡診断書（死体検案書）」を受け取ったら、死亡の日から7日以内に市町村にそれを	警察署 市町

	持参して死亡の届出を行い、埋火葬許可証を発行してもらいます。この許可証がなければ、亡くなった方を火葬したり埋葬したりすることができません。	
●司法解剖	<p>司法解剖が行われた場合、切開痕等を目立たせないように遺体を修復し、遺体を遺族の希望する場所まで搬送するための経費を公費で負担しています。</p> <p>公費搬送の区域は栃木県内となりますが、県外の大学で司法解剖した場合は、この限りではありません。</p>	警察署
●各種健康保険・年金の異動届	<p>犯罪被害者が医療保険あるいは年金を受給していた場合は、遺族は亡くなったことを担当機関に届け出る必要があります。</p>	<p>国民健康保険・国民年金：各市町、日本年金機構各年金事務所</p> <p>健康保険：全国健康保険協会栃木支部</p> <p>厚生年金：日本年金機構各年金事務所</p> <p>※不明な場合は、勤務先にご確認ください。</p>
●所得税・相続税の申告	<p>〈所得税〉犯罪被害者が亡くなったことを知った日から4ヶ月以内に申告する必要があります。</p> <p>〈相続税〉犯罪被害者が亡くなったことを知った日から10ヶ月以内に申告する必要があります。</p>	<p>(連絡先)</p> <p>税務署</p>

3 経済的支援として、以下のような制度があります。

制度	内容	窓口・連絡先
★犯罪被害者等見舞金 (遺族見舞金)	<p>故意の犯罪行為により死亡された方の遺族が被害後に直面する経済的な負担の軽減を目的とした見舞金制度です。</p> <p>栃木県では、県、市町のそれぞれに見舞金制度があります。</p>	<p>(県)</p> <p>くらし安全安心課</p> <p>(市町)</p> <p>犯罪被害者相談窓口担当課</p>
★犯罪被害者等給付金 (遺族給付金)	<p>故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族に対して、国が一時金を支給し、その精神的、経済的打撃の緩和を図りま</p>	警察本部犯罪被害者支援室

	す。 ※申請受付は、遺族の住所地を管轄する各都道府県警察が取り扱います。	警察署
★遺族基礎年金	国民年金加入中の方又は老齢基礎年金の資格期間を満了した方が死亡したとき、死亡した方に生計を支えられていた子や子がいる配偶者に支給されます。	市町
★遺族厚生(共済)年金等	厚生(共済)年金に加入中の人、老齢厚生(退職共済)年金の受給資格のある人、1級または2級の障害厚生(共済)年金を受給している人等が死亡したとき、遺族に支給されます。	厚生年金：日本年金機構各年金事務所 共済年金：共済組合 不明な場合：勤務先

4 こどもが遺族となった場合には、以下のような制度があります。

制度	内容	連絡先
★遺児の就学援助等	生命・身体犯罪被害者の子、孫、弟妹等で学資の支払いが困難と認められる(小学校入学前3年間の幼児から大学院生および外国の大学または大学院への留学生)に奨学金を支給しています。	(公財)犯罪被害救済基金 警察本部犯罪被害者支援室

5 マスコミ対応としては、以下のようなものがあります。

対応	内容	連絡先
●取材への対応	マスコミからの取材要請や通夜・告別式等での取材に対する対応について、警察や弁護士等を通じて申し入れをすることができます。	警察署 栃木県弁護士会
★異議申立て	テレビ、ラジオの人権侵害に対しては、「放送倫理・番組向上機構(BPO)」に、雑誌の人権侵害に対しては、「雑誌人権ボックス」に異議申立てをすることができます。	放送倫理・番組向上機構 (TEL) 03-5212-7333 (FAX) 03-5212-7330 雑誌人権ボックス (FAX) 03-3291-1220 栃木県弁護士会

イ 暴力犯罪等により傷害（障害）を負った方への対応

《特徴》

被害者は、身体の負傷だけでなく精神的に大きなダメージを受けている場合も多く、PTSDや適応障害、うつ病等にかかる場合があります。被害が自宅や近所で起こった場合や、加害者が近くに住んでいる場合は特に、再び被害に遭うのではないかと不安になる場合があります。

また、その治療費用や学業・職業維持の困難さ、治療のための通院で欠勤を余儀なくされること等の理由から、しばしば経済的な問題に直面することがあります。

《対応上の注意点》

1 捜査のために診断書等が必要な場合は、以下のような制度があります。

制度	内容	連絡先
★ 診断書等の公費支出	身体犯の事件捜査又は立証のため必要となる診断書等に要する費用の公費支出を行っています。	警察署

2 医療費の援助として、以下のような制度があります。

制度	内容	窓口・連絡先
● 高額療養費の支給	医療機関や薬局の窓口で支払った額が、ひと月で上限額を超えた場合、その超えた金額が申請により給付される制度です。	加入している公的医療保険（健康保険組合・全国健康保険協会栃木支部・市町（国保・後期高齢者医療制度）・共済組合など） かかっている医療機関の医事課あるいは医療ソーシャルワーカー
★ 高額療養費の貸付（立替）制度	加入者が、病院の窓口での支払いが困る場合、その支払いの一部を貸付けする制度です。	同上

<p>★ 第三者行為による傷病届出制度</p>	<p>交通事故や暴力行為(けんか)などの第三者の行為による傷病は、加害者が被害者の治療費を負担するのが原則ですが、「第三者行為による傷病届」を提出することで、健康保険を使用して治療を受けることができます(加害者が支払うべき治療費を健康保険が立て替えて支払います)。 手続きは、加入している保険により異なります。</p>	<p>加入している公的医療保険</p>
<p>★ 医療費控除</p>	<p>年間に支払った医療費から保険等で補てんされる金額を差し引いた金額が一定額を超える場合に、その超える部分が医療費控除の対象となります。控除を受けた金額に応じて所得税が軽減されます。</p>	<p>税務署</p>
<p>★ こども医療費助成制度</p>	<p>生まれた日から高校3年生までのこどもの医療費の自己負担額を市町が助成する制度です。 一部の市を除き、医療機関の窓口での支払がいない現物給付方式です。</p>	<p>市町</p>
<p>★ 自立支援医療費支給制度</p>	<p>精神通院医療、育成医療(身体上の障害・疾患があり手術等が必要な18歳未満の児童)、更生医療(身体障害者手帳を持っており障害を回復・改善するために必要な医療を要する18歳以上の方)にかかる費用の自己負担額上限が、原則として1割になります。</p>	<p>市町</p>
<p>★ ひとり親家庭医療費助成制度</p>	<p>母子・父子家庭等いわゆる「ひとり親家庭」の児童や親(配偶者のいない養育者を含む。)に対し、保険診療にかかった医療費の自己負担額について一部を支給します。 ただし、健康保険組合等から支給される附加給付金や高額療養費及び入院に係る食事療養費は除きます。</p>	<p>市町</p>

3 障害を負うなどした場合には、以下のような制度があります。

制度	内容	窓口・連絡先
★ 犯罪被害者等見舞金 (重傷病見舞金)	故意の犯罪行為により重傷病を負われた方が被害後に直面する経済的な負担の軽減を目的とした見舞金制度です。 栃木県では、県、市町のそれぞれに見舞金制度があります。	(県) くらし安全安心課 (市町) 犯罪被害者相談窓口担当課
★ 犯罪被害者等給付金 (重傷病給付金・障害給付金)	故意の犯罪行為により重傷病又は障害という重大な被害を受けた犯罪被害者に対して、国が一時金を支給し、その精神的、経済的打撃の緩和を図ります。 ※申請受付は、被害者の住所地を管轄する各都道府県警察が取り扱います。	警察本部犯罪被害者支援室 警察署
★ 特別障害者手当	精神又は身体に著しく重度の障害を有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方に対して、手当を支給します。	市町
★ 身体障害者手帳の交付	身体に障害のある方本人又は保護者の申請により、手帳が発行されます。医療費の給付や助成、各種税の減免や控除などを、障害の程度に応じて受けられます。	市町
★ 障害者控除	本人又は扶養親族等が障害者である場合には、一定額の税が控除されます。	税務署
★ 障害基礎年金	国民年金加入中にかかった病気やけががもとで一定以上の障害が残った場合などに一定額を支給します。身体的な障害のみならず、精神的な障害についても、受給できる場合があります。	市町
★ 障害厚生(共済)年金等	厚生(共済)年金の加入中に初診日のある病気やけががもとで一定以上の障害の状態となったときに支給されます。	厚生年金：日本年金機構各年金事務所 共済年金：共済組合 不明な場合：勤務先

4 こどもが被害当事者の場合は、以下のような制度があります。

制度	内容	連絡先
★ 特別児童扶養手当	精神又は身体に障害を有する20歳未満の児童を家庭で監護している父母、又は父母にかわってその児童を養育している人に対し、	市町

	手当を支給します。	
★障害児福祉手当	精神又は身体に重度の障害を有し、日常生活において常時介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方に対して、手当を支給します。	市町

5 加害者が暴力団等である場合には、専門機関に相談することが重要です。

《連絡先》警察、(公財)栃木県暴力追放県民センター

ウ 交通事故に遭った方への対応

《特徴》

交通事故は、危険運転致死傷罪や過失運転致死傷罪など「犯罪」に該当する場合があるにもかかわらず、その重大性が鑑みられることなく、「事故」として周囲から捉えられ、被害者やその家族は心ない言動に深く傷つき、強い憤りを感じていることがあります。被害の重大さに比べ加害者が軽い刑罰しか与えられないと感じたり、加害者から十分な謝罪がなされていないことに対して怒りを抱えている遺族も見受けられます。

《対応上の注意点》

1 交通事故に遭った場合には、以下のような対応が必要です。

対応	内容
●警察への連絡	交通事故に遭った場合、直ちに警察に連絡することが重要です。連絡が遅れると交通事故の認定や事故原因の究明が困難になる場合があります。保険請求に支障が生じる場合もあります。
●警察への診断書提出	交通事故でけがをした場合、警察へ診断書を提出する必要があります。事故時はけがに気付かなかったが、後でけがが明らかになった場合も同様です。 診断書を提出するに当たっては、事故現場を管轄する警察署等に事前に連絡し、必要書類等を確認してください。

2 自賠責保険、自動車保険の保険金を請求することができます。

《連絡先》損害保険会社

3 損害賠償については、当事者間において解決が図れない場合もあります。
 そのような場合には、以下のような機関・団体に相談をすることが有効です。
 また、交通事故の場合、言葉で事故状況を説明することは大変困難なため、事故の状況を示す図面や現場の写真、交通事故証明書等を用意したり、加害者の任意保険の有無とその種類を確認しておく、相談がスムーズに進む場合があります。

《連絡先》 栃木県交通事故相談所、栃木県交通安全活動推進センター、(公財)交通事故紛争処理センター、(公財)日弁連交通事故相談センター、(一社)日本損害保険協会そんぽADRセンター、(一財)自賠責保険・共済紛争処理機構

※(一財)自賠責保険・共済紛争処理機構への相談については、自賠責保険金・共済金の支払に関する事項に限ります。

4 経済的支援として、以下のような制度があります。

制度	内容	連絡先
★政府保障事業	加害車両が特定できない場合や自賠責保険に未加入の車両による事故の場合等、自賠責保険が適用されない場合に、自賠責保険と同様の補償を受けることができます。	損害保険会社
★奨学金の貸与	交通事故が原因で亡くなった人又は重度の後遺障害が残った人の子を対象に、高等学校以上の学費について奨学金を無利子で貸与します。	(公財)交通遺児育英会
★交通遺児育成給付金制度	交通事故により保護者を亡くした満16歳未満の交通遺児が、損害賠償金等の中から、拠出金を交通遺児等育成基金に払い込んで基金に加入すると、これに国や民間からの援助金を加えて同基金が運用し、本人が満19歳に達するまで育成給付金が支給されます。	(公財)交通遺児等育成基金
★介護料支給、各種貸付等	自動車事故を原因として、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害を持つため、日常生活動作について常時又は随時の介護が必要な状態の方に介護料が支給されます。 また、交通遺児等貸付、不履行判決等貸付、後遺障害保険金一部立替貸付、保障金一部立替貸付などがあります。	(独)自動車事故対策機構(NASVA)
★生活資金、緊急時見舞金	交通遺児等を有する特に生計困窮度の高い家庭を対象として、越年資金、入学支度金、進学等支援金、緊急時見舞金を支給しています。	(公財)交通遺児等育成基金

エ 性犯罪被害に遭った方への対応

《特徴》

性犯罪は、「魂の殺人」とも呼ばれ、被害者の尊厳を踏みにじる悪質な犯罪で、被害者やその家族に、長期にわたって深刻な影響を与えることがあります。被害者は、性感染症や望まない妊娠・中絶など、身体的に大きなダメージを受けていることがあります。また、不眠や食欲不振などの体調不良のほか、精神的にもフラッシュバックやパニックなどの症状、自責感、孤立感、対人恐怖、集中できない、イライラしやすいなどの症状が出ることもあります。

さらに、刑事手続きが進むことで、被害者は事件のことを想起せざるを得なくなり、精神的負担が増大します。

また被害者にとって、男性（女性）に対する恐怖心がある場合、女性（男性）の支援者が対応する等、被害者の希望に沿った性別の支援者が対応することが必要です。

《対応上の注意点》

1 早期解決・回復のためには、すぐに警察に相談することが重要です。

しかしながら、性犯罪の被害者は、知人・家族などから加害を受けたことや羞恥心・恐怖心から、被害の届出をためらう場合が多いため、警察でどのような対応がされるか説明する、支援者が警察まで付き添うなどし、被害者の不安の軽減に努めることが重要です。

対応	内容
● 警察への届出	警察への届出の重要性や支援について説明した上で、なお届出に消極的な場合には、届出を強いるのではなく、本人の判断で決めることが大切であることを伝えることが重要です。 警察では、できるだけ本人の希望に沿った性別の警察官が対応するようにしています。
● 警察での事情聴取・実況見分	被害の状況や犯人像などを聞かれるほか、現場の確認や証拠品（当時着ていた服など）の提出を求められる場合があります。 警察では、被害者等の「パトカーや制服警察官が家に来られたら困る。」「女性捜査員に話を聞いて欲しい。」等の希望に沿えるよう配慮しています。証拠採取に関しては、専用の用具や着替えを使用したり、被害状況を再現する必要がある場合には、ダミー人形等を使用するなど被害者等の負担軽減に努めています。
★ 警察による初診料等公費負担	一定の要件を満たす場合に、初診料等を公費で負担します。
★ 性犯罪被害相談電話 （ハートさん） （#8103）	警察の性犯罪被害専門の相談窓口で、匿名で相談できます。 「#8103」は全国共通ダイヤルで、発信場所を管轄する都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながります。

2 すぐに警察に届け出ることには消極的な場合でも、治療や緊急避妊、犯人の体液等の証拠採取や性感染症の検査のため、婦人科等の検診を受けるように勧める必要があります。その際、受診の必要性について本人によく説明し、理解を得ることが重要です。

対応など	内容	連絡先
●とちぎ性暴力被害者サポートセンター（とちエール）	<p>とちエールは、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターです。県が栃木県済生会宇都宮病院に委託して運営しています。警察への申告は抵抗があるという方には、とちエールへの相談を勧めてください。</p> <p>なお、とちエールに相談した被害者等で、医療機関での診療等が必要と認められた方には、一定の要件のもとで県が医療費を公費負担します。</p>	<p>はやくワンストップ #8891</p> <p>※夜間・休日はコールセンターにつながり相談できます。</p> <p>相談専門ダイヤル 028-678-8200</p>
●緊急避妊	<p>被害から 72 時間以内であれば、薬の服用により、高い割合で妊娠を回避することができます。服用開始が早いほど回避の確率が高くなるので、被害後すぐに受診することが重要です。</p>	とちエール
●証拠採取	<p>被害直後の場合には、婦人科において、犯人の体液等を採取しておくことで、後に告訴することとなった際に、証拠となります。</p> <p>入浴等してしまうと採取できない場合があるので、すぐに受診することが重要です。</p>	<p>産婦人科</p> <p>※すべての病院で対応できるわけではないので、警察、とちエールを通した方がよい。</p>
●病院への付添い	<p>被害者の精神的負担軽減のため、診療の際に、支援者が付添いを行います。</p>	(公社)被害者支援センターとちぎとちエール
●特定感染症検査	<p>HIV 検査、梅毒検査、クラミジア検査、淋病が無料・匿名でできます。</p>	<p>栃木県健康福祉センター 宇都宮市保健所</p>

3 裁判においては、被害者の精神的負担の軽減のため、以下のような制度があります。

制度	内容	連絡先
★証人出廷等の配慮	<p>性犯罪の被害者が法廷で証言する際、状況に応じて、心理カウンセラーや保護者・教師などが付き添うことが認められており、民間団体の支援者や検察庁の被害者支援員が付き添うこともできます。</p> <p>また、事案によりますが、加害者と顔を合わさないようにするため裁判において、遮へい措置をとったり、ビデオリンク方式による尋問を行うこともできます。</p> <p>さらに、公開の法廷において被害者の氏名などを明らかにしない措置をとることもできます。</p>	<p>検察庁又は事件を審理している裁判所</p> <p>(公社)被害者支援センターとちぎ</p>

4 精神的なショックが非常に大きく、支援者には特段の配慮が求められます。対応が困難な場合には、専門機関・団体における相談を勧めることも重要です。

《連絡先》性犯罪被害相談電話（警察）
 とちぎ性暴力被害者サポートセンター（とちエール）
 （公社）被害者支援センターとちぎ

コラム — 性犯罪に関する法改正 —

近年における性犯罪の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処を可能とするため、性犯罪の要件や法定刑などについて刑法が改正され、平成 29(2017)年の改正では、親告罪とされていた強姦罪（改正後は「強制性交等罪」）、強制わいせつ罪等の性犯罪は、親告罪ではなくなり、告訴がなくても裁判により犯人を処罰することができるようになりました。

また、改正法が施行される前に被害に遭われた事件についても、原則として、告訴がなくても裁判により犯人を処罰することができるようになりました。

さらに、令和 5（2023）年 7 月に刑法及び刑事訴訟法の一部改正が施行され、強制わいせつ罪は「不同意わいせつ罪」に、強制性交等罪は「不同意性交等罪」に改正されましたが、いずれの罪名においても告訴は不要とされており、同意しない意思を形成したり、表明したり、全うすることが難しい状態で性的行為がなされることが要件として定められ、暴行・脅迫・障害・アルコール・立場による影響力など、様々な具体例が明記されました。

また、性交同意年齢の引き上げや、わいせつ目的での面会要求、性的な画像の盗撮、公訴時効期間の延長など様々な規定が改正・新設されました。

オ 配偶者等からの暴力を受けた方への対応

《特徴》

配偶者からの暴力には、殴る・蹴るなどの身体的暴力のほか、人格を否定するような暴言を吐く、何を言っても無視する、交友関係を細かく監視するなどといった精神的暴力、嫌がっているのに性的行為を強要する、見たくないポルノビデオ等を見せる、避妊に協力しないといった性的暴力などが含まれます。暴力の影響は深刻で、目に見える傷だけでなく、目に見えない心の傷や、一見、暴力とは関係のない身体の症状が現われることもあります。被害者の多くは、加害者から「おまえが悪い」などと責められ続け、自信をなくし、「私が悪い」、「私がいたらないから…」などと自分を責めています。

また、加害者である配偶者への経済的な依存や加害者からの報復・返しへの恐怖、家族・親戚など周囲の無理解などにより、誰にも助けを求めることができず、周囲から気付かれないうちに暴力がエスカレートし、被害が長期化・潜在化・深刻化しやすいという特徴があります。

《対応上の注意点》

1 相談者の困難を受け止め、評価することなく、受容する姿勢で相談を受けてください。

暴力の中で暮らしてきた困難や苦しみをまず理解し、悩みながら相談している気持ちを受け止める姿勢が求められます。

被害者の立場に立って、被害者の言葉、訴える内容をありのまま聞いてください。

「夫の言い分も聞きたい」とか「殴られる理由があったのではないか」などの問いかけは適切ではありません。

2 緊急性（安全性）を確認します。

加害者が追跡してくる可能性があるか、被害者に対する危険が迫っていないか、被害者はけがを負っていないか、また、こどもの状況などの確認を行い、必要に応じて早急に警察や医療機関などの専門機関につなぎます。

なお、直近に被害を受けた場合には、面接時に傷などの写真を撮ったり、受診の際に診断書を書いてもらうなどしておく、保護命令申立ての証拠として使える場合があります。

配偶者からの暴力を受けている人を発見した人は、配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するように努めなければなりません。医師その他の医療関係者は、被害者を発見しやすい立場にあることから、守秘義務を理由にためらうことなく、通報を行うことが必要です（なお、当該通報は守秘義務違反にあたらないとされています）。通報については、被害者の意思を尊重することになっていますが、被害者の生命又は身体に対

する重大な危険が差し迫っていることが明らかな場合には、そのような同意が確認できなくても積極的に通報を行うことが必要です。

《連絡先》 警察署、配偶者暴力相談支援センター、医療機関

3 緊急時における安全の確保及び一時保護が必要か検討します。

「家を出たい」、「怖くて帰れない」など相談者の意思が明確である場合は、緊急時における安全の確保及び一時保護も検討しなくてはなりません。

まず、友人宅や実家、親族の家など一時的に避難する場所があるかどうかを確認し、所持金がある場合は、宿泊施設の利用も考えます。加害者が実家や知人宅を知っていて、そこに避難してもすぐに連れ戻される危険性がある場合などには、女性相談支援センターの一時保護についての情報提供を行います。一時保護等が必要と考えられる場合は、配偶者暴力相談支援センターなどの専門機関につなぎます。配偶者暴力相談支援センターでは、保護命令申立てや住民基本台帳等の閲覧制限、健康保険被扶養者認定等の取扱などの手続について相談できます。

《連絡先》 配偶者暴力相談支援センター、栃木県健康福祉センター（町部）、各市福祉事務所（市部）

4 再被害防止のためには、以下のような制度があります。

制度	内容	連絡先
★保護命令	<p>配偶者（事実婚を含む。）又は生活の本拠を共にする交際相手（婚姻時や交際時に暴力等を振るった元配偶者や元交際相手を含む。）から身体に対する暴力又は生命等、自由、名誉、財産等に対する脅迫を受けた者の安全を確保するため、裁判所は、被害者本人から申立てがあり、法定の要件が認められる場合に、保護命令を発令します。保護命令には、接近禁止命令、電話等禁止命令と退去命令があります。保護命令に違反した場合には、2年以下の拘禁刑又は200万円以下の罰金に処せられることがあります。</p> <p>※接近禁止命令 1年間、相手方に対して、申立人の身辺につきまとい、又は申立人の住居や勤務先等の付近をはいかひすることを禁止する命令（申立人と併せて申立人と同居する未成年の子及び申立人の親族等を対象とすることも可（ただし、対象とする者の同意が必要な場合あり）。）。</p> <p>※電話等禁止命令</p>	<p>警察署 配偶者暴力相談支援センター 地方裁判所</p>

	<p>申立人への面会要求や無言電話等を禁止する命令（申立人と併せて申立人と同居する未成年の子を対象とすることも可（ただし、一部対象外の事項あり。）。）。</p> <p>※退去命令 2か月間（被害者及び相手方が生活の本拠として使用する住居の所有者又は賃借人が被害者のみである場合で、被害者からの申立てがあったときは、6か月間）、相手方に対して、申立人と共に生活の本拠としている住居から出て行くことを命じ、かつ、当該住居の付近をはいかいすることを禁止する命令。</p>	
★住民票の写しの交付等の制限	<p>配偶者からの暴力（DV）から逃れて新しい居住地に住民票を異動させる必要がある場合、被害者は、居所を探されるおそれがある住民票や戸籍の附票などの書類を加害者が請求しても、市町村長が交付をしないように、申し出ることができます。</p> <p>申出を受けた市町村長は、警察、配偶者暴力相談支援センター等の意見を聴くなどし、措置の必要性について確認を行います。</p>	市町
★基礎年金番号の変更処理	<p>DV 被害者は、年金相談や年金加入期間照会等に際して、被害者本人以外の者への回答が行われないようにするため、年金事務所に申し出ることにより基礎年金番号を変更することができます。</p>	年金事務所
★緊急通報装置の貸し出し	<p>ボタンを押すだけで警備会社を通して110番通報される他、GPS機能が付いているため被害者の居場所を把握することができます、警察官がいち早く被害者の元に駆けつけることができます。</p>	警察署

5 配偶者からの暴力から逃れられない理由の一つとして、経済的自立の困難が挙げられます。そのため、以下のような制度を活用し、自立を図ることも有効です。

制度	内容	連絡先
●就労や能力開発に関する相談	求職者の置かれた状況を踏まえた就職支援を行います。	ハローワーク 栃木県職業能力開発促進センター とちぎジョブモール
★公的職業訓練	必要な知識・技能を習得するための職業訓練を実施しています。	ハローワーク 栃木県職業能力開発促進センター
★訓練手当	母子家庭の母等が公的職業訓練を受ける場合に、一定額を支給します。	ハローワーク

★母子家庭等 就業・自立支援 事業	女性や母子家庭等の就業や生活に関する相談を受け付けています。	市町 母子家庭等就業・自立支援センター
★母子・父子自立支援プログラム策定事業	福祉事務所等において、自立が見込まれる支援対象者の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークや母子家庭等就業・自立支援センターと緊密に連携しつつ、きめ細やかな就業支援等を行います。	各市福祉事務所 県健康福祉センター（町部）
★高等職業訓練促進給付金事業	母子家庭の母又は父子家庭の父が、看護師等の定められた資格を取得するため、1年以上養成機関で修業する場合に、就学期間中の生活負担軽減のため給付金を支給します。	各市福祉事務所 県健康福祉センター（町部）
★母子家庭等自立支援教育訓練給付金	母子家庭の母又は父子家庭の父が、就職やキャリアアップのために、あらかじめ指定された教育訓練給付講座を受講し、修了した場合に、受講に要した経費の一部を支給します。	各市福祉事務所 県健康福祉センター（町部）
★子育てのサポート	ファミリー・サポート・センターは、子育ての「援助を受けたい人」と「援助を行いたい人」からなる会員組織です。 児童預かり等のサポートを利用できます。	ファミリー・サポート・センター
★一時預かり保育	様々な事情によって、家庭での保育が一時的に困難になった場合に、就学前のこどもを預かります。 ※利用料金は有料です。	市町

カ ストーカー被害に遭った方への対応

《特徴》

「ストーカー行為等の規制等に関する法律」では、特定の人に対する恋愛・好意の感情やそれが満たされなかったことによる怨恨の感情を充足する目的から、特定の人やその家族、友人、職場の上司など特定の人と密接な関係がある人に対して行う、次のような行為を「つきまとい等」又は「位置情報無承諾取得等」と規定して規制しています。

《つきまとい等》

- ① つきまとい、待ち伏せ、押し掛け ②監視していると告げる行為
- ② 面会、交際の要求 ④粗野又は乱暴な言動 ⑤無言電話、連続した電話
ファクシミリ、電子メール、SNSのメッセージ等、⑥汚物などの送付
- ⑦名誉を傷つける ⑧性的羞恥心の侵害

《位置情報無承諾取得等》

- ① GPS 機器等を使用して無断で位置情報を取得する
- ② GPS 機器等を無断で取り付ける

ストーカー行為は、「つきまとい等」「位置情報無承諾取得等」などを繰り返して行うことをいいます。

《対応上の注意点》

1 支援者には、被害者の相談内容を重く受け止めるという姿勢が求められます。被害者には、緊急の場合に、警察に通報するとともに、ストーカー被害を具体的に立証するため、以下のような対応をするように促すことが有用です。

- (1) 被害の内容、日時、場所、車両ナンバー等を記録する
- (2) 相手の具体的な言葉や動作を細かく記録する
- (3) 相手からの手紙やメール、留守番電話メッセージを保存する
- (4) 電話の会話内容をメモ、又は録音する
- (5) 相手が残したメモや贈り物の状況を撮影する
- (6) 目撃者がいれば協力を依頼する

《連絡先》 警察署

2 ストーカー被害が認められた場合には、再被害防止のために、以下のような対策がとられます。

方法	内容	連絡先
★ 警察からの警告、禁止命令	<p>加害者から「つきまとい等」又は「位置情報無承諾取得等」の行為があり、更に反復して当該行為がなされるおそれがある場合は、加害者に対して警察から「警告」、または公安委員会等から「禁止命令等」を出すことができます。</p> <p>また、「警告」等以外にも、警察に対してストーカー行為等の規制等に関する法律違反等で加害者を検挙することができます。</p>	警察署
★ 住民票の写しの交付等の制限	<p>ストーカー被害から逃れるために転居した後、加害者による住所探索を防ぐために、被害者は、居所を探されるおそれがある住民票や戸籍の附票などの書類を加害者が請求しても、市町村長が交付をしないように、申し出ることができます。</p> <p>申出を受けた市町村長は、警察、配偶者暴力相談支援センター等の意見を聴くなどし、同支援措置の必要性について確認を行った上で、支援措置を行います。</p>	市町

●無言電話や執拗な電話の対応	ナンバー・ディスプレイ、ナンバー・リクエスト（電話番号を通知してこない電話は受け付けないようにするシステム）、迷惑電話おことわりサービス等を利用することもできます。	NTT その他の電話会社
★緊急通報装置の活用	ボタンを押すだけで警備会社を通して110番通報される他、GPS機能が付いているため被害者の居場所を把握することができ、警察官がいち早く被害者の元に駆け付けることができます。	警察署

キ 虐待された子どもへの対応

《特徴》

児童虐待とは、「児童虐待の防止等に関する法律」に定義される保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。）による子ども（18歳未満）に対する①身体的虐待、②性的虐待、③養育の放棄又は怠慢（ネグレクト）④心理的虐待をいいます。長期的に適切な養育環境を提供されないことで、子どもの心と体に深刻な影響を与えます。

具体的には、発育・発達が遅れたり、対人関係がうまくとれなかったり、PTSDが生じることなどが挙げられます。さらに、それらの影響は子どもの人格形成に著しい影響を与え、適応的な振る舞いが難しくなることもあります。

また、落ち着きがなくなったり、非行などにつながる場合もあります。被害を受けた子どもに適切な対処がなされない場合などには、本人が保護者となった時に自分の子どもに虐待をしてしまうこともあります。

児童虐待への対応では、何より子どもの命と安全を守るためにあらゆる機関・団体が有効なネットワークを構築し、早期発見、早期対応をすることが重要になります。

《対応上の注意点》

- 1 児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに市町、福祉事務所、児童相談所に通告しなければなりません。

たとえ、子どもや保護者が通告を拒む場合であっても、子どもの安全を守るためには通告が必要です。虐待を知った機関・団体が安易に判断せず、速やかに児童相談所等に通告し、子ども、家族にどのような関わりをしたら良いか、子どもや保護者の訴え、態度等を通告先機関に伝えた上で、子ども、家族にどのような関わりをしたらよいかよく相談し、対応することが重要です。

なお、通告を受けた機関は通告した者を特定させるものを漏らしてはならないとされています（児童虐待の防止等に関する法律第6条、第7条）。

(1) こども自身から告白、相談があった場合

できる限りこどもにとってくつろげる場所を選び、「話しやすいところから話していいよ」とこどものペースで話を聞きます。こどもの訴えに意見したり、評価したり誘導したりせずに聞いてください。

無理に聞き出さないようにしてください。性的虐待などについてはこども自身の負担が大きいことや、事実確認が難しいことから、とりわけ専門的な聞き取りが必要です。被害を打ち明けられた場合は通告に必要な最低限度の情報の確認を行い、児童相談所等に通告し対応を協議してください。

(2) 虐待を行っている保護者からの相談により虐待が発見される場合

保護者からの自発的な相談の場合には、加害者である本人の話を傾聴しながらも、こどもの置かれているリスクを冷静かつ客観的に判断し、速やかに児童相談所等に通告してください。

《連絡先》市町、栃木県健康福祉センター、児童相談所

コラム — 守秘義務について —

守秘義務とは正当な理由なく外部に情報を漏らしてはならないことをいいます。守秘義務は、公務員や医師などに厳重に課せられています。しかし、虐待が疑われる状況がありながら、守秘義務を理由に通告が躊躇されるのでは、こどもを守ることにはなりません。守秘義務と通告義務との関係については、児童虐待防止法第6条第3項は、「刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。」と規定し、通告が守秘義務違反には当たらないことを明記しています。

2 生命・身体に重大な危害が及んでいる場合には、早急に警察や消防に通報しなければなりません。

こどもが大けがをしているなど、児童相談所等に通告していても生命・身体への重大な危害が回避できない場合には、110番通報又は119番通報により、速やかに警察又は消防へ通報してください。

《連絡先》警察署、消防署

3 通告後は、通告先機関等において以下のような対応がとられます。

(1) 調査

通告先機関は、通告受理後、速やかにこどもや家族についての調査を行います。

こどもの置かれているリスクが高く親子分離を図りながら調査をする必要がある場合は、児童相談所によって一時保護が実施されます。必要な場合は保護者に対しこどもへの通信・面会が制限されます。

(2) 在宅支援の場合

通告先機関等への通所面接、通告先機関等による家庭訪問、保健師、児童委員などによる支援、見守り等が実施されます。

(3) 親子分離が必要な場合

児童相談所による児童養護施設等への入所や里親への委託等の措置が行われ、可能な事例については再び保護者と子どもがともに生活できるよう支援が行われます。

ただし、保護者が措置に同意しない場合は、家庭裁判所への申立てにより措置の承認を求めます。

これらの取組は、市町村が中心となって設置・運営する要保護児童対策地域協議会等を通じた緊密な連携に基づき、関係機関のもつ機能・権限、社会資源を有効に動員して行われます。

4 通告後は、通告者には以下のような役割が求められています。

通告された子どもの多くは、その後、様々な機関の支援により在宅で生活を続けます。

地域にあって子どもと家族が安心して暮らせるための支援について、通告先機関、要保護児童対策地域協議会等から、引き続き協力を依頼されることもあります。

コラム — 親権者の懲戒権に関する規定の見直し —

旧民法では、「親権を行う者は、監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる」として、親権者の懲戒権を定めていました。この規定については、児童虐待を正当化する口実に利用されているとの指摘があり、令和4(2022)年12月の同法改正でこの規定が削除されました。

また、「親権を行う者は、監護及び教育をするに当たっては、子の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達に程度に配慮しなければならない。かつ、体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。」とされ、児童虐待防止法においても、民法の新たな規定ぶりに合わせる改正が行われました。

なお、児童虐待防止法第14条第2項では「児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない」と規定されており、しつけの範囲を逸脱した子ども虐待については、法律上犯罪となることが示されています。

ク 虐待された高齢者への対応

《特徴》

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、高齢者虐待防止法といいます）」で規定する高齢者虐待とは、養護者（在宅高齢者の介護を行う家族等）及び養介護施設従事者等（施設や居宅サービス等の職員）により高齢者（65歳以上の者）に対して行われる、①身体的虐待、②介護、世話の放棄・放任、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の行為をいいます。

また、法律の目的には、虐待を受けた高齢者の保護措置のみならず、養護者に対する支援のための措置（負担軽減等）を定めることがうたわれています。

高齢者虐待は、長年の家族関係や介護疲れ、金銭的問題等のさまざまな要因が複雑に絡み合って生じます。虐待をしている養護者も、虐待を受けている高齢者も「虐待」の自覚や認識が薄い場合が多く、また保護者が子を思うが故に虐待の事実を隠そうとすることもあり、家庭内における高齢者虐待は表面化しにくい傾向があります。

《対応上の注意点》

1 虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに市町の高齢者福祉窓口や地域包括支援センターに通報・届出をしてください。

(1) 養護者による虐待の通報等について

養護者による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者には、速やかに市町村に通報するよう努力義務が課されています。

さらに、その高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、単なる努力では足りず、速やかに市町村に通報しなければなりません。

また、高齢者の福祉に業務上関係のある団体や職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることから、高齢者虐待の早期発見に努めなければならないと規定されています。高齢者の身体面や行動面での変化、養護者・家族等の様子の变化などを専門的な知識を持って常に観察することが重要です。

(2) 養介護施設従事者等による虐待の通報等について

養介護施設従事者等は、自分が働く施設・事業所等で職員による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する義務があります。

養介護施設従事者等による虐待を通報した職員は、通報したことを理由として解雇その他不利益な取扱いを受けることはありません。

これ以外の場合でも、養介護施設従事者等による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者には、市町村への通報努力義務が規定されており、特に高齢者の生命又は身体に重大な危険を生じている場合は、速やかに市町村に通報しなければなりません。

虐待を受けた高齢者自身も市町村に届け出ることができます。

(3) 通報者等に関する守秘義務について

通報等を受理した市町村職員には、通報等をした者を特定させるものを漏らしてはならないと守秘義務が課せられています。

《連絡先》市町、地域包括支援センター

2 養護者による高齢者虐待に関する通報・届出受理後は、市町において以下のような対応がとられます。

(1) 事実確認・立入調査・警察への援助要請

市町村は、高齢者虐待の通報・届出がなされた場合は、速やかにその内容に関する事実の確認を行います。高齢者の安全確認と、虐待の種類や程度、事実や経過、身体・精神・生活状況等の把握等について、当該高齢者と関わりのある機関や関係者からの情報収集のほか訪問面接を行い、客観的に確認します。

高齢者の生命又は身体に重大な危険を生じているおそれがあると認められる場合

には、立入調査を実施することができます。

その際、必要に応じて高齢者の居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助要請します。

(2) 援助方針の決定、援助の実施

事実確認後、虐待事例に対する援助方針・内容を検討します。

生命又は身体に重大な危険を生じているおそれがあると認められた高齢者を養護者から分離し、保護します。

分離・保護の手段としては、①契約による介護保険サービスの利用（短期入所・施設入所等）と、②老人福祉法に基づくやむを得ない事由による措置があります。

(3) 成年後見制度の活用

虐待を受けている高齢者の権利を擁護する手法として、市町村長による成年後見制度の開始の審判請求があります。

(4) 養護者支援

養護者は、介護疲れやストレス、認知症介護の知識がない、養護者自身が支援を要する状態にある等の様々な要因の結果、虐待に至ります。

虐待者に男性（息子や夫）が多い背景には、慣れない家事や介護、地域で相談相手がないことによる孤立等が重なり合っています。

そのため、認知症に関する知識と介護の方法を指導する、介護保険サービスの利用により介護負担を軽減する等、適切に養護者への相談・指導及び助言等の支援を行い、高齢者虐待の防止を図ります。

3 養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する通報・届出受理後は、市町等において以下のような対応がとられます。

(1) 事実確認

通報等への対応は、養介護施設・養介護事業所の所在地の市町村が行います。

対応方法は、基本的に養護者による虐待への対応と同じです。また、県とも連携して事実確認します。

(2) 老人福祉法及び介護保険法の規定による権限の行使

養介護施設従事者等による虐待が認められた場合には、市町村又は県は、高齢者の保護を図ります。

高齢者の生命・身体、財産に重大な危険が生じていたり、権利利益が著しく侵害されている場合などは、市町村又は県は、改善勧告や改善命令、指定取消等、老人福祉法や介護保険法に基づく権限を適切に行使し、当該養介護施設・事業所の業務改善を促します。

3 ニーズに応じた解決手段

ここでは、よくある相談内容と、それに対応し得る代表的な支援・制度を記載します。

※支援や制度によっては、細かい条件があり、該当しない場合があります。

注) ●：原則すべての人が対象となる支援等 ★：対象要件がある支援等

(1) 総合的相談

<ul style="list-style-type: none"> ・被害に遭い、どうしてよいかわからない ・どこに相談してよいかわからない ・課題、問題がありすぎて、何から相談してよいのかわからない
--

対応しうる支援・制度		連絡先
★多機関連携によるワンストップサービス	犯罪被害を受けた方やご遺族の負担軽減を図るとともに、必要な支援を漏れなくスムーズに受けられるように調整します(※一定の要件があります)。	県：くらし安全安心課（P46）
●総合相談窓口	犯罪被害を受けたことによって直面している課題などを整理し、適切な対応機関を紹介します。	県：くらし安全安心課（P46） 市町：総合的対応窓口担当課（P112） 各警察署（P113） （公社）被害者支援センターとちぎ（P65） 法テラス栃木（P63）

(2) 心身の不調

<ul style="list-style-type: none"> ・精神的につらい、体調が悪い
--

対応しうる支援・制度		連絡先
●受診相談、悩み相談	精神的被害を受けた被害者に対し、相談・カウンセリング等を実施しています。	（公社）被害者支援センターとちぎ（P65） 警察（各相談窓口）（P59） 栃木県精神保健福祉センター（P82） 栃木県健康福祉センター・宇都宮市保健所（P116）

<ul style="list-style-type: none"> ・被害に遭った人同士で気持ちを共有したい
--

対応しうる支援・制度		連絡先
●自助グループへの参加	犯罪被害者等が複数名集まり、心情の共有だけでなく、様々な支援に関する率直な意見交換、情報交換を行うことができます。	（公社）被害者支援センターとちぎ（P65）

(3) 生活上の問題

ア 仕事上の困難

・職場で不合理な対応にあった

対応しうる支援・制度		連絡先
●労働問題に関する相談	解雇、労働条件、いじめ・嫌がらせ等、労働問題に関する様々な相談に応じます。	総合労働相談コーナー（P125） 労働政策課（P49） 栃木県弁護士会（P73）
★労働紛争の解決促進	弁護士等が労働関係に関する紛争解決のためのあっせんなどを行います。	総合労働相談コーナー（P125） 労働委員会 028-623-3337

・働かなければならないが、就職先が見つからない

対応しうる支援・制度		連絡先
●就労や能力開発に関する相談	求職者の置かれた状況を踏まえた就職支援を行います。	ハローワーク（P124） 栃木職業能力開発促進センター（P89） とちぎジョブモール（P89）
★公共職業訓練	職業に必要な知識・技能を習得するための職業訓練を実施しています。	ハローワーク（P124） 栃木職業能力開発促進センター（P89）
★職業訓練受講給付金	公共職業訓練を受ける場合に、一定額を支給します。	ハローワーク（P124）
★母子家庭等就業・自立支援事業	就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供に至るまで、一貫した就業支援サービス等を提供します。	母子家庭等就業・自立支援センター（P94）
★母子・父子自立支援プログラム策定事業	福祉事務所等において、自立が見込まれる支援対象者の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークや母子家庭等就業・自立支援センターと緊密に連携しつつ、きめ細やかな就業支援等を行います。	市福祉事務所（P115） 県健康福祉センター（町部）（P116）

・資格を取得し、スキルアップを図りたい

対応しうる支援・制度		連絡先
★高等職業訓練促進給付金	母子家庭の母又は父子家庭の父が、看護師等の定められた資格を取得するため、1年以上養成機関で修業する場合に、修学期間中の生活負担軽減のための給付金を支給します。	市福祉事務所（P115） 県健康福祉センター（町部）（P116）
★母子家庭等自立支援教育訓練給付金	あらかじめ指定された教育訓練講座を受講した母子家庭の母又は父子家庭の父に対して、講座修了後に受講料の一部を支給します。	市福祉事務所（P115） 県健康福祉センター（町部）（P116）

・働きたいが、こどもの世話がある

対応しうる支援・制度		連絡先
★子育てのサポート	児童の預かり等のサポートを利用できます。	ファミリー・サポート・センター（P126）
★一時保育（一時預かり）	様々な事情によって家庭において保育できない場合、一時的に就学前のこどもを預かります。 ※利用料金は有料です。	市町児童福祉担当課

イ 不本意な転居など住居の問題

・一時的に自宅に住めなくなってしまった、緊急に転居する必要がある

対応しうる支援・制度		連絡先
★公営住宅への一時入居	犯罪被害により従前の住宅に住居することが困難となった犯罪被害者等は、提供可能住戸があるときに限り、公募によらないで一時的な入居ができる場合があります。	県営住宅：住宅課（P49） 市町営住宅：市町公営住宅担当課
★被害直後における一時避難場所の確保	自宅が犯罪の現場となり、継続して居住が困難で、自ら居住する場所が確保できない場合など、公費により一時的に避難するための宿泊場所を提供します。	各警察署事件担当課（P113）

・自宅が犯罪の現場になり転居したい

対応しうる支援・制度		連絡先
★公営住宅への優先入居	<p>犯罪被害により従前の住宅に住居することが困難となった犯罪被害者等に対しては、県営住宅の入居者を決定する抽選の際に優先措置があります。</p> <p>市町の公営住宅についても、優先的に入居できる場合があります。</p>	<p>県営住宅：住宅課（P49）</p> <p>市町営住宅：市町公営住宅担当課</p>

ウ 経済的な困窮（問題）

・被害に遭ったことに対して金銭的援助を受けたい

対応しうる支援・制度		連絡先
★犯罪被害者等見舞金の給付	<p>故意の犯罪行為により死亡された方の遺族や、重傷病を負われた方が被害後に直面する経済的な負担を軽減するため、申請に基づき見舞金を給付します。</p>	<p>県：くらし安全安心課（P46）</p> <p>市町：総合的対応窓口担当課（P112）</p>
★犯罪被害給付制度	<p>故意の犯罪行為によって不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族又は重傷病若しくは障害という重大な被害を受けた犯罪被害者に対して、国が一時金を支給し、その精神的、経済的打撃の緩和を図ります。</p> <p>※申請受付は、申請者の住所地を管轄する各都道府県警察扱い。</p>	<p>警察本部犯罪被害者支援室 各警察署事件担当課（P113）</p>
★労災保険給付	<p>業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して、労働者やその遺族のために必要な保険給付等を行います。</p>	<p>労働基準監督署（P124）</p>
★災害共済給付	<p>義務教育諸学校、高等学校、高等専門学校、幼稚園や保育所の管理下における災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対し、医療費、障害見舞金又は死亡見舞金を支給します。</p>	<p>（独）日本スポーツ振興センター 東京給付課（P99）</p>

・医療費の負担を軽くしたい

対応しうる支援・制度		連絡先
●高額療養費の支給	医療機関や薬局の窓口で支払った額が、ひと月で上限額を超えた場合、その超えた金額が申請により給付される制度です。	加入している公的医療保険（健康保険組合・全国健康保険協会 栃木支部・市町（国保・後期高齢者医療制度）・共済組合など）にかかっている医療機関の医事課、医療ソーシャルワーカー
★高額療養費の貸付（立替）制度	加入者が、病院の窓口での支払いが困る場合、その支払いの一部を貸付けする制度です。	同上
★医療費控除	年間に支払った医療費から保険等で補てんされる金額を差し引いた金額が一定額を超える場合に、その超える部分が医療費控除の対象となります。控除を受けた金額に応じて所得税が軽減されます。	税務署（P110）
★子ども医療費助成	生まれた日から高校3年生までの子どもの医療費の自己負担額を市町が助成する制度です。一部の市を除き、医療機関の窓口での支払がいない現物給付方式です。	市町医療助成担当課
★自立支援医療費支給制度	精神通院医療、育成医療（身体上の障害・疾患があり手術等が必要な18歳未満の児童）、更生医療（身体障害者手帳を持っており障害を回復・改善するために必要な医療を要する18歳以上の方）にかかる費用の自己負担額上限が、原則として1割になります。	市福祉事務所（P115） 町障害福祉担当課
★ひとり親家庭医療費助成制度	母子・父子家庭等いわゆる「ひとり親家庭」の児童や保護者（配偶者のいない養育者を含む。）に対し、保険診療にかかった医療費の自己負担額について一部を支給します。ただし、健康保険組合等から支給される附加給付金や高額療養費及び入院に係る食事療養費は除きます。	市町児童福祉担当課

・生活資金に困っている

対応しうる支援・制度		連絡先
★生活福祉資金貸付制度	低所得世帯、障害者世帯、または高齢者世帯に対し、必要な相談支援と資金の貸付を行います。	社会福祉協議会（P117）
★児童扶養手当	対象要件に該当する児童を監護している父、母又は養育する方に対して、一定額を支給します。	市町児童福祉担当課
★母子寡婦福祉資金貸付金	母子家庭の母や父子家庭の父、その扶養している児童及び寡婦などに対し、各種資金の貸付けを行います。	市福祉事務所（P115） 県健康福祉センター（町部）（P116）
★寡婦控除、ひとり親控除	寡婦又はひとり親であり、合計所得額が一定額以下の方は、一定額の所得控除を受けることができます。	税務署（P110）

※生活困窮者自立支援制度について（県ホームページより）

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/e01/seikatsusienn.html>

様々な理由により生活に困っている方（又は世帯）（以下「生活困窮者」といいます。）が、地域の中で安心して、自立した生活をおくることができるよう、福祉事務所設置自治体（県及び市）が、主に人的支援を行うことにより自立（日常生活自立、社会生活自立、経済生活自立）の促進を図るものです。

対象者は、「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」で、「自立」には、経済的自立のみならず、日常生活自立や社会生活自立も含まれます。

・子育てに係る費用の負担を軽くしたい

対応しうる支援・制度		連絡先
★要保護及び準要保護児童生徒援助費	経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学校給食費、学用品費等を就学援助費として支給します。	市町学校教育担当課など
★第3子以降保育料等免除	生計を同じくする世帯で3人以上のこどもがいる家庭は、保育所、認定こども園等に通う3人目以降のこどもについて、保育料（0～2歳児）及び副食費（3～5歳児）が免除になります。	市町児童福祉担当課

エ 子育てに伴う問題

・子育てについて悩んでいる、サポートを受けたい

対応しうる支援・制度		連絡先
● 子育てに関する相談	こどもに関わる諸問題について相談に応じています。 必要な場合はこどもを一時保護したり、施設に措置したりします。	市福祉事務所（P115） 児童相談所（P95）
★ 子育てのサポート	保育施設の保育開始前や保育終了後のこどもの預かり、保育施設までの送迎などで困ったときにサポートを利用できます。	ファミリー・サポート・センター（P126）

・こどもを預けたい

対応しうる支援・制度		連絡先
★ 一時預かり	様々な事情によって家庭において保育できない場合、保育所や幼稚園で一時的に就学前のこどもを預かります。利用料金は有料です。	市町児童福祉担当課
★ 短期入所生活援助（ショートステイ）事業	保護者が、身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合に、児童養護施設などで一時的に養育・保護を行っています。	市町児童福祉担当課

オ 福祉全般

・どのような福祉の制度があるのか知りたい、手続きを教えてください

対応しうる支援・制度		連絡先
● 福祉に関する相談	生活に困っている方、児童、高齢者、身体・知的・精神障害者などいろいろな問題を持っている方々の福祉の相談に応じます。	市福祉事務所（P115） 県健康福祉センター（町部）（P116） 社会福祉協議会（P117） 地域包括支援センター（P120）

※宇都宮市『保健と福祉のまるごと相談窓口「エールU（えーるゆう）」』

<https://www.city.utsunomiya.lg.jp/kenko/seikatsushien/soudan/1004786.html>

カ 報道に関すること

・マスコミにどう対応していいかわからない

	対応しうる支援・制度	連絡先
●取材への対応	マスコミからの取材要請や通夜・告別式等での取材に対する対応について、警察や弁護士等を通じて申入れをすることができます。	各警察署（P113） 栃木県弁護士会（P73） 地域包括支援センター（P120）
★異議申立て	テレビ、ラジオの人権侵害に対しては、「放送倫理・番組向上機構（BPO）」に、雑誌の人権侵害に対しては、「雑誌人権ボックス」に異議申立てをすることができます。	放送倫理・番組向上機構（TEL：03-5212-7333） （FAX：03-5212-7330） 雑誌人権ボックス（FAX：03-3291-1220） 栃木県弁護士会（P73）

(4) 加害者に関すること

・また被害に遭わないか不安を感じる

	対応しうる支援・制度	連絡先
★地域警察官による被害者訪問・連絡活動	犯罪被害者等の再被害を予防し、その不安感を解消するため、犯罪被害者等の要望に基づき訪問・連絡活動を実施しています。 また、被害の態様等によっては、必要に応じて、パトロールや女性の警察官による訪問・連絡活動を行います。	各警察署事件担当課（P113）
★再被害防止のための警戒、情報提供等	同じ加害者からの再被害を未然に防止するため、必要な助言を行うとともに、状況に応じて周辺警戒やパトロールの強化、緊急通報装置の貸し出しなどを行います。	各警察署事件担当課（P113）
★再被害防止のための受刑者の釈放予定等の通知	被害者等通知制度（後述）とは別に、再被害防止のために必要がある場合に加害者の釈放予定等を通知します。	宇都宮地方検察庁（P114）

・加害者がどうなったのか知りたい、事件に関する情報を知りたい

	対応しうる支援・制度	連絡先
★被害者連絡制度	刑事手続及び犯罪被害者等のための制度、被疑者検挙までの捜査状況、被疑者の検挙状況、逮捕被疑者の処分状況について、事件を担当する捜査員が、事件・事故の被害者や遺族に連絡をします。	各警察署事件担当課（P113）
★被害者等通知制度	刑事事件の処理結果や有罪判決確定後の加害者の処遇状況などをお知らせします。少年事件についても同様の制度があります。	宇都宮地方検察庁（P114） 関東矯正管区（P75） 宇都宮少年鑑別所（P76） 喜連川少年院（P77） 関東地方更生保護委員会（P78） 宇都宮保護観察所（P78）
●確定記録の閲覧	刑事裁判が終了した事件の記録や裁判書を閲覧することができます。	宇都宮地方検察庁（P114） 栃木県弁護士会（P73）
★不起訴記録の閲覧	不起訴記録は、原則として閲覧できませんが、捜査・公判に支障を生じたり、関係者のプライバシーを侵害しない範囲で、実況見分調書等を閲覧できることがあります。	宇都宮地方検察庁（P114） 栃木県弁護士会（P73）
★公判記録（起訴された事件の同種余罪の被害を含む）・少年保護事件の記録の閲覧・コピー	原則として、刑事事件の記録の閲覧、コピーをすることができます。 少年事件においても、審判を開始する決定があった事件では、原則として、少年事件記録の閲覧、コピーをすることができます。	宇都宮地方裁判所・簡易裁判所（P114） 宇都宮家庭裁判所（P114） 宇都宮地方検察庁（P114）
★審判傍聴制度	少年事件において、一定の重大事件については少年審判の傍聴ができます。	宇都宮家庭裁判所（P114） 栃木県弁護士会（P73）
★審判状況の説明	少年事件において、審判期日における審判状況について説明を受けることができます。	宇都宮家庭裁判所（P114） 栃木県弁護士会（P73）
★審判結果の通知	少年事件において、少年に対する処分結果等の通知を受け取ることができます。	宇都宮家庭裁判所（P114）

・加害者の処分について意見を言いたい、被害に関する気持ちを伝えたい

対応しうる支援・制度		連絡先
★意見陳述	刑事裁判の法廷で、被害に関する心情等の意見を述べることができます。少年事件についても、裁判官や家庭裁判所調査官に対して被害に関する心情等の意見を述べるすることができます。	宇都宮地方検察庁（P114） （少年事件につき） 宇都宮家庭裁判所（P114） 栃木県弁護士会（P73）
★刑事裁判への参加（被害者参加制度）	公判期日に出席することができるほか、一定の要件の下で、被告人等に質問したり、事実又は法律の適用について意見を述べたりすることができます。	宇都宮地方検察庁（P114） 栃木県弁護士会（P73）
●刑事施設に入所中の加害者との外部交通に関する相談	加害者である被収容者との面会や通信に関する相談に対して、その一般的な取扱いについての説明を行います。	関東矯正管区（P75） 刑事施設（P75）
★意見等聴取制度	加害者の仮釈放や少年院からの仮退院に関する意見や、被害に関する心情を述べるすることができます。	関東地方更生保護委員会（P78）
★心情等伝達制度	被害に関する心情、犯罪被害者等の置かれている状況、受刑中・在院中や保護観察中の加害者の生活や行動に関する御意見をお伺いし、加害者に伝えます。	関東矯正管区（P75） 刑事施設（P75） 宇都宮少年鑑別所（P76） 喜連川少年院（P77） 宇都宮保護観察所（P78）

(5) 捜査、裁判に伴う問題

・法的なアドバイスがほしい

対応しうる支援・制度		連絡先
●各種相談窓 □	司法に関する様々な相談に応じます。	法テラス栃木（P63） 栃木県弁護士会（P73） 宇都宮地方検察庁（P114）

<p>●無料法律相談</p>	<p>(公社) 被害者支援センターとちぎやとちぎ性暴力被害者サポートセンター(とちエール)で弁護士による相談が必要とされた県内在住の犯罪被害者等に対して、法律相談を公費で負担しています。</p> <p>※1人1回1時間まで</p> <p>民事・家事・行政に関する法律問題につき、弁護士や司法書士などによる無料の法律相談等を実施している市町もあります。</p>	<p>県：くらし安全安心課(P46)</p> <p>(公社) 被害者支援センターとちぎ(P65)</p> <p>とちぎ性暴力被害者サポートセンター(P93)</p> <p>市町：市民(町民)相談担当課</p>
<p>★犯罪被害者等支援の経験や理解のある弁護士の紹介</p>	<p>弁護士に相談したいが、知っている弁護士がない、どこに頼んでもよいかわからないという場合に、個々の状況に応じて弁護士を紹介します。</p> <p>弁護士費用が心配な場合、経済状況等に応じて民事法律扶助や日弁連委託援助の制度を利用できます。</p>	<p>法テラス栃木(P63)</p>

・警察署、検察庁、裁判所に行くことに不安を感じる

対応しうる支援・制度	連絡先
<p>●付添い支援</p>	<p>警察の事情聴取や届出、検察庁での事情聴取や相談、刑事裁判・少年審判の傍聴、証言や意見陳述の出廷、傍聴の際に支援者が付き添います。</p> <p>(公社) 被害者支援センターとちぎ(P65)</p> <p>とちぎ性暴力被害者サポートセンター(P93)</p> <p>宇都宮地方検察庁(法廷のみ)(P114)</p> <p>栃木県弁護士会(P73)</p> <p>(少年事件につき)</p> <p>宇都宮家庭裁判所(P114)</p>

・刑事手続に参加したい

対応しうる支援・制度		連絡先
★意見陳述 [再掲]	刑事裁判の法廷で、被害に関する心情等の意見を述べることができます。少年事件についても、裁判官や家庭裁判所調査官に対して被害に関する心情等の意見を述べるすることができます。	宇都宮地方検察庁（P114） （少年事件につき） 宇都宮家庭裁判所（P114） 栃木県弁護士会（P73）
★刑事裁判への参加（被害者参加制度） [再掲]	公判期日に出席することができるほか、一定の要件の下で、被告人等に質問したり、事実又は法律の適用について意見を述べたりすることができます。	宇都宮地方検察庁（P114） 栃木県弁護士会（P73）

・刑事手続に関して弁護士に援助してほしい

対応しうる支援・制度		連絡先
★犯罪被害者法律援助	日本弁護士連合会が法テラスに業務委託している犯罪被害者法律援助制度です。 一定の犯罪被害者等を対象に、告訴・告発、事情聴取同行、マスコミへの対応、示談申入れへの対応など、刑事手続、少年手続及び行政手続に関して、人権救済の観点から弁護士費用などの援助を行います。	法テラス栃木（P63） 栃木県弁護士会（P73）
★被害者参加人のための国選弁護制度	資力等の一定の要件に該当する被害者参加人は、国費により、刑事裁判への参加に関する援助を行う弁護士（被害者参加弁護士）を選定することを、法テラスを経由して裁判所に対して請求することができます。	法テラス栃木（P63） 栃木県弁護士会（P73）

・ 損害賠償請求をしたい

対応しうる支援・制度		連絡先
●法律相談	民事・家事・行政に関する法律問題を、弁護士や司法書士が一部無料で法律相談を行います。	法テラス栃木（P63） 栃木県弁護士会（P73） 栃木県司法書士会（P74） 市町：市民（町民）相談担当課
★民事法律扶助	損害賠償請求をしたいが、弁護士に相談したり、委託する費用がないという場合に、無料で相談を行い、民事裁判や示談交渉等における弁護士費用の立替を行います。保護命令の申立てについても対象となります。	法テラス栃木（P63） 栃木県弁護士会（P73）
★損害賠償命令制度	刑事事件を担当している地方裁判所に対し、被告人に損害賠償を命じる旨の申立てをすることができます。	宇都宮地方裁判所（P114） 栃木県弁護士会（P73）
★被害回復給付金支給制度	財産犯等の犯罪行為により犯人が得た財産（犯罪被害財産）を犯人からはく奪した場合に、それを金銭化して、その事件により被害を受けた方に被害回復給付金として支給します。	宇都宮地方検察庁（P114）

4 犯罪被害者等支援に関する主な相談窓口一覧

区分	相談内容など	相談窓口	電話番号	備考
総合	多機関連携によるワンストップサービス（※一定の要件があります）	県：くらし安全安心課	028-623-2154	月～金 8:30～17:15
	犯罪被害により生じた生活上の困りごと全般 犯罪被害者等見舞金	県：くらし安全安心課	028-623-2154	月～金 8:30～17:15
		市町：犯罪被害者等支援担当課	[P112]	
	緊急の対応を必要としない相談全般	[県警] 県民相談室	全国共通 #9110	24 時間
	犯罪被害者等給付金など犯罪被害者支援に関する相談	[県警] 犯罪被害者支援室	028-621-0110	月～金 8:30～17:15
犯罪被害により生じた様々な問題	(公社)被害者支援センターとちぎ	028-643-3940 (サンキュー支援)	月～金 10:00～16:00	
法律	相談窓口や法制度、弁護士 の紹介などの情報提供	[法テラス栃木] 犯罪被害者支援ダイヤル	0120-079714 (なくことないよ) IP電話からは 03-6745-5601	月～金 9:00～21:00 土 9:00～17:00
	弁護士による法律相談	栃木県弁護士会	予約受付 028-689-9001	月～金 10:30～12:00 13:00～16:30
	司法書士による法律相談	栃木県司法書士会	予約受付 028-614-1122	月～金 9:00～17:00
矯正	被害者等通知制度及び被害者等の心情等の聴取・伝達制度等に関する問合せ	関東矯正管区	048-854-8850	月～金 8:30～17:15
		栃木刑務所	0282-28-0502	月～金 8:30～17:00
		喜連川社会復帰促進センター	028-686-3121	月～金 8:30～17:00
		喜連川少年院	028-686-3022	月～金 8:30～17:00
		宇都宮少年鑑別所	028-648-0253	月～金 8:30～17:00
更生保護	心情等聴取・伝達制度に関する問合せや犯罪被害により生じた悩みの相談	[宇都宮保護観察所] 被害者専用電話番号	028-621-2298	月～金 10:00～16:00
	意見等聴取制度や仮釈放・仮退院等に関する問合せ	[関東地方更生保護委員会] 被害者専用電話番号	048-601-2132	月～金 9:30～17:15
性犯罪 性暴力	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター	とちぎ性暴力被害者サポートセンター（とちエール）	全国共通 #8891 (はやくワンストップ)	24 時間 通話料無料
	警察による性犯罪・性暴力被害相談	[県警] 性犯罪被害相談電話	全国共通 #8103 (ハートさん)	24 時間 通話料無料
DV	DV 被害相談 [DV 相談ナビ] #8008 (はれれば) ※発信場所から最寄りの相談窓口につながります	とちぎ男女共同参画センター相談ルーム	028-665-8720	月～金 9:00～20:00 土日 9:00～16:00

DV	DV 被害相談 [DV相談ナビ] #8008 (はれれば) ※発信場所から最寄りの相談窓口につながります	宇都宮市配偶者暴力相談支援センター	028-635-7751	火～土 9:00～17:00 ※第4土曜日は正午まで
		日光市配偶者暴力相談支援センター	0288-30-4140	月～金 8:30～17:15
		小山市配偶者暴力相談支援センター	0285-22-9602	月～金 9:00～17:00
		栃木市配偶者暴力相談支援センター	0282-21-2218	月～金 9:00～16:00
こども	児童虐待の相談・通告、子育ての悩み等に関する相談	児童相談所虐待対応ダイヤル 189 (いちはやく)		24時間 通話料無料
		児童相談所相談専用ダイヤル 0120-189-783 (いちはやく おなやみを)		通話料無料
	少年に関する悩みや困りごと相談	[県警] ヤングテレホン	0120-87-4152	月～金 9:00～16:00
	家庭教育や学校生活、いじめなどの相談	[県教育委員会] ホットホット電話相談 (保護者・子ども共通)	028-665-9999	24時間
	いじめを含めた子どもたちの様々な悩み全般	24時間子どもSOSダイヤル	全国共通 0120-0-78310	24時間 通話料無料
人権	人権に関する相談全般	[法務局] みんなの人権110番	0570-003-110	月～金 8:30～17:15
	いじめや虐待等のこどもの人権に関する相談	[法務局] こどもの人権110番	0120-007-110	月～金 8:30～17:15 通話料無料
	ハラスメントやDV等の女性の人権に関する相談	[法務局] 女性の人権ホットライン	0570-070-810	月～金 8:30～17:15
	日本語を自由に話すことができない方からの人権相談	[法務局] 外国語人権相談ダイヤル	0570-090-911	月～金 9:00～17:00
外国人	外国人の生活上の困りごと全般に関する相談	とちぎ外国人相談サポートセンター	028-627-3399	火～土 9:00～16:00
保健福祉	心のケア等の精神保健	[栃木県精神保健福祉センター] こころのダイヤル	028-673-8341	月～金 9:00～17:00
	生活に困っている方、児童、高齢者、身体・知的障害者等いろいろな問題を持っている方々の福祉の相談	市福祉事務所 県健康福祉センター(町部)		[P115・116]
	高齢者の介護等に関する総合相談	地域包括支援センター		[P120]
交通事故	交通事故に関する様々な問題	栃木県交通事故相談所	028-623-2188	月～金 9:00～11:30 13:00～15:30
暴力団	暴力団に関する困りごと相談	(公財)栃木県暴力追放県民センター	028-627-2600	月～金 9:00～17:00
消費者トラブル	商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せ	[(独)国民生活センター] 消費者ホットライン	全国共通 188 (いやや)	10:00～16:00
		栃木県消費生活センター	028-625-2227	月～金 9:00～16:00
		市町消費生活センター		[P107]

5 各機関・団体における支援業務

1 栃木県

犯罪被害者相談窓口を設け、犯罪被害者等への相談業務を行っています。

また、国その他の関係機関・団体が行っている支援に関する情報提供を行い、犯罪被害者等が必要な支援をスムーズに受けられるよう、関係機関・団体との連絡、調整を行っています。

支援業務	概要	窓口・連絡先
(1) 多機関連携によるワンストップサービス	犯罪被害を受けた方やご遺族の負担軽減を図るとともに、必要な支援を漏れなくスムーズに受けられるように調整します（※一定の要件があります）。	くらし安全安心課 028-623-2154 ※土日、祝日を除く 8:30～17:15
(2) 犯罪被害者総合相談	犯罪被害者等が直面している諸問題に関して相談業務を行い、被害者等が求めている支援に対する情報提供や助言を行うとともに、円滑な支援のため関係機関・団体との連絡調整を行っています。	
(3) 犯罪被害者等見舞金の給付	故意の犯罪行為により死亡された方の遺族や、重傷病を負われた方が被害後に直面する経済的な負担を軽減するため、見舞金を給付します。	
(4) 犯罪被害に関する法律相談の公費負担	（公社）被害者支援センターとちぎで弁護士相談が必要とされた県内在住の犯罪被害者等に対して、県が相談費用を負担します。 ※1人1回1時間まで	くらし安全安心課 028-623-2154 ※土日、祝日を除く 8:30～17:15
(5) 犯罪被害者等の県営住宅への優先入居	犯罪により従前の住宅に居住することが困難となった犯罪被害者等に対しては、県営住宅の入居者を決定する抽選の際に優先措置があります。 提供可能住戸があるときに限り、一時的な入居ができる場合があります。 （対象要件等） 県営住宅の入居者資格を満たす方で、次のいずれかに該当することが客観的に証明できる方 ①犯罪等により収入が減少し生計維持が困難となった被害者等 ②現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった被害者等	※一時的な入居は、住宅課 028-623-2486 にお問い合わせください。 ※県営住宅の入居に関する相談先は、県営住宅の所在地ごとに異なります。 ※土日、祝日を除く 8:30～17:15

(6) 配偶者等からの暴力被害者の県営住宅への優先入居	<p>配偶者及び生活の本拠をともにする交際相手からの暴力被害者が、県営住宅の入居募集に応募した場合に、抽選において優先措置があります。</p> <p>提供可能住戸があるときに限り、一時的な入居ができる場合があります。(対象要件等)</p> <p>県営住宅の入居資格を満たす方で、次のいずれかに該当する方</p> <p>①配偶者暴力防止法に基づき配偶者暴力相談支援センター又は婦人保護施設において保護を受けてから5年以内の被害者</p> <p>②配偶者暴力防止法に基づき裁判所から接近禁止命令又は退去命令が出されてから5年以内の被害者</p>	<p>※一時的な入居は、住宅課 028-623-2486 にお問い合わせください。</p> <p>※県営住宅の入居に関する相談先は、県営住宅の所在地ごとに異なります。</p> <p>※土日、祝日を除く 8:30~17:15</p>
※(5)(6) 県営住宅の入居に関する相談先	<p>①栃木県住宅供給公社中央支所 ※宇都宮市、鹿沼市、日光市、真岡市、上三川町、芳賀町の県営住宅 (宇都宮市仲町 1-1 栃木県地域づくり機構ビル 2F)</p> <p>②栃木県住宅供給公社栃木支所 ※栃木市、小山市、壬生町、下野市 (栃木市神田町 6-6 下都賀庁舎内)</p> <p>③塩那プラザ ※矢板市、さくら市、高根沢町 (矢板市末広町 34-7)</p> <p>④那須プラザ ※那須塩原市、大田原市 (那須塩原市末広町 53)</p> <p>⑤佐野プラザ ※佐野市 (佐野市高砂町 2791 加嶋屋ビル 1F)</p> <p>⑥わたらせプラザ ※足利市 (足利市通 3 丁目 2589 足利織物会館 1F)</p>	<p>028-626-3198</p> <p>0282-23-6604</p> <p>0287-47-7174</p> <p>0287-74-5901</p> <p>0283-85-7871</p> <p>0284-20-1717</p>
(7) 性犯罪・性暴力被害に関する相談	<p>とちぎ性暴力被害者サポートセンター(とちエール)において、専門の相談員が相談に応じ、医療、心理、法的支援等について関係機関と連携・協力し、必要な支援を行います。</p>	<p>人権男女共同参画課 028-623-3601 ※土日、祝日を除く 8:30~17:15</p>
(8) 薬物乱用相談	<p>大麻・覚醒剤・危険ドラッグなどの乱用に関する相談を受け付けています。</p>	<p>医薬・生活衛生課 《電話相談》 028-623-3779 ※土日・祝日を除く 8:30~17:15 《メール相談》 yakuran184@gmail.com</p>
(9) 労働相談	<p>職場での処遇や待遇、従業員の労働管理など、労働者や使用者からの労働問題全般に関する相談を受け付けています。</p>	<p>労働政策課 028-623-3535 ※土日・祝日を除く 8:30~17:15</p>

2 市町 ※対応する窓口がない場合や、支援項目の名称が異なる場合があります。

栃木県内では、すべての市町で犯罪被害者相談窓口を設け、犯罪被害者等への相談業務を行っています。

犯罪被害者等が必要とする支援は、被害者等が置かれた状況によって多岐にわたり、支援業務も多くの部局にまたがっています。

主な支援制度について記載していますが、実施市町が限られているものもあります。詳しくは、お住まいの市町犯罪被害者相談窓口へお問い合わせください。

支援業務	概要・対象要件等	窓口
(1) 犯罪被害者相談業務	犯罪被害者等が直面している諸問題に関して相談業務を行い、被害者等が求めている支援に対する情報提供や助言を行うとともに、円滑な支援のため関係機関・団体との連絡調整を行っています。	別表1 (P112) 参照 ※詳しくはお住まいの市町窓口へお問い合わせください。
(2) 犯罪被害者等見舞金の給付	栃木県内すべての市町で、故意の犯罪行為により死亡された方の遺族や、重傷病を負われた方が被害後に直面する経済的な負担を軽減するため、申請に基づき見舞金を給付しています。	
(3) 遺族基礎年金	<p>国民年金加入中の方又は老齢基礎年金の資格期間を満たした方が死亡したとき、死亡した方に生計を支えられていた子や子がいる配偶者に支給します。</p> <p>次の①から④のいずれかの要件を満たしている方が死亡したときに、遺族に遺族基礎年金が支給されます。</p> <p>①国民年金の被保険者である間に死亡したとき</p> <p>②国民年金の被保険者であった 60 歳以上 65 歳未満の方で、日本国内に住所を有していた方が死亡したとき</p> <p>※死亡した被保険者の保険料納付済期間が被保険者期間の3分の2以上あること（または、死亡日前1年間の国民年金の保険料を納付しなければならない期間に、保険料の滞納がないこと）が必要です。</p> <p>③老齢基礎年金の受給権者であった方が死亡したとき</p> <p>④老齢基礎年金の受給資格を満たした方が死亡したとき</p>	各市町年金担当課

(4) 障害基礎年金	<p>国民年金加入中にかかった病気やけががもとで一定以上の障害が残った場合などに、一定額を支給します。身体的な障害のみならず、精神的な障害についても、受給できる場合があります。</p> <p>次の要件を満たしているときは、障害基礎年金が支給されます。</p> <p>①障害の状態が、障害認定日（障害認定日以後に20歳に達したときは、20歳に達した日）に、障害等級表に定める1級又は2級に該当していること。</p> <p>②初診日の前日に、初診日がある月の前々月までの被保険者期間で、国民年金の保険料納付済期間（厚生年金保険の被保険者期間、共済組合の組合員期間を含む）と保険料免除期間をあわせた期間が3分の2以上あること。</p> <p>※初診日が令和8年4月1日前にあるときは、初診日において65歳未満であれば、初診日の前日において、初診日がある月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がなければよいことになっています。</p> <p>また、20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件は不要です。</p>	各市町年金担当課
(5) 特別障害給付金	<p>国民年金任意加入対象者であった方が、当時、任意加入していない期間にかかった病気やけががもとで一定以上の障害が残っている場合などに一定額を支給します。</p> <p>《対象要件》</p> <p>国民年金任意加入対象であった平成3年3月31日以前の学生や、昭和61年3月以前の厚生年金、共済組合等加入者の配偶者の方で、当時、国民年金に任意加入していなかった期間に初診日があり、現在、障害基礎年金1、2級相当の障害の状態にあるとき。</p>	各市町年金担当課など
(6) 特別障害者手当	<p>精神又は身体に著しく重度の障害を有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方に対して、手当を支給します。</p> <p>※詳しくはお住まいの市町窓口へお問い合わせください。</p>	市福祉事務所 (別表6)(P115) 町障害福祉担当課

(7) 身体障害者手帳・療育手帳の交付	<p>身体に障害のある方本人又は保護者の申請により、手帳を交付しています。</p> <p>手帳の取得により、更生医療の給付や障害福祉サービスの利用、重度心身障害者医療費の助成、日常生活用具の給付・貸与、各種手当の給付、各種税の減免及び控除、公共施設（県）の使用料等の免除、携帯電話料金の割引、運賃の割引などのサービスが障害の程度に応じて受けられます。</p> <p>※診断書作成料は有料です。</p> <p>《対象要件》 視覚、聴覚・平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に永続する障害がある方</p>	市福祉事務所 （別表6）（P115） 町障害福祉担当課
(8) 精神障害者保健福祉手帳の交付	<p>精神疾患を有する方に、本人の申請により手帳を交付しています。</p> <p>手帳の取得により、自立支援医療費支給制度申請の簡素化、各種税の減免及び控除、公共施設（県）の使用料等の免除、携帯電話料金の割引などが受けられます。</p> <p>※診断書作成料は有料です。</p> <p>《対象要件》 統合失調症、そううつ病、非定型精神病、てんかん、中毒性精神病、器質精神病及びその他の精神疾患により、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約があると認められた方</p>	市福祉事務所 （別表6）（P115） 町障害福祉担当課
(9) 高額療養費の支給（国保・後期高齢者医療制度）	<p>医療機関や薬局の窓口で支払った額が、ひと月で上限額を超えた場合、その超えた金額が申請により支給される制度です。</p> <p>※詳しくはお住まいの市町窓口へお問い合わせください。</p>	各市町国保担当課 高齢者医療担当課
(10) 自立支援医療費支給制度	<p>精神通院医療、育成医療（身体上の障害・疾患があり手術等が必要な18歳未満の児童）、更生医療（身体障害者手帳を持っており障害を回復・改善するために必要な医療を要する18歳以上の方）にかかる費用の自己負担額上限が、原則として1割になります。</p> <p>※詳しくはお住まいの市町窓口へお問い合わせください。</p>	市福祉事務所 （別表6）（P115） 町障害福祉担当課

(11) 重度心身障害者医療費助成制度	<p>心身に重度の障がいがある方が、病気やケガで健康保険が適用になる診療を受けた場合、その自己負担分を助成する制度です。</p> <p>ただし、入院に係る食事療養費は除きます。</p> <p>《対象要件》</p> <p>①身体障害の程度が1～2級の方 ②知的障害の程度がIQ35以下の判定を受けた方 ③身体障害の程度が3級～4級であって、IQ50以下の判定を受けた方 ④精神障害者保健福祉手帳1級と認定された者</p> <p>※詳しくはお住まいの市町窓口へお問い合わせください。</p>	市福祉事務所 (別表6)(P115) 町障害福祉担当課
(12) こども医療費助成制度	<p>生まれた日から高校3年生までのこどもの医療費の自己負担額を市町が助成する制度です。</p> <p>一部の市を除き医療機関の窓口での支払がいない現物給付方式です。</p>	各市町医療助成担当課
(13) ひとり親家庭医療費助成制度	<p>母子・父子家庭等いわゆる「ひとり親家庭」の児童や養育している方に対し、保険診療にかかった医療費の自己負担額について一部を支給します。ただし、健康保険組合等から支給される附加給付金や高額療養費及び入院に係る食事療養費は除きます。</p> <p>《対象要件》</p> <p>市町内に住所があり、離婚や死別、遺棄などの理由で父(母)と生計を同じくしていない(ひとり親)か、父(母)が一定の障害の状況にある児童を監護している母(父)又は養育している方など</p> <p>※所得額により支給できない場合があります。詳しくはお住まいの市町窓口へお問い合わせください。</p>	各市町児童福祉担当課
(14) 生活保護制度	<p>資産、能力等すべてを活用した上でも生活に困窮する方に対し、健康で文化的な生活水準を維持することができる最低限度の生活を保障するため、厚生労働省で定める最低生活費から収入を差し引いた差額を、保護費として支給します。</p> <p>※詳しくはお住まいの市町窓口へお問い合わせください。</p>	市福祉事務所 (別表6)(P115) 県健康福祉センター(町部) (別表7)(P116)

(15) 母子寡婦福祉資金貸付金	<p>母子家庭の母や父子家庭の父、その扶養している児童及び寡婦などに対し、その経済的自立や児童の福祉の向上を図るため、各種資金の貸付けを行います。</p> <p>貸付金を利用できる方は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20歳未満の子を扶養している母子家庭の母とその児童 ・20歳未満の子を扶養している父子家庭の父とその児童 ・20歳未満で父母のいない児童 ・寡婦（かつて母子家庭の母であった方） ・40歳以上の配偶者のいない女性 <p>※現在扶養している子のない方は、所得制限あり</p>	<p>市福祉事務所 （別表6）（P115） 県健康福祉センター （町部） （別表7）（P116）</p>
(16) 高等職業訓練促進給付金事業	<p>母子家庭の母又は父子家庭の父が、看護師等の定められた資格を取得するため、6月以上養成機関で修業する場合に、修学期間中の生活負担軽減のための給付金を支給します。</p> <p>このほか、養成機関を修了した際には、高等職業訓練修了支援給付金を支給します。</p> <p>次の要件にすべて該当する方が対象となります。なお、入学前の事前相談が必要です。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①児童扶養手当の支給を受けているか、同等の所得基準にあること ②養成機関で6月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれること ③仕事又は育児と修業の両立が困難であると認められるもの ④過去に訓練促進給付金の支給を受けていないこと 	<p>市福祉事務所 （別表6）（P115） 県健康福祉センター （町部） （別表7）（P116）</p>
(17) 母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	<p>母子家庭の母又は父子家庭の父が、就職やキャリアアップのためにあらかじめ指定された「教育訓練給付講座」を受講し、修了した場合に、受講に要した経費の一部が支給となる事業です。</p> <p>次の要件に該当する方が対象となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①児童扶養手当の支給を受けているか、同等の所得基準にあること ②教育訓練講座を受講することが、就職やキャリアアップに必要と認められること ③原則、過去に訓練給付金の支給を受けて 	<p>市福祉事務所 （別表6）（P115） 県健康福祉センター （町部） （別表7）（P116）</p>

	いないこと	
(18) 母子・父子自立支援プログラム策定事業	<p>福祉事務所等において、自立が見込まれる支援対象者の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークや栃木県母子家庭等就業・自立支援センターと緊密に連携しつつ、きめ細やかな就業支援等を行います。</p> <p>原則、児童扶養手当受給者としています。</p> <p>※生活保護受給者については対象外です。</p>	<p>市福祉事務所 (別表6)(P115)</p> <p>県健康福祉センター (町部) (別表7)(P116)</p>
(19) 遺児手当	<p>父母の一方あるいは両親を亡くした義務教育修了前の児童を養育している方に対して、児童1人につき月額3,000円を支給します。県内に住所があり、次のいずれかに該当する方に対し、住民税所得割が非課税の場合に支給されます。</p> <p>①父母の一方が死亡した児童を監護している父又は母で、現に配偶者を有しないとき</p> <p>②父母の一方が死亡した児童を父若しくは母が監護しない場合に、児童と同居、監護し生計を維持している者</p> <p>③両親が死亡した児童を養育している者</p> <p>※児童を養育する方がいないときは、児童のうち年長の方に対して支給されます。</p>	各市町児童福祉担当課
(20) 児童手当	<p>中学校終了前までの児童を養育しており、所得制限限度額未満の方に支給します。</p> <p>なお、所得制限限度額以上の方については、所得上限限度額未満の場合、特例給付を支給します。</p> <p>①所得制限限度額未満の方(児童手当)</p> <p>【0歳から3歳】月額一律15,000円</p> <p>【3歳以上小学校修了前】 月額10,000円 (第3子以降は15,000円)</p> <p>【中学生】月額一律10,000円</p> <p>②「所得制限限度額」以上、「所得上限限度額」未満の方(特例給付)</p> <p>児童1人あたり一律5,000円</p> <p>※詳しくは、お住まいの市町窓口(公務員の方は勤務先)にお問い合わせください。</p>	各市町児童福祉担当課
(21) 児童扶養手当	<p>対象要件に該当する児童(満18歳に達する日以降の最初の3月31日まで(政令に定める程度の障害のある児童は20歳未</p>	各市町児童福祉担当課

	<p>満))を監護している父、母又は養育する方に対して支給します。</p> <p>県内に住所があり、次のいずれかに該当する児童が支給対象となります。</p> <p>①父母が婚姻を解消した児童 ②父又は母が死亡した児童 ③父又は母が重度の障害の状態にある児童 ④父又は母の生死が明らかでない児童 ⑤父又は母から引き続き1年以上遺棄されている児童 ⑥父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童 ⑦父又は母が方正により引き続き1年以上拘禁されている児童 ⑧母が婚姻によらないで出産した児童 ⑨父母共に不明である児童</p> <p>※詳しくは、お住まいの市町窓口へお問い合わせください。</p>	
(22) 障害児福祉手当	<p>日常生活において常時の介護を必要とする重度の障害児(20歳未満)に対して支給されます。</p> <p>ただし、障害を支給事由としている年金を受給している方及び施設に入所している方は除きます。</p> <p>※詳しくは、お住まいの市町窓口へお問い合わせください。</p>	市福祉事務所 (別表6)(P115) 町障害福祉担当課
(23) 特別児童扶養手当	<p>心身に障害のある20歳未満の児童を監護している父母、又はその養育者に対して支給されます。</p> <p>ただし、障害を支給事由とする年金を受給している児童及び施設に入所している児童は除きます。</p> <p>※詳しくは、お住まいの市町窓口へお問い合わせください。</p>	市福祉事務所 (別表6)(P115) 町障害福祉担当課
(24) 要保護及び準要保護児童生徒援助費	<p>経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学校給食費、学用品費等を就学援助費として支給します。</p> <p>※詳しくは、お住まいの市町窓口へお問い合わせください。</p>	各市町学校教育担当課など
(25) 第3子以降保育料等免除	<p>原則として、生計を同じくする世帯で3人以上のこどもがいる家庭は、保育所、認定こども園等に通う3人目以降のお子さんについて、保育料(0~2歳児)及び副食費(3~5歳児)が免除になります。</p> <p>※詳しくは、お住まいの市町窓口へお問い合わせください。</p>	各市町児童福祉担当課

	わせください。	
(26) 一時預かり	<p>様々な事情によって家庭において保育できない場合、保育所や幼稚園で一時的に就学前のこどもを預かります。利用料金は有料です。保育所等、認定こども園、において、「一時預かり事業」の利用料が無償化の対象となるには、新たに「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。</p> <p>※詳しくは、お住まいの市町窓口へお問い合わせください。</p>	各市町児童福祉担当課
(27) 短期入所生活援助(ショートステイ)事業	<p>保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合に、児童養護施設などで一時的に養育・保護を行っています。</p> <p>※詳しくは、お住まいの市町窓口へお問い合わせください。</p>	各市町児童福祉担当課
(28) 無料法律相談	<p>経済的問題で法律相談ができないことのないよう、民事・家事・行政に関する法律問題につき、弁護士や司法書士などによる無料の法律相談等を実施している市町もあります。</p> <p>※詳しくは、お住まいの市町窓口へお問い合わせください。</p>	各市町民相談担当課
(29) 住民票の写しの交付等の制限	<p>配偶者からの暴力（DV）やストーカー被害から逃れて新しい居住地に住民票を異動させる必要がある場合、被害者は、居所を探されるおそれがある住民票や戸籍の附票などの書類を加害者が請求しても、市町村長が交付をしないように、申し出ることができます。</p> <p>申出を受けた市町村長は、警察、配偶者暴力相談支援センター等の意見を聴くなどし、同支援措置の必要性について確認を行った上で、支援措置を行います。</p> <p>《対象要件》</p> <p>①配偶者による暴力の被害者であり、かつ、暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあるもの</p> <p>②ストーカー行為等の被害者であり、かつ、更に反復してつきまとい等をされるおそれがあるもの</p> <p>③児童虐待を受けた児童である被害者であり、かつ、再び児童虐待を受けるおそれがあるもの、又は監護等を受けることに支障が生</p>	各市町戸籍担当課

	<p>じるおそれがあるもの ④その他①～③に掲げるものに準ずるもの</p>	
(30) 登録型本人通知制度	<p>住民票の写しや戸籍謄本などの不正取得を抑止するため、住民票の写しなどの証明書を第三者に交付した場合、事前に登録した方に対して、交付した事実を通知するものです。 ※詳しくは、お住まいの市町窓口へお問い合わせください。</p>	各市町戸籍担当課
(31) 犯罪被害者等の公営住宅への優先入居・一時入居	<p>犯罪被害により従前の住宅に居住することが困難となった犯罪被害者等は、公営住宅に優先的に入居できる場合があります。 また、提供可能住戸があるときに限り、一時的な入居ができる場合があります ※詳しくは、お住まいの市町窓口へお問い合わせください。</p>	各市町公営住宅担当課
(32) 配偶者等からの暴力被害者の公営住宅への優先入居・一時入居	<p>配偶者（事実婚や元配偶者も含む）や交際相手からの暴力被害者は、公営住宅に優先的に入居できる場合があります。 また、提供可能住戸があるときに限り、一時的な入居ができる場合があります ※詳しくは、お住まいの市町窓口へお問い合わせください。</p>	各市町公営住宅担当課

3 栃木県警察

公的機関として被害の届出を最初に受理することが多く、また、被疑者の検挙、被害の回復・軽減、再発防止等の面で犯罪被害者等と最も密接に関わり、犯罪被害者等を保護する役割を担う機関の1つです。

支援業務	概要	窓口・連絡先
(1) 事件・事故への対応	発生した事件・事故について捜査を行い、被疑者の検挙、被害者の救護・保護にあたります。	《事件・事故の緊急電話》 110番 《上記以外の事件・事故》 各警察署（別表2） （P113） ※24時間対応
(2) 被害者に関する情報の保護	性犯罪等の被害者等の保護が特に必要な一定の刑事事件については、被害者の氏名等を秘匿措置した上で捜査し、被疑者を検挙した際は、被害者特定事項秘匿事件として検察庁に送致します。	各警察署事件担当課 （別表2）（P113）
(3) 相談業務	犯罪被害者等が犯罪等の被害によって直面している諸問題に関して相談業務を行い、被害者等が求めている支援に対し、関係機関・団体が行っている支援に関する情報提供や助言を行うと共に、円滑な支援のため関係機関・団体との連絡調整を行っています。	《施策担当窓口》 警察本部 県民広報相談課 犯罪被害者支援室 028-621-0110
(4) 被害者の手引の作成・配布	刑事手続の概要や捜査への協力をお願い、犯罪被害者等が利用できる制度や各種相談機関・窓口についてわかりやすく記載したパンフレット「被害者の手引」を作成し、事件・事故の被害者や遺族に配布しています。	《被害者への教示窓口》 各警察署事件担当課 （別表2）（P113） 高速道路交通警察隊 （鹿沼市茂呂24-1） 0289-76-2856
(5) 被害者連絡制度	刑事手続及び犯罪被害者等のための制度、被疑者検挙までの捜査状況、被疑者の検挙状況、逮捕被疑者の処分状況について、事件を担当する捜査員が、事件・事故の被害者や遺族に連絡をします。	※土日、祝日を除く 8:30～17:15
(6) 地域警察官による被害者訪問・連絡活動	犯罪被害者等の再被害を予防し、その不安感を解消するため、犯罪被害者等の要望に基づき訪問・連絡活動を実施しています。 また、被害の態様等によっては、必要に応じて、パトロールや女性の警察官による訪問・連絡活動を行います。	各警察署事件担当課 （別表2）（P113） 最寄りの交番、駐在所 ※24時間対応
(7) 各種相談窓口	住民からの各種要望や相談に応じる窓口として、警察本部に県民相談室を設置しています。 また、このような総合的な相談に加え、犯罪被害者等のニーズに応じて、性犯罪相談、少年相談など個別の相談窓口を設けていま	

県民相談室	す。 24 時間対応	#9110 (全国共通) ※管轄する都道府県警につながります。 028-627-9110 028-621-0110
警察本部犯罪被害者支援室	土日、祝日を除く 8:30~17:15	028-621-0110
性犯罪被害相談電話	24 時間対応	#8103 (全国共通) (ハートさん) ※管轄する都道府県警の性犯罪被害相談電話につながります。
ヤングテレホン	少年に関する悩みや困りごと相談 土日、祝日を除く 9:00~16:00	0120-87-4152
(8) カウンセリング等	<p>カウンセリングに関する専門的知識や技術を有する職員の配置や精神科医や民間のカウンセラーとの連携などにより、犯罪被害者等のための相談・カウンセリングを実施しています。</p> <p>また、一定の犯罪被害に関し、精神的被害が深刻な場合等には、被害者等が自由に選択した医療機関等への精神医療受診に関する診療費、カウンセリング費用の公費支出を行っています。</p> <p>※一定の要件があります</p>	<p>《施策担当窓口》 犯罪被害者支援室 028-621-0110</p> <p>《被害者への教示窓口》 各警察署事件担当課 (別表2)(P120) 高速道路交通警察隊 0289-76-2856</p> <p>※土日、祝日を除く 8:30~17:15</p>
(9) 犯罪被害給付制度	<p>故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族や重傷病又は障害という重大な被害を受けた犯罪被害者に対して、国が一時金を支給し、その精神的、経済的打撃の緩和を図ります。給付金には、次の3種類があります。</p> <p>① 遺族給付金 犯罪被害者の遺族に対して、犯罪被害者の年齢や勤労による収入額等に基づいて算定した額を支給</p> <p>② 重傷病給付金 重傷又は疾病を負った犯罪被害者に対して、保険診療による自己負担相当額と休業損害を考慮した額の合算額を支給</p> <p>③ 障害給付金 障害等級1級~14級の障害が残った犯罪被害者に対して、年齢や勤労による収入額等</p>	<p>警察本部犯罪被害者支援室 028-621-0110 各警察署事件担当課 (別表2)(P113)</p> <p>※土日、祝日を除く 8:30~17:15</p>

	に基づいて算定した額を支給 ※申請受付は、申請者の住所地を管轄する各都道府県警察が取り扱います。	警察本部犯罪被害者支援室 028-621-0110 各警察署事件担当課 (別表2)(P113)
(10) 初診料等の公費支出	犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、次の費用などを公費で負担します。 ① 傷害等を負われた方 診断書料、初診料等 ② 性犯罪被害に遭われた方 診断書料、初回診察費用、緊急避妊費用、性感染症検査費用、人工妊娠中絶費用 ③ 御家族を亡くされた方 検案書料、遺体修復費用、遺体搬送費用 ※それぞれ一定の要件があります。	※土日、祝日を除く 8:30~17:15
(11) 再被害防止	犯罪被害者等が、同じ加害者から再び生命又は身体に関する犯罪被害を受けることを防止するため、警戒措置、情報収集、自主警戒指導等の措置を実施しています。	
(12) 性犯罪被害者への支援	性犯罪被害相談窓口の設置、女性警察官による捜査、証拠採取における配慮、緊急避妊等の経費負担(初診料、診断書料、緊急避妊費用等)等を行っています。 【再掲】性犯罪被害相談電話 #8103(全国共通) ※24時間対応	
(13) 被害少年への支援	被害少年の精神的ダメージを軽減し、その立ち直りを支援するため、少年相談窓口を設置して専門職員等による助言・指導やカウンセリングによる支援等を行っています。	少年サポートセンター (人身安全少年課内) ヤングテレホン 0120-87-4152
(14) 児童虐待事案への対応	児童相談所等の関係機関と緊密に連携し、児童の安全確保及び保護に努めています。 事案に応じて厳正な捜査を行い、事件化する場合には必要な捜査を速やかに行います。	※土日、祝日を除く 9:00~16:00 各警察署生活安全課 (別表2)(P113)
(15) 暴力団犯罪の被害者への支援	暴力団犯罪による被害の回復を図るため、被害者からの申出に基づいて、暴力団への連絡や連絡先の教示、被害回復交渉についての助言、被害回復交渉を行う場所としての警察施設の供用などの支援を行っています。	警察本部 組織犯罪対策第一課 028-621-0110 各警察署事件担当課 ※土日、祝日を除く 8:30~17:15

<p>(16) 交通事故被害者への支援</p>	<p>交通相談窓口を設け、交通事故被害者等からの相談に応じて保険請求・損害賠償制度、被害者支援・救済制度、示談・調停・訴訟の基本的な制度、手続等の説明や各種相談窓口・被害者支援組織・カウンセリング機関の紹介等を行っています。</p>	<p>各警察署交通（捜査）課（別表2）（P113） 高速道路交通警察隊 0289-76-2856 ※土日、祝日を除く 8:30～17:15</p>
<p>(17) 配偶者からの暴力事案に対する対応</p>	<p>配偶者からの暴力事案には、裁判所が被害者の申立てにより保護命令を発する際に、裁判所へ書面を提出したり、保護命令を受けた申立人に対して防犯指導等を行っています。</p>	<p>警察本部 人身安全少年課 028-621-0110</p>
<p>(18) ストーカー事案に対する対応</p>	<p>つきまとい等に対する警告、禁止命令等の行政上の措置、ストーカー行為に対する捜査及び被害者が自ら被害を防止するための援助措置等を行っています。</p>	<p>各警察署生活安全課（別表2）（P113） ※土日、祝日を除く 8:30～17:15</p>
<p>(19) 被害者の一時避難場所の確保に係る公費負担制度</p>	<p>自宅が犯罪の現場となり、継続して居住が困難で、自ら居住する場所が確保できない場合など、公費により、一時的に避難するための宿泊場所を提供します。 ※一定の要件があります。</p>	<p>《施策担当窓口》 警察本部犯罪被害者支援室 028-621-0110</p>
<p>(20) ハウスクリーニング費用の公費負担制度</p>	<p>被害者の自宅等が犯罪の現場となり、犯罪に起因して汚損されて居住することが困難である場合に、ハウスクリーニング費用を公費で負担します。 ※一定の要件があります。</p>	<p>《被害者への教示窓口》 〔一時避難場所〕 各警察署事件担当課（別表2）（P113）</p>
<p>(21) 司法解剖に関する経費の公費負担制度</p>	<p>司法解剖が行われた場合、切開痕等を目立たせないように遺体を修復するとともに、遺体を遺族の希望する場所まで搬送するための経費を公費で負担しています。 公費搬送の区域は栃木県内です（県外の大学で司法解剖した場合は、この限りではありません）。</p>	<p>〔司法解剖〕 各警察署事件担当課（別表2）（P113） 高速道路交通警察隊 0289-76-2856 ※土日、祝日を除く 8:30～17:15</p>

4 法テラス栃木

法テラスは、国が設立した公的な法人です。

法テラスでは、犯罪被害者等が、そのとき最も必要な支援が受けられるよう、①刑事手続の流れや各種支援制度等、法制度に関する情報の提供、②犯罪被害者支援を行っている相談窓口の案内、③犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介、④被害者参加人のための国選弁護人を確保する業務等、また資力の乏しい犯罪被害者が加害者に損害賠償請求の訴訟を提起する場合に、弁護士費用を立て替える等の援助を行っています。

窓 口	法テラス栃木
住 所	宇都宮市本町 4-15 宇都宮 NI ビル 2F
電話番号	0570-078318
受付時間	土日、祝日を除く 9:00~17:00

支援業務	概要・対象要件等	備考
(1) 犯罪被害者支援ダイヤル	犯罪被害者支援の知識・経験を持った専門の担当者が、相談窓口や法制度、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介に関する情報提供を行っています。	0120-079714 (なくことないよ) ※IP 電話からは、 03-6745-5601 平日 9:00~21:00 土曜 9:00~17:00 (日曜祝日休業)
(2) 被害者参加人のための国選弁護制度	<p>経済的に余裕のない被害者参加人の方も、弁護士による援助を受けられるようにするため、裁判所が国選被害者参加弁護士を選定し、国がその費用を負担します。</p> <p>法テラスでは、被害者参加人の意見を聴いた上で、被害者参加弁護士の候補を指名し裁判所に通知する業務などを行っています。</p> <p>《被害者参加の申出ができる方》 殺人、傷害、性犯罪、過失運転致死傷などの被害者本人や法定代理人、被害者が亡くなった場合や心身に重大な故障がある場合の本人の配偶者、直系親族、兄弟姉妹</p> <p>《国選弁護制度の利用条件》 被害者参加人の資力（現金、預金など）から、犯罪行為を原因として 6 ヶ月以内に支出することとなると認められる費用（治療費など）の額を差し引いた額が 200 万円未満であることが必要です。</p>	※被害者参加制度 一定の犯罪の被害者などが、裁判所の決定により公判期日に出席し被告人に対する質問を行うなど、刑事裁判に直接参加できる制度です。

(3) 被害者参加旅費等支給制度	<p>被害者参加制度を利用して刑事裁判に出席された方に、国がその旅費、日当及び宿泊料を支給する制度です。</p> <p>資力等に関わらず、すべての被害者参加人が利用できます。</p>	
(4) DV 等被害者法律相談援助	<p>DV、ストーカー、児童虐待を受けている方に対し、資力に関わらず、弁護士による法律相談を行っています。</p> <p>被害の防止に必要な相談であれば、民事・刑事問わず相談できます。</p> <p>代理の方による相談は対象外です。</p> <p>一定の基準を超える資産を有する方には、後日相談料（5,500 円）を負担していただきます。</p>	
(5) 民事法律扶助	<p>民事裁判等手続に関する援助として、一定の要件に該当する方に対し無料法律相談を行うほか、弁護士費用などの立替えを行っています。</p> <p>《対象要件》</p> <p>①資力が一定額以下であること</p> <p>②勝訴の見込みがないとはいえないこと（法律相談は、この要件は不要です。）</p> <p>③民事法律扶助の趣旨に適すること</p>	<p>※費用は、原則として毎月分割で償還いただきます。</p>
(6) 日弁連委託援助業務	<p>告訴・告発、事情聴取同行、マスコミ対応、示談申入れへの対応など、刑事手続、少年審判等手続及び行政手続に関して、人権救済の観点から弁護士費用などの援助を行います。</p> <p>《対象要件》</p> <p>①殺人、傷害、性犯罪、配偶者暴力(DV)、ストーカー等の被害を受けた方やその家族</p> <p>②収入等の要件に該当すること</p> <p>③弁護士に依頼する必要性・相当性があること</p>	<p>※要した費用について、負担をしていただく場合があります。</p>

5 (公社) 被害者支援センターとちぎ

(公社) 被害者支援センターとちぎは、栃木県公安委員会指定の犯罪被害者等早期援助団体です。

犯罪被害者やその家族が平穏な生活を取り戻せるよう、関係機関と連携した支援活動を行っているほか、被害者等の置かれている現状や支援の必要性についての広報啓発活動も行っています。

窓 口	(公社) 被害者支援センターとちぎ
住 所	宇都宮市桜4-2-2 栃木県立美術館普及分館 2F
電話番号	028-623-6600 (事務局)

支援業務	概要・対象要件等	備考
(1) 電話相談・面接相談	相談員(被害者支援について専門的な研修を積んだ者)による継続的な相談を行っています。 必要に応じ、警察や検察庁等の他の支援機関等の情報提供や紹介を行っています。	《電話相談》 028-643-3940 (サンキュー支援) ※土日、祝日を除く 10:00~16:00 《面接相談》 予約制で随時実施
(2) 無料弁護士相談・無料カウンセリング	必要に応じて、予約制による無料弁護士相談や無料カウンセリングを実施しています。	《無料弁護士相談》 (予約制) 028-643-3940 毎月第3木曜日 13:00~16:00 《無料カウンセリング》 随時(予約制)
(3) 直接的支援	警察署、病院、検察庁、裁判所などへの付添いや、外出が難しい方に対する自宅訪問などを実施しています。	
(4) 自助グループへの支援	同じような被害に遭われた方同士の交流場所を提供しています。	

※詳しくは、被害者支援センターとちぎにお問い合わせください。

6 (公財) 犯罪被害救援基金

国民からの浄財を基に設立された基金で、犯罪被害者の遺児等に対する奨学金の給与事業をはじめ、犯罪被害救援事業を実施しています。

窓 口	(公財) 犯罪被害救援基金
住 所	東京都千代田区麹町 1-8 エミナビル 2F
電話番号	03-5226-1020

支援業務	概要・対象要件等	備考
(1) 奨学金等給与事業	<p>通学先によって給付額は異なりますが、採用時から学業が終了するまでの期間、奨学金や入学一時金を支給します(返済の必要はありません)。</p> <p>《奨学生採用に係る要件》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人の生命又は身体を害する犯罪行為により不慮の死を遂げた方又は重障害を受けた方の子、孫、弟妹等 ・犯罪被害を受けたときにおいて、主として被害者の収入によって生計を維持していた子、孫、弟妹等 ・学校等に在学(小学校入学前3年間の幼児から大学院生及び外国の大学又は大学院への留学生)し、学資の支弁が困難であると認められ、修学意欲を有し、かつ、素行上の問題がない子、孫、弟妹等 	<p>《警察の相談窓口》</p> <p>警察本部 県民広報相談課 犯罪被害者支援室 028-621-0110 ※土日、祝日を除く 8:30~17:15</p>
(2) 生活の指導・相談事業	<p>奨学生や保護者からの意見、要望、悩みなどの生活相談などに対応しています。</p>	
(3) 支援金支給事業	<p>犯罪により稼働できない重篤な被害(捜査機関において犯罪被害と認定されているものに限り)を受けた犯罪被害者等で、現に著しく困窮しており、社会連携共助の精神に則り特別な救済を図る必要があると認められる方に支援金を支給しています。</p> <p>《支給対象者》</p> <p>犯罪及びこれに準ずる身体に有害な影響を及ぼす行為により被害を被った方又はその遺族</p> <p>《支給要件》</p> <p>①加害者による実効的な賠償等が期待できず、かつ、犯罪被害給付制度その他の経済的負担の軽減を図るための公的な救済制度や保険による補填がないなど、特別な救済の対象とすべき理由がある。</p> <p>②現に著しく困窮していると認められる。</p> <p>③支援金を支給することが社会通念上適切でないと認められる事情がない。</p>	

7 宇都宮地方裁判所・簡易裁判所

罪を犯した疑いがある人が有罪か無罪かなどを判断する刑事裁判と、私人間の紛争を法律的に解決する民事裁判を行います。刑事裁判手続では、犯罪によって被害を受けた方等を保護するための様々な制度が設けられています。

《連絡先》宇都宮地方裁判所又は各支部、簡易裁判所（別表3）（P114）

支援業務	概要	備考
(1) 裁判の優先的傍聴	傍聴希望者が多い刑事事件で傍聴券が必要となった際、犯罪によって被害を受けた方等から事前に傍聴を希望する旨の申出があった場合には、優先的に傍聴席が確保されるよう配慮します。 《申出先》事件を審理している裁判所	《対象となる方》 ※(1)～(4)共通 ①被害者 ②被害者の法定代理人（親権者など） ③被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の保護者や子など）、兄弟姉妹
(2) 事件記録の閲覧・コピー	刑事事件の被害者の方は、原則として、事件記録の閲覧、コピーをすることができます。 《申出先》事件を審理している裁判所 また、その事件と同種の犯罪行為の被害者の方（同種余罪の被害者）も、損害賠償を請求するために必要があると認められる場合には、事件記録の閲覧、コピーが可能です。 《申出先》検察官 ※手数料として収入印紙 150 円（コピーをする場合は別途コピー代）が必要です。	
(3) 意見陳述	公判期日において、被害に関する心情等の意見を述べるすることができます。 《申出先》検察官	
(4) 被害者に関する情報の保護	性犯罪等の刑事事件について、公開の法廷で被害者の氏名等を明らかにしないように求めることができ、裁判所の決定があった場合、起訴状の朗読等の訴訟手続は、被害者の氏名等を明らかにしない方法で行われます。 《申出先》検察官	
(5) 証言する場合の不安等緩和措置	事案によっては、法廷で証言する際、心理カウンセラーや民間団体の支援者、検察庁の被害者支援員、家族、教師に付き添ってもらうことや、被害者等と被告人・加害者や傍聴席との間につい立てなどを置いたり、法廷とテレビ回線で結ばれた別室から証言することができます。 《申出先》検察官又は裁判所	《対象となる方》 証人として証言する被害者等

<p>(6) 刑事裁判への参加 (被害者参加制度)</p>	<p>殺人、傷害、自動車運転過失致死傷など一定の刑事事件の被害者の方は、裁判所の許可を得て公判期日に出席することができるほか、一定の要件の下で、被告人等に質問したり、事実又は法律の適用について意見を述べたりすることができます。</p> <p>《申出先》 検察官</p> <p>また、これらの行為を弁護士に委託することもできますが、弁護士に依頼するお金がない場合は、国が報酬等を負担する弁護士（国選被害者参加弁護士）の選定を求めることができます。</p> <p>《申出先》 法テラス栃木（P63）</p>	<p>《対象となる方》 (1)～(4)に同じ</p>
<p>(7) 損害賠償命令制度</p>	<p>殺人、傷害等の一定の刑事事件が地方裁判所に係属している場合には、被害者の方等は、その刑事事件を審理している裁判所に対し、被告人に損害賠償を命じる旨の申立てをすることができます。</p> <p>《申出先》 刑事事件を審理している地方裁判所</p> <p>※申立手数料として収入印紙 2,000 円と、別途郵便切手が必要です。</p>	<p>《対象となる方》 ①被害者 ②被害者の一般承継人（相続人など）</p>
<p>(8) 刑事和解</p>	<p>被告人との間で、事件に関する損害賠償などの民事上の争いについて示談（和解）ができた場合には、被告人と共同して、刑事事件を審理している裁判所に対し、示談の内容を公判調書に記載することを求める申立てをすることができます。</p> <p>示談の内容が記載された公判調書には、民事裁判で和解ができたのと同じ効力がありますので、約束どおり支払われない場合には、民事裁判を起すことなく強制執行の手続きができます。</p> <p>《申出先》 刑事事件を審理している裁判所</p> <p>※申立手数料として収入印紙 2,000 円が必要です。</p>	<p>《対象となる方》 ② 被害者 ②被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の保護者や子など）、兄弟姉妹</p>

8 宇都宮家庭裁判所

罪を犯した少年や罪を犯すおそれのある少年などについて、調査、審判を行います。
少年審判手続では、少年犯罪によって被害を受けた方等に配慮した以下のような制度が設けられています。

《連絡先》宇都宮家庭裁判所又は各支部（別表3）（P114）

制度	概要	備考
(1) 事件記録の閲覧・コピー	少年や関係者のプライバシーに深く関わるものなどを除いては、原則として、少年事件に関する事件記録の閲覧、コピーをすることができます。 《申出先》 事件を審理している（した）裁判所 ※ただし、審判を開始する決定があった後、少年の処分が確定してから3年以内 ※手数料として収入印紙 150 円（コピーをする場合は別途コピー代）が必要です。	《対象となる方》 ※(1)～(5)共通 ①被害者 ②被害者の法定代理人（親権者など） ③被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害者の保護者や子など）、兄弟姉妹
(2) 意見陳述	裁判官や家庭裁判所調査官に対して、被害に関する心情等の意見を述べることができます。 《申出先》事件を審理している裁判所 ※ただし、少年の処分が決まるまで	
(3) 審判結果の通知	少年事件において、少年に対する処分結果等の通知を受けることができます。 《申出先》 事件を審理している（した）裁判所 ※ただし、少年の処分が確定してから3年以内	
(4) 審判状況の説明	少年事件において、審判期日における審判の状況について説明を受けることができます。 《申出先》 事件を審理している（した）裁判所 ※ただし、少年の処分が確定してから3年以内	
(5) 審判の傍聴	少年事件のうち、一定の重大事件（被害者が亡くなったり、生命に重大な危険を生じさせた傷害を負った事件）については、裁判所の許可により、審判を傍聴することができます。 《申出先》事件を審理している裁判所 ※事件が家庭裁判所に送られた後、申出ができます。	

9 宇都宮地方検察庁

犯罪を捜査し、刑事事件に関し加害者を裁判にかけるか否かを決めたり、裁判で法の正当な適用を請求したりします。

被害者支援としては、様々な相談に応じたり、犯罪被害者等へ事件に関する情報を提供したりしています。

《連絡先》宇都宮地方検察庁（別表4）（P114）

支援業務	概要	備考
(1) 被害者支援員制度	<p>犯罪被害者支援に携わる「被害者支援員」を配置しています。</p> <p>犯罪被害者等からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還などの各種手続の手助けをするほか、被害者の方々の状況に応じた関係機関・団体等を紹介するなどの支援活動を行います。</p>	
(2) 被害者ホットライン	<p>被害者の方が被害相談や事件に関する問い合わせを行える専用電話です。夜間や休日の場合でも、留守番電話やファックスでの利用が可能です。</p>	028-623-6790 (TEL・FAX 共通)
(3) 被害者等通知制度	<p>刑事事件の処分結果、裁判結果、加害者の収容先刑事施設、有罪裁判確定後の刑事施設における加害者の処遇状況、加害者の刑事施設からの出所情報等をお知らせします。</p> <p>《申出先》事件を取り扱った検察庁</p>	<p>《対象となる方》</p> <p>①被害者、その親族又は内縁関係にある方、婚約者など親族に準ずる方</p> <p>②目撃者など参考人の方</p>
(4) 不起訴記録の閲覧	<p>不起訴記録は、原則として閲覧できませんが、被害者参加制度の対象となる事件の被害者等については、「事件の内容を知ること」などを目的とする場合でも、捜査・公判に支障を生じたり、関係者のプライバシーを侵害しない範囲で、実況見分調書等を閲覧することができます。</p> <p>また、それ以外の事件の被害者等についても、民事訴訟等において被害回復のため損害賠償請求権その他の権利を行使するために必要と認められる場合には、捜査・公判に支障を生じたり、関係者のプライバシーを侵害しない範囲で、実況見分調書等を閲覧することができます。</p> <p>《申出先》事件を取り扱った検察庁</p>	<p>《被害者参加の申出ができる方》</p> <p>殺人、傷害、性犯罪、過失運転致死傷などの被害者本人や法定代理人、被害者が亡くなった場合や心身に重大な故障がある場合の本人の配偶者、直系親族、兄弟姉妹</p>

(5) 意見陳述	<p>あらかじめ検察官に希望を申し出た場合、刑事裁判の法廷で、被害に関する心情等の意見を述べるすることができます。</p> <p>《申出先》事件を担当する検察官</p>	<p>《対象となる方》</p> <p>※(5)～(7)共通</p> <p>①被害者</p> <p>②被害者の法定代理人（親権者など）</p> <p>③被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親類や子など）、兄弟姉妹</p>
(6) 刑事裁判への参加 （被害者参加制度）	<p>殺人、傷害、過失運転致死傷など一定の刑事事件の被害者の方は、あらかじめ検察官に申し出て裁判所の許可を得た場合、公判期日に出席することができるほか、一定の要件の下で、被告人等に質問したり、事実又は法律の適用について意見を述べたりすることができます。</p> <p>《申出先》事件を担当する検察官</p> <p>また、これらの行為を弁護士に委託することもできますが、弁護士に依頼するお金がない場合は、国が報酬等を負担する弁護士（国選被害者参加弁護士）の選定を求めることができます。</p> <p>《申出先》法テラス栃木（P63）</p>	
(7) 被害者に関する情報の保護	<p>性犯罪等の刑事事件については、公開の法廷で被害者の氏名等を明らかにしないように求めることができ、裁判所の決定があった場合、起訴状等の朗読等の訴訟手続は、被害者の氏名等を明らかにしない方法で行われます。</p> <p>また、犯罪被害者等の名誉等が著しく害され、又はその身体に対する加害行為等がなされるおそれがある場合に、起訴状等における個人特定事項の秘匿措置等によって、その個人特定事項を秘匿するとともに、犯罪被害者等の個人特定事項を保護することができる制度が整備されました。</p> <p>《申出先》事件を担当する検察官</p>	
(8) 公判記録の閲覧・コピー （起訴された事件の同種余罪の被害者等）	<p>いわゆる同種余罪の事件の被害者やその遺族の方々については、損害賠償を請求するために必要があると認められる場合には、事件記録の閲覧、コピーが可能です。</p> <p>※手数料として収入印紙 150 円（コピーをする場合は別途コピー代）が必要です。</p> <p>《申出先》 起訴された事件を審理している裁判所に 対応する検察庁</p>	<p>《対象となる方》</p> <p>①起訴された事件の同種余罪の被害者</p> <p>②同種余罪の被害者の法定代理人（親権者など）</p> <p>③同種余罪の被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系</p>

		親族（被害を受けた方の保護者や子など）、兄弟姉妹
(9) 再被害防止のための受刑者の釈放予定等の通知	<p>被害者等通知制度とは別に、再被害防止のために必要がある場合に加害者の釈放予定等を通知します。</p> <p>《申出先》 事件を取り扱った検察庁</p>	
(10) 確定記録の閲覧	<p>刑事裁判が終了した事件の記録や裁判書は、検察庁で保管しており、これらは、刑事確定訴訟記録法に基づき、閲覧することができます。</p> <p>なお、裁判書以外の記録の閲覧可能期間は、原則として裁判が確定した後3年間となっています。</p> <p>《申出先》 事件を取り扱った検察庁 （確定した刑事裁判の第一審判決言渡裁判所に対応する検察庁）</p> <p>※閲覧手数料として収入印紙 150 円が必要です。</p>	
(11) 被害回復給付金支給制度	<p>詐欺罪や出資法違反といった財産犯等の犯罪行為により犯人が得た財産（犯罪被害財産）は、その犯罪が組織的に行われた場合や、犯罪被害財産が偽名の口座に隠匿されるなど、いわゆるマネー・ローンダリングが行われた場合には、刑事裁判により犯人からはく奪することができます。</p> <p>犯人からはく奪した犯罪被害財産を金銭化して給付資金として保管し、そこからその事件により被害を受けた方などに給付金を支給する制度です。</p> <p>《申出先》 支給手続を行うものとして公告された検察官が所属する検察庁</p>	<p>《対象となる方》</p> <p>① 刑事裁判で認定された財産犯等の犯罪行為の被害者等</p> <p>② そうした犯罪行為と一連の犯行として行われた財産犯等の犯罪行為の被害者等</p>

10 栃木県弁護士会

栃木県弁護士会は、宇都宮地方裁判所の管轄区域内に法律事務所を有するすべての弁護士と弁護士法人によって組織されています。

窓 口	栃木県弁護士会
住 所	宇都宮市明保野町 1-6
電話番号	028-689-9000（代表）
受付時間	平日（土日、祝日を除く）10:30～12:00／13:00～16:30

支援業務	概要	備考
(1) 法律相談センター	弁護士による法律相談（面接相談）を行っています。被害者が利用できる法的手続や、加害者に対する損害賠償請求などについて相談できます。	相談の際は事前予約が必要です。 《予約電話番号》 028-689-9001
《会場》	① 栃木県弁護士会館 （宇都宮市明保野町 1-6）	毎週月～金 13:30～16:30
	② 大田原商工会議所 （大田原市山の手 1-1-1 皇漢堂ビル）	毎月第 2 金曜 13:30～16:30
	③ 小山市立生涯学習センター （小山市中央町 3-7-1 ロブレ 6F）	毎月第 1 土曜 10:00～12:00
	④ 栃木商工会議所 （栃木市片柳町 2-1-46）	毎月第 3 土曜 10:00～12:00
	⑤ 通二丁目奉公会館 （足利市通二丁目 2645-8）	毎週土曜 9:00～12:00 ※先着 12 名（予約不要）
(2) 犯罪被害者対策委員会	栃木県弁護士会に設置されている、犯罪被害者やその遺族の方等への支援活動などに取り組む委員会です。 県が実施する「犯罪被害に関する法律相談の公費負担」事業（P53 参照）に協力をいただいています。	

11 栃木県司法書士会

栃木県司法書士会は、宇都宮地方法務局の管轄区域内の司法書士を会員とする団体です。

司法書士は、犯罪被害にあった後の今後の対応についての助言や、告訴状や告発状の書類作成を行います。請求内容が140万円以下のものであれば、加害者に対し裁判外での示談交渉や損害賠償・慰謝料等の請求を行うほか、簡易裁判所を通してこれらの請求を行います。

窓 口	栃木県司法書士会
住 所	宇都宮市幸町 1-4
電話番号	028-614-1122
受付時間	平日（土日、祝日を除く）9:00～17:00

支援業務	概要	備考
(1) 総合相談センター	<p>県内7会場で、司法書士による面接相談を行っています。相談は無料です。</p> <p>《会場》</p> <p>①宇都宮会場 （宇都宮市幸町 1-4 栃木県司法書士会館） 毎月第1・第3土曜 10:00～15:00</p> <p>②足利会場 （足利市通三丁目 2757 足利商工会議所本部事務所）</p> <p>③小山会場 （小山市城東 1-6-36 小山商工会議所）</p> <p>④日光会場 （日光市今市 304-1 日光市民活動支援センター）</p> <p>⑤那須塩原会場 （那須塩原市太夫塚 1-194-78 西那須野公民館）</p> <p>⑥栃木会場 （栃木市片柳町 2-1-46 栃木商工会議所）</p> <p>⑦真岡会場 （真岡市荒町 12-3 真岡商工会議所）</p>	<p>相談の際は事前予約（各開催日の3日前締め切り）が必要です。</p> <p>※②～⑦の相談会開催日時は、いずれも毎月第1土曜 10:00～15:00です。</p> <p>（注1）会場の都合により、急遽場所が変更になる可能性があります。</p> <p>（注2）土曜日が祝日・年末年始・お盆・栃木県司法書士会の総会の日にあたる場合、相談会はお休みとなります。</p>

12 関東矯正管区

矯正管区は、法務省矯正局の地方支分部局として全国 8 か所（札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、高松、福岡）に設置され、管轄区域の刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院及び少年鑑別所が適切に管理運営されるよう監督を行っています。

窓 口	関東矯正管区
住 所	埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館 13 階
電話番号	048-854-8850

支援業務	概要	備考
(1) 刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度	被害に関する心情、被害を受けられた方の置かれている状況、受刑中・在院中の加害者の生活や行動に関する御意見をお伺いし、これを受刑中・在院中の加害者に伝えます。 加害者に対しては、被害の実情等を直視させ、反省や悔悟の情が深まるよう指導等を行います。 《対象となる方》 ①被害者 ②被害者の法定代理人（親権者など） ③被害者が亡くなっている、重い病気やけがをしている場合は、その配偶者、直系親族、兄弟姉妹	《制度問合せ専用》 048-854-8850 《受付時間》 土日、祝日を除く 8：30～17：15
(2) 被害者等通知制度	有罪裁判確定後の加害者と少年院送致処分を受けた加害者に関する被害者等通知制度の概要についてお問合せできます。	
(3) 加害者との外部交通に関する相談	被収容者（加害者）との外部交通（面会・信書の発受）に関する一般的な取扱いについてお問合せできます。	

13 刑事施設

刑事施設には刑務所、少年刑務所、拘留所があり、このうち、刑務所と少年刑務所は、主として受刑者を収容し処遇を行う施設であり、拘留所は、主として刑事裁判が確定していない未決拘禁者を収容する施設です。

《県内の刑事施設》

施設名	住所	電話番号
栃木刑務所	栃木市惣社町 2484	0282-28-0502
喜連川社会復帰促進センター	さくら市喜連川 5547	028-686-3121
宇都宮拘留支所（喜連川社会復帰促進センター内仮移転中）	さくら市喜連川 5547	028-686-3121
大田原拘留支所	大田原市美原 1-17-37	0287-22-2359
足利拘留支所	足利市助戸 3-511-1	0284-41-3919

支援業務	概要	備考
(1) 刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度	<p>被害に関する心情、被害を受けられた方の置かれている状況、受刑中の加害者の生活や行動に関する御意見をお伺いし、これを受刑中の加害者に伝えます。</p> <p>加害者に対しては、被害の実情等を直視させ、反省や悔悟の情が深まるよう指導等を行います。</p> <p>《対象となる方》</p> <p>①被害者 ②被害者の法定代理人（親権者など） ③被害者が亡くなっている、重い病気やけがをしている場合は、その配偶者、直系親族、兄弟姉妹</p>	
(2) 加害者との外部交通に関する相談	<p>犯罪被害者等から、被収容者（加害者）との外部交通（面会・信書の発受）に関する相談に対して、一般的な取扱いについての説明を行っています。</p>	

14 宇都宮少年鑑別所

①家庭裁判所等の求めに応じ、鑑別対象者の鑑別を行うこと、②観護の措置が執られて少年鑑別所に収容される者等に対し、健全な育成のための支援を含む観護処遇を行うこと、③地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことを業務とする法務省所管の施設です。

窓 口	宇都宮少年鑑別所
住 所	宇都宮市鶴田町 574-1
電話番号	028-648-5062

支援業務	概要	備考
(1) 被害者等通知制度	<p>犯罪被害者等から、少年院送致処分を受けた加害者の処遇状況等の通知を希望する旨の申出があった場合、申出書や申出に必要な書類を受け付けています。</p> <p>《対象となる方》</p> <p>①被害者 ②被害者の法定代理人（親権者など） ③被害者が亡くなっている、重い病気やけがをしている場合は、その配偶者、直系親族、兄弟姉妹 ④これらの者から委託を受けた弁護士</p>	
(2) 刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝	<p>犯罪被害者等から、少年院送致処分を受けた加害者の心情聴取の申出があった場合、書類を受け付けています。</p> <p>《対象となる方》</p>	<p>《制度問合せ専用》 028-648-0253 《受付時間》 土日、祝日を除く</p>

達制度	① 被害者 ② 被害者の法定代理人（親権者など） ③ 被害者が亡くなっている、重い病気やけがをしている場合は、その配偶者、直系親族、兄弟姉妹	8：30～17：00
(3) 地域援助 （うつのみや 法務少年支援 センター）	地域における非行や犯罪の防止に関する活動、健全育成に関する活動を行っています。非行、親子関係、学校でのトラブルなど、一般の方からの相談に応じています。相談は無料です	《相談専用》 028-648-5686 《受付時間》 土日、祝日を除く 9:00～16:30

15 喜連川少年院

主として家庭裁判所から保護処分として送致された少年等に対し、その健全な育成を図ることを目的として、矯正教育や社会復帰支援等を行う法務省所管の施設です。

窓 口	喜連川少年院
住 所	さくら市喜連川 3475-1
電話番号	028-686-3022

支援業務	概要	備考
(1) 被害者等通知制度	少年審判において少年院送致決定を受けた加害者について、被害者等の御希望に応じて、収容されている少年院の名称等、少年院における教育状況等に関する事項、出院に関する事項（出院年月日）を通知します。 《対象となる方》 ①被害者 ②被害者の法定代理人（親権者など） ③被害者が亡くなっている、重い病気やけがをしている場合は、その配偶者、直系親族、兄弟姉妹 ④これらの者から委託を受けた弁護士	※通知を希望する際の申出先は、少年院送致決定が行われた家庭裁判所が所在する都道府県の少年鑑別所となります。
(2) 刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度	被害に関する心情、被害を受けられた方の置かれている状況、在院中の加害者の生活や行動に関する御意見をお伺いし、これを在院中の加害者に伝えます。 加害者に対しては、被害の実情等を直視させ、反省や悔悟の情が深まるよう指導を行います。 《対象となる方》 ①被害者 ②被害者の法定代理人（親権者など） ③被害者が亡くなっている、重い病気やけがをしている場合は、その配偶者、直系親族、兄弟姉妹	

16 関東地方更生保護委員会

地方更生保護委員会は、各高等裁判所の管轄区域ごとに全国 8 か所に設置され、加害者の仮釈放等を許す旨の決定及び仮釈放を取り消す旨の決定等をする権限を有する行政機関です。

窓 口	関東地方更生保護委員会
住 所	埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館
電話番号	048-601-2132

支援業務	概要	備考
(1) 意見等聴取制度	刑務所などからの仮釈放や少年院からの仮退院を許すか否かに関する審理において、仮釈放等に関する意見や被害に関する心情を述べることができます。 《対象となる方》 ※加害者が仮釈放等審理中であること ①被害者 ②被害者の法定代理人（親権者など） ③被害者が亡くなっている、重い病気やけがをしている場合は、その配偶者、直系親族、兄弟姉妹	《被害者専用番号》 048-601-2132 《受付時間》 土日、祝日を除く 9:30~17:15
(2) 被害者等通知制度	刑務所、少年院などに収容されている加害者の仮釈放等審理の開始や結果に関する事項について、通知を行います。 ※通知を受けるためには、あらかじめ通知の希望を申し出ることが必要です。	《申出先》 ①刑務所に受刑中 ・事件を取り扱った検察庁 ②少年院に在院中 ・少年鑑別所

17 宇都宮保護観察所

保護観察所は、地方裁判所の管轄地域ごとに設置され、保護観察や精神保健観察などを行う法務省所管の機関です。

窓 口	宇都宮保護観察所
住 所	宇都宮市小幡 2-1-11 宇都宮地方法務合同庁舎
電話番号	028-621-2391

支援業務	概要	備考
(1) 心情等聴取・伝達制度	被害に関する心情、犯罪被害者等の置かれている状況、保護観察中の加害者の生活や行動に関する意見を聴き、希望に応じてこれを保護観察中の加害者に伝えます。 《対象となる方》 ※加害者が保護観察中であること ①被害者	《被害者専用番号》 028-621-2298 《受付時間》 土日、祝日を除く 10:00~16:00

	<p>②被害者の法定代理人（親権者など）</p> <p>③被害者が亡くなっている、重い病気やけがをしている場合は、その配偶者、直系親族、兄弟姉妹</p>	
(2) 被害者等通知制度	<p>犯罪被害者等に対し、保護観察中の加害者の処遇状況などに関する事項について、通知を行います。</p> <p>※通知を受けるためには、あらかじめ通知の希望を申し出ることが必要です。</p>	<p>《申出先》</p> <p>①加害者が刑事処分になった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事件を取り扱った検察庁 <p>②保護処分になった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 少年鑑別所 ・ 保護観察所
(3) 相談・支援	<p>犯罪被害者等の相談に応じ、悩み等を聴いたり、各種制度の説明や、関係機関の紹介などを行ったりします。</p>	

18 宇都宮地方法務局・各支局

全国の法務局・地方法務局又はその支局では、人権相談所を設置し、様々な人権問題について相談に応じています。

犯罪被害者等に対する人権侵害の疑いのある事案については、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じています。

窓 口	宇都宮地方法務局 ※支局については別表5 (P115)
住 所	宇都宮市小幡 2-1-11 宇都宮地方法務合同庁舎
電話番号	028-623-6333 (代表)

支援業務	概要	備考
(1) 常設人権相談所	<p>「みんなの人権 110 番」は、差別や虐待、ハラスメントなど、様々な人権問題についての相談を受け付ける相談電話です。電話は、最寄りの法務局につながり、法務局職員又は人権擁護委員が相談に応じます。</p> <p>また、法務局及びその支局の窓口において、面接による相談も受け付けています。</p>	<p>《みんなの人権 110 番》</p> <p>※全国共通人権相談ダイヤル</p> <p>0570-003-110</p> <p>《受付時間》</p> <p>土日、祝日を除く 8:30~17:15</p>
(2) こどもの人権 110 番	<p>子どもをめぐる人権問題は、周囲の目につきにくいところで発生していることが多く、被害者である子ども自身も、その被害を外部に訴えるだけの力が未完成であったり、身近に適切に相談できる大人がいなかったりする 경우가少なくありません。</p> <p>「こどもの人権 110 番」は、こどもの発する SOS 信号をいち早くキャッチし、解決に導くための相談を受け付ける専用相談電話です。</p> <p>子どもだけでなく、子どもに関する悩みをお持ちの大人の方々も利用可能です。相談は無料です。</p>	<p>※全国共通</p> <p>0120-007-110</p> <p>《受付時間》</p> <p>土日、祝日を除く 8:30~17:15</p>
(3) 女性の人権ホットライン	<p>配偶者やパートナーからの暴力、職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為といった女性をめぐる様々な人権問題についての相談を受け付ける専用相談電話です。</p>	<p>※全国共通</p> <p>0570-070-810</p> <p>《受付時間》</p> <p>土日、祝日を除く 8:30~17:15</p>
(4) 外国語人権相談ダイヤル	<p>日本語を自由に話すことができない方からの人権相談に応じる専用の相談電話です。英語、中国語など 10 力国語に対応しています。</p>	<p>※全国共通</p> <p>0570-090911</p> <p>《受付時間》</p> <p>土日、祝日を除く 9:00~17:00</p>

(5) インターネット人権相談受付窓口	<p>法務省のホームページ上に、インターネットによる人権相談受付窓口を開設し、相談を受け付けています。</p> <p>最寄りの法務局から後日、メール、電話又は面談により回答します。</p> <p>(法務省ホームページ)</p> <p>https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html</p>	
---------------------	--	--

19 東京出入国在留管理局

地方出入国在留管理局は、管轄地域ごとに外国人の出入国管理や在留管理などを行う法務省所管の機関です。

関係機関と連携しながら、人身取引の防止・撲滅と被害者の保護に向けた取組を進めています。

外国人被害者である可能性のある方について情報提供を受け付けるとともに、被害者の認定や保護を行っています。

窓 口	東京出入国在留管理局
住 所	東京都港区港南 5-5-30
電話番号	0570-013904 (IP 電話から : 03-5796-7112) (外国人在留総合インフォメーションセンター)

20 とちぎ外国人相談サポートセンター

県内に住む外国人が、在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て・こどもの教育等の生活に関わる様々な事柄について疑問や悩みを抱いた場合に、適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、県が設置している一元的相談窓口です。

窓 口	とちぎ外国人相談サポートセンター
住 所	宇都宮市本町 9-14 とちぎ国際交流センター内
電話番号	028-621-0777 (事務局)

支援業務	概要	備考
(1) 相談受付	<p>電話相談・来所相談を実施しています。</p> <p>英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語など 11 言語に対応しています。</p> <p>※相談受付時間は、言語によって異なります。相談専用電話にお問い合わせください。</p>	<p>《相談専用電話》 028-627-3399</p> <p>《受付時間》 火曜～土曜(日月、祝日を除く) 9:00～16:00</p>

21 栃木県精神保健福祉センター

精神保健福祉センターは、精神保健の向上や精神障害者の福祉の増進を図るために県が設置している機関で、精神保健福祉に関する知識の普及、調査研究、相談指導など精神保健に関する広範囲な活動を行っています。

窓 口	栃木県精神保健福祉センター
住 所	宇都宮市下岡本町 2145-13
電話番号	028-673-8785
受付時間	平日（土日、祝日を除く）8:30～17:15

支援業務	概要	備考
(1)相談業務	電話相談・来所相談を実施しています。来所相談は、事前予約が必要です。 心の健康相談、精神医療に係る相談、社会復帰相談を始め、アルコール、薬物、ガンブル、思春期等に関する相談など、幅広く精神保健福祉全般の相談を実施しています。	《こころのダイヤル》 028-673-8341 《受付時間》 土日、祝日を除く 9:00～17:00
(2)自助グループの紹介	同じような悩みを抱える方に、交流場所を提供しています。	

22 市福祉事務所・栃木県健康福祉センター

福祉事務所は、社会福祉法により県と市に設置が義務づけられた「福祉に関する事務所」です。いわゆる福祉六法に定める援護、育成や更生の措置に関する事務を行っています。県の設置する福祉事務所（健康福祉センター）は、県内の町を管轄し、生活保護法、児童福祉法及び母子及び父子並びに寡婦福祉法に関する事務を行っています（それ以外の事務は、町役場で対応しています。）。

《連絡先》市が設置する福祉事務所（別表6）（P115）

栃木県健康福祉センター（別表7）（P116）

支援業務	概要	備考
(1)相談・援護	生活保護法、児童福祉法など福祉各法に定める援護、育成又は更生の措置に関する業務を行っています。生活に困っている方、児童、高齢者、身体・知的障害者等いろいろな問題を持っている方々の福祉の相談に応じます。 生活保護は、資産、能力等すべてを活用した上でも生活に困窮している方に対し、健康で文化的な生活水準を維持することができる最低限度の生活を保障するため、厚生労働省で定める最低生活費から収入を差し引いた差額を、保護費として支給します。	

23 宇都宮市保健所・栃木県健康福祉センター

保健所は、健康に関する住民からの相談に幅広く対応するため、県や中核市が設置しています。県では、健康福祉センターが保健所の役割を担っています。

医師、保健師、栄養士、精神保健福祉士等の医療保健の専門職が働いており、心身の状況を総合的に扱うことができます。

《連絡先》別表7（P116）参照

支援業務	概要	備考
(1)相談業務	<p>身体的・精神的な健康に関しての不安や不調に関して、問題の整理をしながら、必要に応じて、適切な医療機関の紹介を行います。</p> <p>相談者からの電話相談、来所相談はもちろんです。相談内容や相談者の状況に応じて、必要な場合には保健師が自宅に訪問をして相談に乗ることもできます。</p> <p>特に大規模な災害や事件等におけるPTSD等の精神的な課題に関しては、初期の対応のみならず、中長期的な支援も行っており、医療機関や市町と協力しながら継続的に、相談に乗ることができます。</p> <p>被害者の方のみならず、被害者を支援する方の相談に応じることもできます。</p> <p>また、大麻や覚醒剤などの薬物に関する相談も受け付けています。</p>	

24 栃木県社会福祉協議会・市町社会福祉協議会

社会福祉協議会は、地域の住民やボランティア、福祉・保健・医療等の関係機関、行政機関の協力を得て、福祉のまちづくりをめざす民間組織です。

《連絡先》別表8（P117）参照

支援業務	概要	備考
(1)各種福祉サービスの提供等	<p>高齢者・障害者等に対するホームヘルプサービスや配食サービス等の在宅福祉サービス事業や、心配ごと相談など様々な福祉事業を実施しています。</p>	<p>※支援にかかる費用の一部負担が必要なサービスもあります。</p>
(2)福祉サービスに関する苦情相談	<p>福祉サービスに関する苦情の相談を受け、中立、公正な立場から助言・あっせん等を行います。</p>	<p>《窓口》 栃木県運営適正化委員会（栃木県社会福祉協議会内） 028-622-2941 《受付時間》 土日、祝日を除く 9:00～16:00</p>

(3) 日常生活自立支援事業	認知症や知的障害、精神障害などで判断能力に不安のある方を対象に、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭の管理等を行っています。	※詳しくは最寄りのあすてらす（とちぎ権利擁護センター）地区センター（別表9）（P118）へお問い合わせください。
(4) 生活福祉資金	低所得世帯、障害者世帯、または高齢者世帯に対し、必要な相談支援と資金の貸付を行っています。	

25 地域包括支援センター

市町や、市町から受託した法人が設置する機関です。高齢者が、住み慣れた地域でその人らしい生活を継続することができるように、介護サービスをはじめ、保健・医療・福祉などの様々なサービスを、高齢者のニーズや状態の変化に応じて、継続的かつ包括的に提供しています。

《連絡先》別表 10（P120）参照（最新の情報は、県 HP を参照または各市町の担当課へお問い合わせください。）

支援業務	概要	備考
(1) 総合相談支援業務	個々の高齢者が、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関や制度の利用につなげるなどの、総合的な相談・支援を行います。	
(2) 権利擁護業務	高齢者の人権や財産を守る権利擁護事業や、成年後見制度などの権利擁護を目的とするサービスや制度を活用しながら、高齢者虐待や消費者被害の防止及び対応などの支援を行います。	
(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを介護支援専門員が実践することができるよう、地域の基盤を整えるとともに、個々の介護支援専門員へ支援を行います。	
(4) 介護予防ケアマネジメント	高齢者の介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況等に応じて、対象者自らの選択に基づき、できることを発見し、対象者の主体的な活動と参加意欲を高めることができるよう、各種サービスが包括的かつ効率的に実施されるよう必要な援助を行います。	
(5) 認知症の方やその家族のための電話相談窓口	<p>認知症の方やその家族が抱える各種の心配ごとや悩みごとの解決に向けた支援を行います。</p> <p>【電話相談】 028-627-1122 毎週月曜日～金曜日 13:30～16:00 (祝日、年末年始除く) ※土曜日は若年性認知症に係る電話相談を実施しています。</p> <p>【来所相談】 毎月第4水曜日 宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ</p>	

26 市町障害者虐待防止センター・栃木県障害者権利擁護センター

「障害者虐待防止法」に基づき障害者虐待の通報・届出窓口として設置されています。
相談・通報等の受理、指導・助言及び広報、普及啓発を行っています。

《通報・届出窓口》

名称・所在地	平日		休日・夜間
	TEL	FAX	TEL
宇都宮市障がい者虐待防止センター (宇都宮市旭 1-1-5)	028-632-2366	028-636-0398	028-632-2222
足利市健康福祉部障がい福祉課 (足利市本城 3-2145)	0284-20-2134	0284-21-5404	0284-20-2222
栃木市保健福祉部障がい福祉課 (栃木市万町 9-25)	0282-21-2219	0282-21-2682	0282-22-3535
佐野市こども福祉部障がい福祉課 (佐野市高砂町 1)	0283-20-3025	0283-24-2708	0283-20-3025
鹿沼市障害者虐待防止センター (鹿沼市今宮町 1688-1)	0289-63-2127	0289-63-2284	0289-64-2111
日光市障がい者虐待防止センター (日光市今市本町 1)	0288-25-3715	0288-21-5105	0288-25-3715
小山市保健福祉部福祉課 (小山市中央町 1-1-1)	0285-22-9619	0285-24-2370	0285-22-9420
真岡市障害者虐待防止センター (真岡市荒町 5191)	0285-83-8129	0285-83-8554	(休日)82-1111 (夜間)83-6105
大田原市保健福祉部福祉課障害支援係 (大田原市本町 1-3-1)	0287-23-8954	0287-23-7632	0287-23-1111
矢板市虐待防止センター (矢板市本町 5-4)	0287-44-2112	0287-43-5404	080-8885-6095
那須塩原市障害者虐待防止センター (那須塩原市共墾社 108-2)	0287-62-7026	0287-63-8911	(休日)62-7026
さくら市障害者虐待防止センター (さくら市氏家 2771)	028-681-1161	028-682-1305	090-1996-4484 090-5554-6968
那須烏山市障がい者虐待防止センター (那須烏山市田野倉 85-1)	0287-88-7115	0287-88-6069	0287-80-1020
下野市社会福祉課(下野市笹原 26)	0285-32-8900	0285-32-8601	0285-32-8888
上三川町健康福祉課障がい福祉係 (上三川町しらさぎ 1-1)	0285-56-9128	0285-56-6868	0285-56-9128
益子町生活環境部福祉子育て課福祉係 (益子町大字益子 2030)	0285-72-8866	0285-70-1141	(休日)72-2111 (夜間)72-8483
茂木町障害者虐待防止センター (茂木町大字茂木 155)	0285-63-5631	0285-63-5600	0285-65-0467
市貝町障害者虐待防止センター (市貝町大字市埴 1280)	0285-68-1113	0285-68-4671	(休日)68-1113 (夜間)72-8483
芳賀町障害者虐待防止センター (芳賀町大字祖母井 1020)	028-677-1112	028-677-2716	(休日)677-1112 (夜間) 0285-72-8483
壬生町住民福祉部健康福祉課障がい福祉係 (壬生町大字壬生甲 3841-1)	0282-81-1883	0282-81-1121	0282-81-1883
野木町障がい者虐待防止センター (野木町大字丸林 571)	0280-57-4196	0280-57-4193	090-3246-2260
塩谷町障害者虐待防止センター (塩谷町大字玉生 955-3)	0287-47-5173	0287-41-1014	080-1321-0347
高根沢町健康福祉課 (高根沢町大字石末 2053)	028-675-8105	028-675-8988	(休日)675-8105 (夜間)675-1711
那須町障害者虐待防止センター (那須町大字寺子丙 3-13)	0287-72-6917	0287-72-0904	(休日)72-6901
那珂川町障害者虐待防止センター (那珂川町馬頭 555)	0287-92-1119	0287-92-1164	(休日)92-1111
栃木県障害者権利擁護センター (宇都宮市埴田 1-1-20 保健福祉部障害福祉課内)	028-623-3139	028-623-3052	-

27 栃木県医療安全相談センター

医療に関する患者・家族の苦情や心配、相談に対応し、病院、診療所等の医療機関に対する情報提供などを行っています。

窓口・住所		電話番号等	受付時間
県域医療安全相談センター 宇都宮市塙田 1-1-20 県民プラザ内 ※面談は予約が必要です。		(TEL)028-623-3900 (FAX)028-623-2057 (MAIL) iryouan@snow.ucatv.ne.jp	土日、祝日を除く 9:00~11:30、 13:00~16:00
二 次 医療圏	県西医療安全相談センター 鹿沼市今宮町 1664-1 (県西健康福祉センター内)	0289-64-3125	土日、祝日を除く 8:30~12:00、 13:00~17:15
	県東医療安全相談センター 真岡市荒町 116-1 (県東健康福祉センター内)	0285-82-3321	
	県南医療安全相談センター 小山市犬塚 3-1-1 (県南健康福祉センター内)	0285-22-0302	
	県北医療安全相談センター 大田原市本町 2-2828-4 (県北健康福祉センター内)	0287-22-2257	
	安足医療安全相談センター 足利市真砂町 1-1 (安足健康福祉センター内)	0284-43-2267	

支援業務	概要	備考
(1)相談業務	<p>医療に関する苦情や心配、相談に対応し、患者・家族が自らの力で問題を解決することができるよう、適切な助言を行います。</p> <p>《注意事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、栃木県内の医療機関等に関することが対象です。 ・相談の内容によっては、より適切な相談窓口(専門機関)等を紹介する場合があります。 ・医療行為の適否や過失の有無、医療機関等の責任の有無の判断はできません。 ・医療機関との紛争の仲介や調停は行いません。 ・現在の症状に関する疾病名等の診断はできません。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談時間は、原則として30分以内です。

28 栃木県公認心理師協会

公認心理師は、公認心理師法で定められた心理に関する国家資格です。臨床心理士は、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定した資格です。

保健医療、福祉、教育、司法・矯正、産業等の分野において、心理学に関する専門知識と技術をもって、支援を要する人やその関係者の方々に対して相談、助言、その他の援助を行っています。

栃木県公認心理師協会は、県内在住・在勤の公認心理師と臨床心理士によって構成されており、関係機関・団体と連携した活動の一つとして被害者支援も行っています。

窓 口	栃木県公認心理師協会
住 所	宇都宮市鶴田 2-1-8 ムギショウビル 2F 栃木県カウンセリングセンター内
電話番号	028-649-1210
受付時間	平日（土日、祝日を除く）9:00～17:00

支援業務	概要	備考
(1)公認心理師等に関する情報提供	公認心理師、臨床心理士が働く職域等についての情報提供をしています。	

29 (一社) 栃木県社会福祉士会

社会福祉士及び介護福祉士法で定められた社会福祉士は、いわゆる「ソーシャルワーカー」とも呼ばれる社会福祉専門職の国家資格です。児童福祉施設や学校施設、高齢者の介護などを目的とした高齢者福祉施設、地域包括支援センター、障害者施設、地方自治体の福祉事務所、病院などの医療機関といった様々な場所で、福祉に関する相談援助業務を行っています。

栃木県社会福祉士会は、社会福祉士からなる団体で、福祉・医療・保健・教育・司法行政等の関係機関と力を合わせ、福祉を必要とする方が、地域で安心した生活を送れるよう支援しています。

窓 口	(一社) 栃木県社会福祉士会
住 所	宇都宮市若草 1-10-6 とちぎ福祉プラザ3階
電話番号	028-600-1725
受付時間	平日（土日、祝日を除く）9:00～16:00

支援業務	概要	備考
(1)権利擁護センターばあとちぎ	判断能力が不十分な高齢者や障害者に対し、成年後見制度の利用相談、成年後見人の養成と候補者名簿の家庭裁判所への提出、積極的受任と受任者へのサポートを実施しています。	《ばあとちぎ》 028-623-0810 《受付時間》 土日、祝日を除く 9:00～16:00
(2)栃木県虐待対応センター	栃木県弁護士会との協同により「栃木県虐待対応センター」を運営しています。 高齢者虐待、障害者虐待対応に関する相談・助言や、研修などを実施しています。	

30 労働基準監督署

労働基準法のほか、労働安全衛生法、じん肺法、最低賃金法、家内労働法、賃金の支払の確保等に関する法律、労働者災害補償保険法等の法令等に基づき、労働条件確保・改善の指導、安全衛生の指導、労災保険の給付などの業務を行っています。

《連絡先》別表 11 (P124) 参照

支援業務	概要	備考
(1) 労災保険給付	業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等において、労働者やその遺族のために、必要な保険給付等を行っています。 具体的には、保険給付の申請・相談等に対応し、調査の上、労災保険の給付等を行います。	《受付時間》 土日、祝日を除く 8:30~17:15

31 ハローワーク（公共職業安定所）

全国に設置される国の行政機関で、職業安定法に基づいて職業紹介、雇用対策、雇用保険制度運営等を行っています。

管理機関	栃木労働局職業安定部職業安定課（028-610-3555）
連絡先	別表 12 (P124) 参照

支援業務	概要	備考
(1) 就職支援	個々の求職者に対する職業相談を通じて、求職者の置かれた状況に応じたきめ細やかな就職支援を行っています。	

32 総合労働相談コーナー

全国の都道府県労働局、主な労働基準監督署庁舎内、主要都市の利便性の高い駅周辺に設置され、労働問題に関するあらゆる相談、情報の提供等のワンストップサービスを実施しています。

《連絡先》別表 13 (P125) 参照

支援業務	概要	備考
(1) 相談業務	労働条件、募集・採用等労働問題に関する様々な分野についての相談を、専門の相談員が面談・電話で受け付けています。裁判所、地方公共団体等他の紛争解決機関の情報も提供します。	《受付時間》 土日、祝日を除く 8:30~17:15

33 (独法) 高齢・障害・求職者雇用支援機構栃木支部
 栃木職業能力開発促進センター（愛称：ポリテクセンター栃木）

公共職業能力開発施設として、求職者や在職者の方を対象とした職業訓練のほか、労働者に対するキャリア・コンサルティング、中小企業に対する人材確保等のための助成金の支給、高年齢者等の雇用管理に関する相談等を行っています。

窓 口	栃木職業能力開発促進センター（愛称：ポリテクセンター栃木） 訓練課
住 所	宇都宮市若草 1-4-23
電話番号	028-621-0689
受付時間	平日（土日、祝日を除く）9:00～17:15

支援業務	概要	備考
(1) 職業訓練	求職中の方を対象に、再就職に必要な知識や技能の習得を目的として実施する離職者訓練と、在職者の方を対象に、仕事を遂行する上で必要な専門的知識や技能・技術の習得を目的として実施する在職者訓練を行っています。	

34 とちぎジョブモール

とちぎジョブモールは、栃木県が運営する総合的就労支援機関です。若年者をはじめ、中高年齢者や障害のある方など様々な求職者の方に対し、栃木労働局と連携して、総合的な相談やキャリアカウンセリング、職業相談から職場定着までをワンストップで支援します。

窓 口	とちぎジョブモール
住 所	宇都宮市駅前通り 1-3-1 KDX 宇都宮ビル 1F
電話番号	028-623-3226
受付時間	日曜、祝日を除く 平日 9:00～17:15 / 土曜日 10:00～17:00
ホームページ	とちぎの就職支援サイト「Work Work（わくわく）とちぎ」 https://workwork-tochigi.jp/jobmall/

支援業務	概要	備考
(1) 総合相談	就職に向け求職者がどのような問題を抱えているかを把握し、必要な情報の提供や相談窓口を案内しています。問題の解決に向け、継続的な支援を行っています。	
(2) キャリアカウンセリング	求職者が自らの適正や能力、経験などに応じて職業生活を設計し、効果的に職業選択や能力開発ができるよう、適職診断や個別相談	

	<p>などによりアドバイスを行います。</p> <p>キャリアカウンセラーが就職に関する悩み相談に応じ、適職診断、就職情報の提供などを行います。</p>	
(3) 各種セミナー・能力開発	<p>就職に必要なビジネスマナーやコミュニケーション能力取得等のための各種セミナーを開催しているほか、キャリアカウンセリングをもとに、就労不安定な若者に対する若者就業体験事業など、求職者の能力開発を支援します。</p>	
(4) 専門相談	<p>就職支援関係機関の協力を得て、高齢者や障害者などの対象者別の相談窓口や、農林業の相談を定期的に行っています。</p>	
(5) 職業紹介	<p>同一フロア内に「宇都宮新卒応援ハローワーク」が併設され、新規学卒者等への職業紹介を行っているほか、一般求職者向けの求人検索システムを設置しています。</p>	

35 とちぎ男女共同参画センター（女性相談支援センター・女性自立支援施設・配偶者暴力相談支援センター）

とちぎ男女共同参画センターは、女性相談支援センター、女性自立支援施設、配偶者暴力相談支援センターとしての機能を有する県の機関です。


配偶者からの暴力を受けた被害者からの相談をはじめ、女性の抱える様々な問題に関する相談業務や、一時保護などを実施しています。

窓 口	とちぎ男女共同参画センター（パーティ）
住 所	宇都宮市野沢町 4-1
電話番号	028-665-7700（代表）
受付時間	平日（土日、祝日を除く）8:30～17:15

支援業務	概要	備考
(1)相談業務等	配偶者等からの暴力に関する相談やカウンセリング、保護命令制度の利用や自立支援のための情報提供などを行っています。	※いずれも祝日、年末年始を除きます。
・DV相談	電話相談、面接相談（要予約）を実施しています。 《電話相談》月～金 9:00～20:00 土日 9:00～16:00 《面接相談》火～日 9:00～16:00	028-665-8720 ※DV相談ナビ #8008（はれれば） ※女性相談支援センター全国共通短縮ダイヤル #8778 （はなそうなやみ）
・女性のためのDV法律相談	加害者との離婚問題、調停や裁判、被害者が利用できる制度についてなど、女性の弁護士による面接相談を実施しています。	
・女性のための一般相談	電話相談、面接相談（要予約）を実施しています。 《電話相談》月～日 9:00～16:00 《面接相談》火～日 9:00～16:00	
・女性のための法律相談	法律的な問題について、女性の弁護士による面接相談（要予約）を実施しています。 毎月第2・第4木曜 13:30～15:30	
・女性のための就職相談	女性のキャリアカウンセラーが相談をお受けします。面接相談（要予約）では、適職診断を受けることができます。お子さん同伴の相談も可能です。 《電話相談・面接相談とも》 毎月第2・第4水曜 9:00～12:00/13:00～16:00	《電話相談》 028-665-8724 《面接予約》 028-665-8323 ※面接予約受付時間 火～土曜 9:00～16:00
・男性のための電話相談	男性相談員が相談をお受けします。 毎週月曜・水曜 17:30～19:30	028-665-8724
・女性のためのカウンセリングルーム	悩みや相談について心理の専門家が支援します。（要予約） 毎月第2・第4金曜 13:00～16:00	
(2)情報提供等	就業の促進、住宅の確保に関する情報提供等による援助を行っています。	

(3) 一時保護	<p>配偶者からの暴力被害者、家に帰れない事情のある方など、緊急の保護が必要と認められる場合に、本人の意思を確認した上で一時保護を行います。</p> <p>一時保護期間中は、入所者と同伴家族の安全、安心を確保しつつ、心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な支援など必要な支援を行います。</p>	<p>※一時保護については、各市の福祉事務所（P122）・県の健康福祉センター（P123）の相談窓口へ、休日・夜間の緊急な案件については、各警察署に御連絡ください。</p>
----------	---	--

※ 困難を抱える女性 LINE 相談@とちぎ（人権男女共同参画課）

支援の内容等	概要	備考
(1) 支援の内容	<p>DV や性被害、生活困窮などの悩みについて、LINE アプリを使用し、相談員がチャット形式で相談をお受けしています。</p> <p>「これってDVかな?」「性被害を受けたけれど誰にも話せない」「仕事ができなくなり生活に困っている」など、一人で悩まず、まずはご相談ください。</p>	
(2) 対象要件等	<p>栃木県内に在住の日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）。</p>	
(3) 連絡先・受付時間等	<p>相談受付：毎週火・土曜日 15：00～22：00</p> <p>相談方法：「LINE アプリ」を使用します。 URL を入力するか、2次元コードを読み取り登録をお願いします。</p>	<p>URL https://lin.ee/inKys5f 二次元コード</p> 

36 市配偶者暴力相談支援センター

配偶者暴力相談支援センターは、配偶者（事実婚や元配偶者を含む）からの暴力を受けた被害者の相談や、関係機関の紹介を行うなど、被害者の支援を行う上で中心的な役割を果たす施設です。

とちぎ男女共同参画センターのほか、県内の市町では宇都宮市、日光市、小山市、栃木市の4市が設置しています。

窓口	電話番号	受付時間
宇都宮市配偶者暴力相談支援センター	028-635-7751	火～土 9:00～17:00 ※第4土曜日は正午まで
日光市配偶者暴力相談支援センター（日光市女性相談ほっとライン）	0288-30-4140	月～金 8:30～17:15

小山市配偶者暴力相談支援センター	0285-22-9602	月～金 9:00～17:00
栃木市配偶者暴力相談支援センター（安心ホットライン）	0282-21-2218	月～金 9:00～16:00

※いずれのセンターも、祝日及び年末年始を除きます。

支援業務	概要	備考
(1)相談業務等	配偶者からの暴力に関する相談業務、関係機関・団体の紹介、一時保護、シェルター等に関する情報提供や保護命令制度の利用についての援助を行います。	
(2)情報提供等	就業の促進、住宅の確保に関する情報提供等による援助を行っています。	

37 宇都宮市女性相談所

宇都宮市が設置した機関です。市男女共同参画推進センター内にあり、女性に関する様々な相談に応じています。

窓 口	宇都宮市女性相談所
住 所	宇都宮市明保野町 7-1
電話番号	028-636-5731

支援業務	概要	備考
(1)女性相談	女性の様々な悩みに関する電話相談、来所相談（要予約）を実施しています。	《電話相談》 火～土 9:00～17:00 ※第4土曜は正午まで
(2)女性のためのカウンセリング	女性カウンセラーが相談をお受けします（要予約）。	第2土曜日 13:30～16:30 ※1人50分程度
(3)女性のための法律相談	離婚、親権や養育費のこと、相続の問題など、女性弁護士が相談をお受けします（要予約）。	第1・第3水曜日 13:30～16:00 ※1人30分程度

38 とちぎ性暴力被害者サポートセンター（とちエール）

県が設置した性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターです。

性犯罪・性暴力に関する相談窓口として、産婦人科医療やカウンセリング、法律相談などの専門機関とも連携しています。

窓 口	とちぎ性暴力被害者サポートセンター（とちエール）
住 所	宇都宮市竹林町 911-1 済生会宇都宮病院内
相談専用ダイヤル	028-678-8200（ハートにおうえん） ※全国共通短縮ダイヤル #8891（はやくワンストップ） （#8891 でかけると、通話料無料）
受付時間	月～金 9:00～17:30 / 土 9:00～12:30（第2土曜を除く）

	※時間外、日曜、休日はコールセンターにつながり相談できます。	
支援業務	概要	備考
相談業務等	<p>性被害に遭われた方などからの電話、面接相談を行います。相談者のニーズに基づき、医療的支援をはじめとする必要な支援のコーディネートを行い、関係機関、団体につながります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療的支援：産婦人科医等への連絡、受診 ・捜査関連支援：警察への申告など（本人の意思を尊重します。） ・心理的支援：相談、カウンセリングなど ・法的支援：弁護士による法律相談など ・自立支援：住居や就労、福祉サービス等の情報提供など 	<p>※一定の要件のもとで、医療費やカウンセリング費用、法律相談に係る費用を県が公費負担します。</p> <p>※AV 出演被害についても相談できます。</p>

39 民間シェルター

配偶者や交際相手・親族などからの暴力を受けた被害者が、加害者から緊急一時的に避難できる施設です。

また、相談対応、一時保護、自立に向けた支援だけでなく、自立後の暮らしを見守る中長期支援も行っています。

機 関 名	認定 NPO 法人ウイメンズハウスとちぎ
電話番号	028-621-9993
受付時間	平日（土日、祝日を除く）9:00～17:00

支援業務	概要
(1)相談・緊急一時保護等	被害者からの相談対応や一時保護のほか、行政窓口、裁判所、医療機関などへの同行支援、自立に向けたサポート、自助グループ活動や居場所事業なども行っています。

40 母子家庭等就業・自立支援センター

母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦の方々の自立のため、就業情報の提供や就業相談、就職のあっせん等を行っています。

また、特別相談として、弁護士による無料法律相談や中小企業診断士による起業相談（要予約）を行うほか、就労に必要な資格技術取得のための講習会（介護職員初任者研修・医療事務研修等）を開催しています。

窓 口	母子家庭等就業・自立支援センター
住 所	宇都宮市野沢町 4-1 とちぎ男女共同参画センター内
電話番号	028-665-7801
受付時間	火～日（祝日、年末年始を除く）8:30～17:00

41 児童相談所

18歳未満のこどものあらゆる問題について相談に応じる機関です。一義的なこどもにかかわる相談を受け付ける市町と適切な役割分担・連携を図りつつ、養護性が高く、より専門的な判断が求められる相談については児童相談所が対応します。

《児童虐待に関する相談・通告先》

連絡先	電話番号	受付時間
児童相談所虐待対応ダイヤル	189 (いちはやく)	24時間 365日対応
テレホン児童相談	028-665-7788	毎日 9:00~20:00

《虐待、養育等児童に関するあらゆる相談》

窓口	管轄区域	住所	電話番号
中央児童相談所	宇都宮市、鹿沼市、日光市、真岡市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町	宇都宮市野沢町 4-1	028-665-7830
県南児童相談所	足利市、栃木市、佐野市、小山市、下野市、壬生町、野木町	栃木市沼和田町 17-22	0282-24-6121
県北児童相談所	大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町	那須塩原市南町 7-20	0287-36-1058

※受付時間は平日（土日、休日を除く）8:30~17:15

支援業務	概要	備考
(1)相談業務等	児童虐待や育児の悩み等について、保護者やこどもからの相談に対応しています。 必要な場合は、こどもを一時保護したり、施設に措置したりします。	

42 児童福祉施設

種類	概要	備考
(1)乳児院	保護者の死亡や病気・家出・虐待など様々な事情で家庭での養育が困難な乳児（特に必要のある場合、幼児も含む。）を入所させて養育し、退所後も相談等の援助を行うことを目的とする施設です。	《問合せ》 児童相談所
(2)児童養護施設	保護者のないこども、虐待されているこどもその他環境上養護を必要とするこどもを入所させ養育し、退所した後も相談や自立のための援助を行うことを目的とする施設です。	
(3)児童心理治療施設	家庭環境等の理由により社会生活への適応が困難となった児童を短期間入所または	《問合せ》 児童相談所

	通所させ、社会生活に適應するために必要な心理に関する治療と生活指導を行い、退所した後も必要な相談その他の援助を行うことを目的とする施設です。	
(4)児童自立支援施設	不良行為をした（又はなすおそれのある）こども及び家庭環境等の理由により、生活指導等を要するこどもを入所または通所させ、個々のこどもの状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、退所した後も必要な相談その他の援助を行うことを目的とする施設です。	
(5)母子生活支援施設（母子寮）	<p>経済的問題や心身の不安定といった問題を抱える母子を保護し、その自立の促進のために生活を支援することを目的とした施設です。</p> <p>入所の申込みは、居住地の福祉事務所に対して行うことになります。</p> <p>また、申込みについては、母子からの依頼に基づいて、母子生活支援施設が母子の代わりに行うこともできます。</p>	《入所申込み》 居住地の福祉事務所（別表6）（P115）
《緊急母子一時保護》	<p>経済的問題や心身の不安定といった問題を抱える母子を保護し、その自立の促進のために生活を支援します。</p> <p>（対象要件等）</p> <p>以下に該当し、かつその児童の監護を十分に果たすことができない女子とその児童</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夫との死別・離婚や夫の失踪等により、現在夫がいない女子 ・配偶者の暴力から母子で逃れており、婚姻の実態が失われている女子 	

43 ファミリー・サポート・センター

市町が設置、運営する機関で、「育児の援助を受けたい人」と「育児の援助を行いたい人」を結びつける会員制の育児支援ネットワークです。

児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行っています。

《連絡先》別表 14（P126）参照

支援業務	概要	備考
各種サポート	<p>以下のような事業を実施しています。</p> <p>① 保育施設の開始前や終了後又は学校の放課後、こどもを預かる。</p> <p>② 保育施設までの送迎を行う。</p> <p>③ 冠婚葬祭や他のこどもの学校行事の際、こどもを預かる。</p> <p>④ 買い物等外出の際、こどもを預かる。</p>	<p>※利用には会員登録が必要です。あらかじめ各センターにお問い合わせください。</p>

44 栃木県教育委員会・市町教育委員会

児童生徒が犯罪被害者になった場合に、学校や関係機関との連携を図り、必要な支援を行っています。

また、災害や事件・事故などへの対応として、緊急的にスクールカウンセラーを派遣する事業を行っています。

支援業務	概要	備考
(1)相談業務	<p>児童生徒に関する諸問題についての相談のほか、家庭養育やしつけ、いじめや不登校などこどもの抱える問題に関する保護者のための電話相談や、いじめや不登校、その他学校生活に関する児童生徒のための電話相談などがあります。</p>	

《不登校、いじめ、障害など、こどもに関する相談》

窓口	住所	電話番号	受付時間
栃木県総合教育センター こどもと保護者の教育相談（要予約）	宇都宮市瓦谷町 1070	028-665- 7210、7211	土日、祝日を除く 9:30～17:15

《いじめや不登校その他学校生活に関する問題についての相談》

※土日、祝日を除く 9:00～16:00

窓口	管轄区域	住所	電話番号
河内教育事務所 いじめ・不登校等対策 チーム相談窓口	宇都宮市、上三川 町	宇都宮市竹林町 1030-2 河内庁舎	028-626-3184
上都賀教育事務所 いじめ・不登校等対策チ ームスマイル相談室	鹿沼市、日光市	鹿沼市今宮町 1664-1 上都賀庁舎	0289-62-0162
芳賀教育事務所 いじめ・不登校等対策 チーム相談ダイヤル	真岡市、益子町、 茂木町、市貝町、 芳賀町	真岡市荒町 116-1 芳賀庁舎	0285-82-5274
下都賀教育事務所 いじめ・不登校等相談ダ イヤル	栃木市、小山市、 下野市、壬生町、 野木町	栃木市神田町 6-6 下都賀庁舎	0282-23-3782

塩谷南那須教育 事務所 いじめ・不登校等対策 チーム安心ダイヤル	矢板市、さくら 市、那須烏山 市、塩谷町、高 根沢町、那珂川 町	矢板市鹿島町 20-22 塩谷庁舎	0287-43-0609
那須教育事務所 いじめ・不登校等対策 チーム相談電話	大田原市、那須 塩原市、那須町	大田原市本町 2丁目 2828-4 那須庁舎	0287-23-2194
安足教育事務所 いじめ・不登校等対策 チーム相談窓口	足利市、佐野市	佐野市堀米町 607 安蘇庁舎	0283-23-5479

《ホットほっと電話相談・メール相談》

支援業務	概要	備考
ホットほっと電話相談 (保護者・子ども共通)	028-665-9999	24 時間 365 日対応
24 時間子ども SOS ダイヤル	0120-0-78310	全国共通ダイヤルです。 ※県内でかけると「ホットほっと 電話相談」に接続します。
ホットほっとメール相談	栃木県電子申請システムから相談できます。 (利用者登録は不要です。) 保護者と子どもが対象です。回答は原則 1 回のみ となります。	

《市町教育委員会》別表 15 (P127) 参照

45 学校

在籍する児童生徒が犯罪被害者となった場合に、教職員による支援を行うとともに、臨床心理に関して専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーによるカウンセリングを行い、児童生徒やその保護者の心のケアに努めます。

支援業務	概要	備考
(1) スクールカ ウンセラー	スクールカウンセラーが配置された学校 においては、スクールカウンセラーが児童生 徒や保護者のカウンセリングを行うほか、災 害や事件・事故などが起きた場合には、緊急 的にスクールカウンセラー等を派遣し、災害 や犯罪の被害児童生徒の心のケアを行いま す。	※在籍する学校にお 問い合わせくださ い。

46 (独) 日本スポーツ振興センター

我が国におけるスポーツの振興、児童生徒等の健康の保持増進を図るための中核的・専門的機関として、スポーツの普及等に関する各種業務のほか、全国6か所の事務所で災害共済給付や学校安全支援業務を行っています。

連絡先	(独) 日本スポーツ振興センター 東京給付課 (03-5410-9162)
-----	--

支援業務	概要	備考
(1) 災害共済給付	<p>義務教育諸学校、高等学校、高等専門学校、幼稚園や保育所の管理下における災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対し、医療費、障害見舞金又は死亡見舞金を支給します。</p> <p>給付金の支払請求は、学校の設置者がセンターに対して行い、給付金はセンターから学校の設置者を經由して児童生徒等の保護者に支払われます。</p> <p>また、保護者も学校の設置者を經由して給付金の支払請求をすることができます。</p>	<p>※共済掛金が必要です。</p> <p>※在籍する学校にお問い合わせください。</p>

47 栃木県交通事故相談所

交通事故で被害を受けた方の抱える様々な問題について、専任の交通事故相談員が、相談を受け付け、公正な立場から助言や問題解決の支援を行っています。

窓 口	栃木県交通事故相談所
住 所	宇都宮市埴田 1-1-20 県民プラザ室内
電話番号	028-623-2188
受付時間	平日（土日、祝日を除く）9:00～11:30 / 13:00～15:30

支援業務	概要	備考
(1)相談業務	損害賠償請求、示談の進め方、生活問題等について、面接、電話等での相談を受け付けています。問題解決のための指導や助言、必要に応じて関係機関の紹介を行っています。予約制による巡回相談も実施しています。	

《巡回相談》

場所	住所	実施日等	備考
那須県民相談室	大田原市本町2丁目 2828-4 那須庁舎	第2・第4水曜 10:00～11:00 13:00～14:00	《予約受付》 028-623-2188 ※巡回相談の予約受付は、相談日の3日前（土日祝日を除く）までとなります。
足利市役所 市民相談室	足利市本城 3-2145	第1・第3火曜 10:00～11:00 13:00～14:00	
佐野市役所 市民生活課	佐野市高砂町 1	第2金曜 13:30～15:30	
小山市役所 市民相談室	小山市中央町 1-1-1	第2・第4火曜 10:00～11:00 13:00～14:00	

48 栃木県交通安全活動推進センター

交通安全活動推進センターは、道路交通法に基づき、交通事故防止や交通安全に関する広報活動などを実施しているほか、交通事故被害者等のために交通事故相談に応じています。

窓 口	栃木県交通安全活動推進センター（栃木県交通安全協会内）	
住 所	宇都宮市昭和 3-2-8 しもつけ会館	
電話番号	028-622-8483	
受付時間	平日（土日、祝日を除く）9:00～16:00	
支援業務	概要	備考
(1)交通事故相談	交通事故の保険請求、損害賠償請求、示談等の経済的被害や精神的被害の回復に関しての相談に応じ、適切な助言をしています。	

49 (公財) 日弁連交通事故相談センター

全国の弁護士会が協力する交通事故専門の相談所で、損害賠償額の算定等、交通事故の民事上の法律問題について、弁護士による交通事故相談・示談あっせん・審査を無料でを行っています。

窓 口	(公財) 日弁連交通事故相談センター 栃木相談所
住 所	宇都宮市明保野町 1-6 栃木県弁護士会館内
電話番号	028-689-9001

支援業務	概要	備考
(1) 電話相談	<p>相談できる内容は、自賠責保険に加入することを義務づけられている車両による国内での「自動車・二輪車」事故の民事関係の問題です。</p> <p>電話のみでは事故状況を十分に把握できない恐れがあるので、簡単な事故相談に限り、10分間程度の相談となります。</p>	<p>0120-078325 《受付時間》 土日、祝日を除く 10:00~16:30 ※第5週を除く月・水は 19:00 まで</p>
(2) 面接相談	<p>損害賠償責任者の認定、損害賠償額の算定、その他交通事故の民事上の法律問題等について弁護士が無料で面接相談を行います。</p> <p>また、損害賠償の交渉で相手方と話し合いがつかない時には、弁護士が双方の間に入り、中立・公正な立場で示談が成立するよう、示談あっせんも行っていきます。示談あっせんの申出は、面接相談を行い、相談担当弁護士がその適否を判断します。</p> <p>相談できる時間は30分間程度、原則として5回まで相談可能です。</p>	<p>※栃木相談所に電話でお申込みください。</p>
(3) 高次脳機能障害面接相談	<p>自動車事故による高次脳機能障害について、面接相談と電話相談を行っています。</p> <p>面接相談は全国8か所の相談所で受け付けています。</p>	<p>《電話相談及び面接相談予約》 東京(本部) 03-3581-4724</p>

50 (公財) 交通事故紛争処理センター

自動車事故に遭われた方や示談を巡る損害賠償の問題に対して、中立公正な立場で、迅速に当事者間の紛争解決のお手伝いをする法人です。

窓 口	(公財) 交通事故紛争処理センター さいたま相談室
住 所	埼玉県さいたま市大宮区下町 1-8-1 大宮下町 1 丁目ビル 7F
電話番号	048-650-5271
受付時間	平日(土日、祝日、年末年始を除く) 9:00~17:00

支援業務	概要	備考
(1) 和解のあっせん、審査	自動車事故の被害者と加害者が契約する保険会社等との示談をめぐる損害賠償の紛争解決のため、相談担当弁護士による和解のあっせんや、法律の専門家による審査を無料で行います。	※電話予約が必要です。

51 (一社) 日本損害保険協会

損害保険業の健全な発達と信頼性の維持を図ることを目的として設立された法人です。「そんぽ ADR センター」を設置し、相談・苦情・紛争に対応しています。

窓 口	そんぽ ADR センター東京
住 所	東京都千代田区神田淡路町 2-105 ワテラスアネックス 7F
電話番号	03-4332-5241

支援業務	概要	備考
(1) そんぽ ADR センター	<p>専門の相談員が、損害保険や交通事故に関する相談に対応しています。</p> <p>また、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、損害保険会社※とのトラブルが解決しない場合の苦情の受付や、損害保険会社との間の紛争解決の支援を行っています。</p> <p>※協会と手続実施基本契約を締結している保険会社に限ります。</p>	<p>0570-022808 (全国共通・通話料有料)</p> <p>または、 03-4332-5241 《受付時間》 9:15~17:00 (祝日・休日、12/30~1/4 を除く)</p>

52 (一財) 自賠償保険・共済紛争処理機構

自賠償保険金・共済金の支払に係る紛争の公正かつ適確な解決による自動車事故被害者の保護を図ることを目的として国から指定された紛争処理機関です。被害者や自賠償保険・共済の加入者と保険会社・共済組合との間で生じた紛争に対して、公正かつ適確な解決を目指し、支払内容について調停事業を行っています。また、自賠償保険金・共済金の支払に関する事項に限り、自動車事故による被害者等からの相談対応の事業も行っています。

窓 口	(一財) 自賠償保険・共済紛争処理機構 (本部)
住 所	東京都千代田区神田駿河台 3-4 龍名館本店ビル 11F
電話番号	0120-159-700
受付時間	平日 (土日、祝日、12/28~1/4 を除く) 9:00~12:00 / 13:00~17:00

支援業務	概要	備考
(1)紛争処理	<p>自賠償保険金・共済金の支払に係る紛争について、自動車事故の当事者や保険会社・共済組合から提出された書類等を基に、弁護士、医師、学識経験者からなる紛争処理委員が支払内容について審査し、調停を行っています。</p> <p>※紛争処理に当たっての費用は原則として無料です。</p>	<p>《相談電話》 0120-159-700 (無料)</p>

53 (独)自動車事故対策機構(NASVA)

人と車の共存を理念として、自動車事故の発生防止・その被害者への援護のために、様々な情報提供や、指導・助言、療養センターの設置・運営等被害者への援護事業を行っています。

窓 口	(独)自動車事故対策機構(NASVA) 栃木支所
住 所	宇都宮市大通り 2-1-5 明治安田生命宇都宮大通りビル 2F
電話番号	028-651-2701

支援業務	概要	備考
(1)介護料支給	<p>自動車事故が原因で、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害を持つため、移動、食事、排泄など日常生活動作について常時又は随時介護が必要な状態の方に支給します。</p> <p>次のいずれかに該当する方が対象です。</p> <p>①自賠償保険において、後遺障害等級が自動車損害賠償保障法施行令別表第1の第1級又は第2級の認定を受けている方</p> <p>②自損事故等により自賠償保険による後遺障害等級の認定を受けていない方(後遺障害認定通知書を紛失された方を含む)であって、次の要件を満たす方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①と同程度の障害を受けたと認められる方 ・事故後18ヶ月以上が経過し症状が固定したと認められる方 <p>③平成12(2000)年12月以前に自賠償保険において、後遺障害等級として「併合1級(脳損傷の認定を受けた方に限りま</p>	<p>※詳しくは、栃木支所にお問い合わせください。</p>

	す。)と認定された方	
(2)生活資金貸付	自動車事故による被害者の方に対して次の貸付を行っています。	※詳しくは、栃木支所にお問い合わせください。
交通遺児等貸付	自動車事故により死亡又は重度の後遺障害が残った方の中学校卒業までの子を対象に、生活資金の無利子貸付を行っています。	
不履行判決等貸付	自動車事故による被害者の方で、確定判決や和解等の結果が出ていても、損害賠償を受けられない方に対して無利子の貸付を行っています。	
後遺障害保険金（共済金）一部立替貸付	自動車事故による被害者の方で、後遺障害が残る場合に自賠責保険（共済）の後遺障害保険（共済）金の支払いを受けるまでの間に対して無利子の貸付を行っています。	
保障金一部立替貸付	ひき逃げや無保険車による事故の被害者の方に対して、政府の保障事業の保障金の支払いを受けるまでの間、無利子の貸付を行っています。	
(3)相談業務	<p>介護料受給資格を有する方やそのご家族の方からの在宅介護等に関する相談に応じるため、各主管支所に在宅介護相談窓口を開設しています。介護士や介護福祉士、ホームヘルパーなどの専門的な知識を有する相談員が対応します。</p> <p>また、各支所に被害者援護員を配置して、交通遺児等の家庭からの問合せや身近な生活全般にわたる問題の相談に応じています。</p> <p>交通事故被害者ホットラインでは、交通事故に起因する悩み事に応じて相談窓口を案内しています。</p>	<p>東京主管支所 03-3621-9941 《受付時間》 火・金 9:00～12:00 13:00～16:00</p> <p>栃木支所 028-651-2701 《ホットライン》 0570-000738 《受付時間》 土日、祝日を除く 10:00～12:00 13:00～16:00</p>

54 （公財）交通遺児等育成基金

自動車事故で亡くなられた方のお子様（交通遺児）が、損害保険会社などから支払われる損害賠償金などの一部を拠出して基金に加入すると、この拠出金を基金が安全・確実に運用し、これに国や民間からの補助金を加えてお子様が満19歳に達するまで「(1)育成給付金の支給」をしています。また、義務教育終了前の交通遺児又は交通重度後遺障害を負われた方のお子様を有する、特に生計困窮度の高い家庭を対象に、「(2)生活資金等の支給」をしています。

窓 口	（公財）交通遺児等育成基金
住 所	東京都千代田区麴町 4-5 海事センタービル 7F

電話番号	0120-16-3611 又は 03-5212-4511
ホームページ	https://www.kotsuiji.or.jp

支援業務	概要	備考
(1) 育成給付金の支給	基金には、満16歳未満の交通遺児で、一定の拠出金を拠出できる方であれば、どなたでも加入できます。 ※加入時の年齢により拠出金の金額や育成給付金の受取総額は異なります。	※詳しくは、ホームページを参照してください。
(2) 生活資金等の支給 越年資金	生計困窮度の高い家庭を対象に、申請により支給しています。 その家庭が新年を迎えるにあたり生活資金を必要とする場合に支給します。 《給付金額》 お子様1人につき3万円	
入学支度金	お子様が小学校、中学校に入学する場合に入学準備のお祝いとして支給します。 《給付金額》 お子様1人につき6万円	
進学等支援金	お子様が義務教育を終了し直ちに上級学校に進学又は就職する場合に激励として支給します。 《給付金額》 お子様1人につき6万円	
緊急時見舞金	交通遺児等又はその扶養者が死亡、又は重度の後遺障害を被った場合や、災害等により家屋等が甚大な被災をした場合に見舞金として支給します。 《給付金額》1家庭10万円 (家屋等の全壊・半壊以外の被災は5万円)	

55 (公財) 交通遺児育英会

交通遺児育英会は、保護者が道路上の交通事故が原因で亡くなられたり、重度の後遺障害を負ったため、経済的に修学が困難になった子どもたちに奨学金を無利子で貸与（一部給付）して、高校や大学などへの進学を支援し、社会有用の人材を育成することを目的としています。

窓 口	(公財) 交通遺児育英会
住 所	東京都千代田区平河町 2-6-1 平河町ビル 3F
電話番号	03-3556-0771 (代表)
ホームページ	https://www.kotsuiji.com

支援業務	概要	備考
(1) 奨学金の貸与（一部給付）	<p>高等学校以上の学校に通うための学費を必要としている方に、奨学金を無利子で貸与します（一部給付制度があります）。</p> <p>申込年齢は 25 歳まで（元高校奨学生は 29 歳まで）となっています。</p>	<p>※詳しくは、ホームページを参照してください。</p> <p>《資料請求》 奨学課 0120-521286 03-3556-0773</p>

56 (公財) 栃木県暴力追放県民センター

安全で住み良い地域社会の実現のため、暴力団員等による不当な要求等の防止に関する広報啓発・相談事業や、犯罪被害者の救済事業、暴力団排除組織への支援事業等を行っています。

窓 口	(公財) 栃木県暴力追放県民センター
住 所	宇都宮市昭和 3-2-8 しもつけ会館内
電話番号	028-627-2995 (代表)
受付時間	平日 (土日、祝日を除く) 9:00~17:00

支援業務	概要	備考
(1) 暴力団員による犯罪の被害者救済活動	暴力団に関する困りごと相談をはじめ、暴力団員から犯罪被害を受けた方への見舞金の支給や損害賠償請求の支援、組事務所使用差止請求訴訟の提起などを行っています。	《電話相談》 028-627-2600 《受付時間》 土日、祝日を除く 9:00~16:00 (午後0時~午後1時を除く) 《無料弁護士相談》 毎月第3水曜 13:30~15:30
(2) 暴力団員の排除を行う組織への支援活動	地域・職域組織が行う活動の支援や、不当要求防止責任者講習の開催などを実施しています。	
(3) 少年や組織離脱希望者に対する支援活動	少年を暴力団から守る活動や、暴力団組織から離脱し、社会復帰を目指す組員の支援活動を行っています。	
(4) 広報啓発・暴力団排除対策の調査研究活動	暴力団排除に関する広報や暴力団追放県民大会等の開催、反社会的勢力に関する情報収集や調査研究を行っています。	

57 栃木県消費生活センター・各市町消費生活センター

県及び各市町に設置された機関で、商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなど、消費者からの相談を専門の相談員が公正な立場で受け付け、消費者が自主解決できるよう助言・あっせん、情報提供などを行っています。

電話又は来所により相談を受け付けています。

《県、市町の消費生活センター》

窓口・住所	電話番号	受付時間
栃木県消費生活センター (宇都宮市埴田 1-1-20 暮らし安全安心課内)	028-625-2227	月～金 9:00～16:00
宇都宮市消費生活センター (宇都宮市馬場通り 4-1-1 うつのみや表参道スクエア 5F 宇都宮市民プラザ内)	028-616-1547	電話相談 9:00～17:30 来所相談 10:00～17:30 ※土日、祝日は 16:30 まで
足利市消費生活センター (栃木県足利市南町 4254-1 ニューミヤコホテル 1F)	0284-73-1211	月～金 9:00～16:00
栃木市消費生活センター (栃木市万町 9-25 本庁舎 2F 市民生活課内)	0282-23-8899	月～金 9:00～16:00
佐野市消費生活センター (佐野市高砂町 1)	0283-20-3015	月～金 9:00～16:00
鹿沼市消費生活センター (鹿沼市今宮町 1688-1 行政棟 2F)	0289-63-3313	月～金 9:00～16:00
日光市消費生活センター (日光市今市 412-1 日光ランド マーク 3F)	0288-22-4743	月～土 10:00～16:00
小山市消費生活センター (小山市中央町 2-2-21 旧保健福 祉センター 1F)	0285-22-3711	月・火・木・金 9:00～15:00
真岡市消費生活センター (真岡市荒町 5191 真岡市役所 2F)	0285-84-7830	月～金 9:00～12:00/13:00～16:00
大田原市消費生活センター (大田原市本町 1-3-1 A 別館 2F) ※大田原市、那珂川町	0287-23-6236	月～金 9:00～12:00/13:00～16:00
矢板市消費生活センター (矢板市本町 5-4 生活環境課内) ※矢板市、塩谷町	0287-43-3621	月～金 9:00～12:00/13:00～16:00
那須塩原市消費生活センター (那須塩原市桜町 1-5 いきいき ふれあいセンター 1F)	0287-63-7900	月～金 8:30～17:00
さくら市消費生活センター (さくら市氏家 2771)	028-681-2575	月～金 9:00～12:00/13:00～16:00
那須烏山市消費生活センター (那須烏山市中央 1-1-1 商工観 光課内)	0287-83-1014	月～金 9:00～12:00/13:00～16:30
下野市消費生活センター (下野市笹原 26 安全安心課内)	0285-44-4883	月～金 9:00～12:00/13:00～17:00
上三川町消費生活センター (上三川町しらさぎ 1-1 地域生 活課内)	0285-56-9153	月～金 9:00～12:00/13:00～16:00
芳賀地区消費生活センター (益子町大字益子 2030) ※益子町、茂木町、市貝町、芳賀町	0285-81-3881	月～金 9:00～12:00/13:00～16:00
壬生町消費生活センター (壬生町大字壬生甲 3841-1)	0282-82-1106	月～金 9:00～12:00/13:00～16:00
野木町消費生活センター (野木町大字丸林 571 産業振興 課内)	0280-23-1333	月～金 9:00～12:00/13:00～16:00
高根沢町消費生活センター (高根沢町大字石末 2053)	028-675-3000	月～金 9:00～12:00/13:00～16:00
那須町消費生活センター (那須町大字寺子丙 3-13)	0287-72-6937	月～金 9:00～12:00/13:00～16:00

《その他》

窓口	電話番号	備考
消費者ホットライン ((独)国民生活センター)	188 (いやや)	全国共通の電話番号です。 最寄りの消費生活センターを案内します。 土日、祝日も電話を受け付けます。 《受付時間》 10:00~16:00

58 栃木県子ども若者・ひきこもり総合相談センター（ポラリス☆とちぎ）

当センターの事業は、県が、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者総合相談センター」、ひきこもり対策推進事業実施要領に基づく「ひきこもり地域支援センター」として、(一社)栃木県若年者支援機構に委託することにより実施しています。

ひきこもり、ニート、不登校など様々な悩みや困難を抱える子ども・若者や、そのご家族からの相談に応じています。

窓 口	栃木県子ども若者・ひきこもり総合相談センター (ポラリス☆とちぎ)
住 所	宇都宮市下戸祭 2-3-3
相談電話番号	028-643-3422 028-643-3438 (中高年ひきこもり専用電話)
受付時間	火~土 10:00~19:00 ※祝日を除く
メール相談	soudan@polaris-t.net

59 (社福) 栃木いのちの電話

自殺などの様々な精神的危機に追い込まれた人たちが、再び生きる喜びを見出されることを願い、よき隣人として活動を行う民間団体です。

電話相談窓口	電話番号	備考
栃木いのちの電話 (宇都宮センター)	028-643-7830	365日 24時間受付
(足利センター)	0284-44-0783	365日 15:00~21:00

支援業務	概要	備考
(1)相談業務	自殺を考えている人や、孤独で誰にも相談できない方々に対し、一定の研修を受けた相談員が年中無休で相談に応じます。相談は無料です。	

60 日本年金機構

年金等に関する相談を受け付けています。

窓口・住所	管轄区域		電話番号	受付時間
	健康保険 厚生年金保険	国民年金		
宇都宮東年金事務所 (宇都宮市元今泉 6-6-13)	宇都宮市、真岡市、さくら市、那須烏山市、芳賀郡、高根沢町、那珂川町	宇都宮市、真岡市、さくら市、那須烏山市、芳賀郡、高根沢町、那珂川町	028 683-3211	月～金 8:30～17:15 週初の開所日 8:30～19:00 第2土曜 9:30～16:00 ※受付は、土日、祝日及び年末年始(12/29～1/3)を除く
宇都宮西年金事務所 (宇都宮市下戸祭 2-10-20)	宇都宮市(東事務所管内以外)、鹿沼市、上三川町	宇都宮市(東事務所管内以外)、鹿沼市、上三川町	028 622-4281	
大田原年金事務所 (大田原市本町 1-2695-22)	大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町	大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町	0287 22-6311	
栃木年金事務所 (栃木市城内町 1-2-12)	栃木市、足利市、佐野市、小山市、下野市、壬生町、野木町	栃木市、足利市、佐野市、小山市、下野市、壬生町、野木町	0282 22-4131	
今市年金事務所 (日光市中央町 17-3)	日光市、塩谷町	日光市、塩谷町	0288 88-0082	

61 全国健康保険協会栃木支部(協会けんぽ栃木支部)

全国健康保険協会加入者の方の健康保険に関する相談を受け付けています。

窓 口	全国健康保険協会栃木支部(協会けんぽ栃木支部)
住 所	宇都宮市泉町 6-20 宇都宮 DI ビル 7F
電話番号	028-616-1691(代表)
受付時間	平日(土日、祝日及び年末年始(12/29～1/3)を除く) 8:30～17:15

62 税務署

国税に関する相談全般を受け付けています。

※電話相談、来署相談(予約制)があります。詳しくは窓口へお問い合わせください。

窓口・住所	管轄区域	電話番号	備考
宇都宮税務署 (宇都宮市昭和 2-1-7)	宇都宮市、上三川町	028-621-2151	《国税相談専用ダイヤル》 0570-00-5901
足利税務署 (足利市伊勢町 4-18-2)	足利市	0284-41-3151	
栃木税務署 (栃木市河合町 1-29)	栃木市、小山市、下野市、壬生町、野木町	0282-22-0885	※土日、祝日を除く 8:30～17:00

佐野税務署 (佐野市若松町 425)	佐野市	0283-22-4366	
鹿沼税務署 (鹿沼市東末広町 1934-24)	鹿沼市、日光市	0289-64-2151	
真岡税務署 (真岡市荒町 5178)	真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町	0285-82-2115	
大田原税務署 (大田原市紫塚 1-5-54)	大田原市、那須塩原市、那須町	0287-22-3115	
氏家税務署 (さくら市氏家 2431-1)	矢板市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那珂川町	028-682-3311	

(別表1) 犯罪被害者等支援に関する施策、総合的対応窓口担当課

県・市町名	担当課	住所	電話番号
栃木県	くらし安全安心課	宇都宮市塙田 1-1-20	028-623-2154
宇都宮市	生活安心課	宇都宮市旭 1-1-5	028-632-2137
足利市	くらし安全安心課	足利市本城 3-2145	0284-20-2154
栃木市	交通防犯課	栃木市万町 9-25	0282-21-2151
佐野市	危機管理課	佐野市高砂町 1	0283-20-3056
鹿沼市	生活課	鹿沼市今宮町 1688-1	0289-63-2122
日光市	生活安全課	日光市今市本町 1	0288-21-5112
小山市	市民生活安心課	小山市中央町 1-1-1	0285-22-9282
真岡市	くらし安全課	真岡市荒町 5191	0285-83-8110
大田原市	危機管理課	大田原市本町 1-4-1	0287-23-9301
矢板市	生活環境課	矢板市本町 5-4	0287-43-1114
那須塩原市	交通防犯課	那須塩原市共墾社 108-2	0287-62-7126
さくら市	生活環境課	さくら市氏家 2771	028-681-1126
那須烏山市	総務課	那須烏山市中央 1-1-1	0287-83-1117
下野市	安全安心課	下野市笹原 26	0285-32-8894
上三川町	地域生活課	上三川町しらさぎ 1-1	0285-56-9129
益子町	総務課	益子町大字益子 2030	0285-72-8826
茂木町	総務課	茂木町大字茂木 155	0285-63-5632
市貝町	総務課	市貝町大字市塙 1280	0285-68-1111
芳賀町	総務課	芳賀町祖母井 1020	028-677-6029
壬生町	生活環境課	壬生町大字壬生甲 3841-1	0282-81-1826
野木町	総務課	野木町大字丸林 571	0280-57-4112
塩谷町	くらし安全課	塩谷町大字玉生 955-3	0287-45-1115
高根沢町	地域安全課	高根沢町大字石末 2053	028-675-8110
那須町	保健福祉課	那須町大字寺子丙 3-13	0287-72-6917
那珂川町	総務課	那珂川町馬頭 555	0287-92-1111

(別表2) 県内の警察署一覧

警察署名	住所	電話番号(代表)
宇都宮中央警察署	宇都宮市下戸祭 1-1-6	028-623-0110
宇都宮東警察署	宇都宮市中今泉 3-5-63	028-610-0110
宇都宮南警察署	宇都宮市みどり野町 1-8	028-653-0110
小山警察署	小山市大字神鳥谷 1738-5	0285-31-0110
足利警察署	足利市千歳町 94-7	0284-43-0110
栃木警察署	栃木市箱森町 40-14	0282-25-0110
那須塩原警察署	那須塩原市方京 2-15-1	0287-67-0110
佐野警察署	佐野市浅沼町 573-6	0283-24-0110
鹿沼警察署	鹿沼市上殿町 1000-5	0289-62-0110
真岡警察署	真岡市荒町 115	0285-84-0110
下野警察署	下野市下古山 2451-41	0285-52-0110
大田原警察署	大田原市紫塚 1-1-4	0287-24-0110
今市警察署	日光市今市 1378-1	0288-23-0110
さくら警察署	さくら市馬場 786-1	028-682-0110
矢板警察署	矢板市中 2001-1	0287-43-0110
日光警察署	日光市稻荷町 2-2-2	0288-53-0110
那須烏山警察署	那須烏山市初音 3-6	0287-82-0110
茂木警察署	茂木町大字茂木 209-2	0285-63-0110
那珂川警察署	那珂川町北向田 85	0287-92-0110

(別表3) 宇都宮地方裁判所、宇都宮家庭裁判所、宇都宮簡易裁判所

裁判所名	管轄区域	住所	電話番号
宇都宮地方裁判所 宇都宮家庭裁判所 宇都宮簡易裁判所	宇都宮市、鹿沼市、日光市、那須烏山市、さくら市のうち旧氏家町の区域、下野市のうち旧南河内町の区域、上三川町、高根沢町	宇都宮市 小幡 1-1-38	(代表) 028-621-2111
宇都宮地方裁判所真岡支部 宇都宮家庭裁判所真岡支部 真岡簡易裁判所	真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町	真岡市 荒町 5117-2	(庶務課) 0285-82-2076
宇都宮地方裁判所大田原支部 宇都宮家庭裁判所大田原支部 大田原簡易裁判所	大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市のうち旧喜連川町の区域、那須町、那珂川町、塩谷町	大田原市 中央 2-3-25	(庶務課) 0287-22-2112
宇都宮地方裁判所栃木支部 宇都宮家庭裁判所栃木支部	栃木市、小山市、下野市のうち旧石橋町・旧国分寺町の区域、野木町、壬生町	栃木市 旭町 16-31	(庶務課) 0282-23-0225
栃木簡易裁判所	栃木市、壬生町		
小山簡易裁判所	小山市、下野市のうち旧石橋町・旧国分寺町の区域、野木町	小山市 八幡町 1-2-11	(庶務課) 0285-22-0536
宇都宮地方裁判所足利支部 宇都宮家庭裁判所足利支部 足利簡易裁判所	足利市、佐野市	足利市 丸山町 621	(庶務課) 0284-41-3118

※宇都宮家庭裁判所真岡支部及び大田原支部管轄の少年事件に関する事務は、宇都宮家庭裁判所が取り扱う。

(別表4) 宇都宮地方検察庁

本庁・支部名	区	管轄区域	住所	電話番号
宇都宮地方検察庁 (本庁)	宇都宮	宇都宮市、鹿沼市、日光市、那須烏山市、さくら市のうち旧氏家町の区域、下野市のうち旧南河内町の区域、上三川町、高根沢町	宇都宮市 小幡 2-1-11	(代表) 028-621-2525
宇都宮地方検察庁 真岡支部	真岡	真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町	真岡市 荒町 5116	(代表) 0285-82-2304
宇都宮地方検察庁 大田原支部	大田原	大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市のうち旧喜連川町の区域、那須町、那珂川町、塩谷町	大田原市 末広 2-4-26	(代表) 0287-22-2374
宇都宮地方検察庁 栃木支部	栃木	栃木市、壬生町	栃木市 本町 6-7	(代表) 0282-22-4144
	小山	小山市、下野市のうち旧石橋町・旧国分寺町の区域、野木町、		
宇都宮地方検察庁 足利支部	足利	足利市、佐野市	足利市 丸山町 620-6	(代表) 0284-41-5128

(別表5) 宇都宮地方法務局

本局・支局名	住所	電話番号 (全国共通ナビダイヤル)
宇都宮地方法務局 (本局)	宇都宮市小幡 2-1-11	0570-003-110
宇都宮地方法務局 日光支局	日光市今市本町 20-3	0570-003-110
宇都宮地方法務局 真岡支局	真岡市荒町 5176-3	0570-003-110
宇都宮地方法務局 大田原支局	大田原市本町 1-2695-109	0570-003-110
宇都宮地方法務局 栃木支局	栃木市片柳町 1-22-25	0570-003-110
宇都宮地方法務局 足利支局	足利市相生町 1-12	0570-003-110

(別表6) 市が設置する福祉事務所

名称	相談内容			
	生活保護 生活困窮	児童扶養手当、 ひとり親家庭へ の支援など	障がいのある 方への支援	DV相談
宇都宮市社会福祉事務所 宇都宮市旭 1-1-5	028-632-2105 2068	028-632-2386	028-632-2366 632-2363	(市女性相談所) (028-636-5731)
足利市福祉事務所 足利市本城 3-2145	0284-20-2133	0284-20-2137	0284-20-2169 20-2134	0284-20-2251
栃木市福祉事務所 栃木市万町 9-25	0282-21-2212	0282-21-2221	0282-21-2203 21-2205 21-2219	0282-21-2229
佐野市福祉事務所 佐野市高砂町 1	0283-20-3020	0283-20-3023	0283-20-3025	0283-20-3002
鹿沼市福祉事務所 鹿沼市今宮町 1688-1	0289-63-2173	0289-63-2172	0289-63-2176 63-2127	(市人権・男女共 同参画課) (0289-63-8352)
日光市福祉事務所 日光市今市本町 1	0288-21-5149	0288-21-5101	0288-21-5174	0288-21-5148
小山市福祉事務所 小山市中央町 1-1-1	0285-22-9622	0285-22-9634 22-9627	0285-22-9624 22-9629	0285-22-9602
真岡市福祉事務所 真岡市荒町 5191	0285-83-6063	0285-83-8131	0285-83-8129	0285-82-1113
大田原市福祉事務所 大田原市本町 1-4-1	0287-23-8637	0287-23-8932	0287-23-8954 23-8921	0287-23-8792
矢板市福祉事務所 矢板市本町 5-4	0287-43-1116	0287-44-3600	0287-43-1116	0287-44-3600
那須塩原市福祉事務所 那須塩原市共壑社 108-2 あたご町 2-3	0287-62-7136	0287-46-5538	0287-62-7026	0287-46-5538
さくら市福祉事務所 さくら市氏家 2771	028-681-1106	028-681-1125	028-681-1161	028-681-1125
那須烏山市福祉事務所 那須烏山市田野倉 85-1	0287-88-7115	0287-88-7116	0287-88-7115	0287-88-7116
下野市福祉事務所 下野市笹原 26	0285-32-8901	0285-32-8903	0285-32-8900	0285-32-8903

※町については、栃木県の健康福祉センター（別表7）で対応

(別表7) 栃木県健康福祉センター、宇都宮市保健所

名称・住所・管轄区域	相談内容	電話番号
県西健康福祉センター 鹿沼市今宮町 1664-1 (鹿沼市、日光市)	心の健康に関する相談	0289-64-6224
	薬物乱用に関する相談	0289-64-3029
	性感染症検査等に関する相談	0289-62-6225
県東健康福祉センター 真岡市荒町 116-1 (真岡市、益子町、茂木町、 市貝町、芳賀町) ※は町部について実施	DVに関する相談 ※	0285-82-2139
	児童虐待、養育など児童に関する相談 ※	0285-82-2139
	心の健康に関する相談	0285-82-2138
	ひとり親家庭等の就業や生活に関する相談 ※	0285-82-2139
	生活保護、生活困窮に関する相談 ※	0285-82-3322
	薬物乱用に関する相談	0285-83-7220
	性感染症検査等に関する相談	0285-82-3323
県南健康福祉センター 小山市犬塚 3-1-1 (栃木市、小山市、下野市、 上三川町、壬生町、野木町) ※は町部について実施	DVに関する相談 ※	0285-21-2294
	児童虐待、養育など児童に関する相談	0285-21-2294
	心の健康に関する相談	0285-22-6192
	ひとり親家庭等の就業や生活に関する相談 ※	0285-21-2294
	生活保護、生活困窮に関する相談 ※	0285-21-2216
	薬物乱用に関する相談	0285-22-6119
	性感染症検査等に関する相談	0285-22-1219
県北健康福祉センター 大田原市本町 2-2828-4 (大田原市、矢板市、那須 塩原市、さくら市、那須烏 山市、塩谷町、高根沢町、 那須町、那珂川町) ※は町部について実施	DVに関する相談 ※	0287-23-2172
	児童虐待、養育など児童に関する相談 ※	0287-23-2172
	心の健康に関する相談	0287-22-2259
	ひとり親家庭等の就業や生活に関する相談 ※	0287-23-2172
	生活保護、生活困窮に関する相談 ※	0287-23-2171
	薬物乱用に関する相談	0287-22-2364
	性感染症検査等に関する相談	0287-22-2679
安定健康福祉センター 足利市真砂町 1-1 (足利市、佐野市)	心の健康に関する相談	0284-41-5895
	薬物乱用に関する相談	0284-41-5897
	性感染症検査等に関する相談	0284-41-5895
今市健康福祉センター 日光市瀬川 51-8 (日光市)	心の健康に関する相談	0288-21-1066
栃木健康福祉センター 栃木市神田町 6-6 (栃木市、壬生町)	心の健康に関する相談	0282-22-4121
矢板健康福祉センター 矢板市鹿島町 20-22 (矢板市、さくら市、塩谷 町、高根沢町)	心の健康に関する相談	0287-44-1297
烏山健康福祉センター 那須烏山市中央 1-6-92 (那須烏山市、那珂川町)	心の健康に関する相談	0287-82-2231
宇都宮市保健所 宇都宮市竹林町 972	心の健康に関する相談	028-626-1114
	薬物乱用に関する相談	028-626-1104
	性感染症検査等に関する相談	028-626-1114

(別表8) 社会福祉協議会

名称	住所	電話番号
栃木県社会福祉協議会	宇都宮市若草 1-10-6 とちぎ福祉プラザ内	028-622-0524
宇都宮市社会福祉協議会	宇都宮市中央 1-1-15 総合福祉センター内	028-636-1216
足利市社会福祉協議会	足利市東砂原後町 1072 総合福祉センター内	0284-44-0322
栃木市社会福祉協議会	栃木市今泉町 2-1-40 保健福祉センター内	0282-22-4457
(大平支所)	栃木市大平町真弓 1396 ふるさとふれあい館内	0282-43-0294
(都賀支所)	栃木市都賀町家中 2357	0282-28-0254
(藤岡支所)	栃木市藤岡町藤岡 810 藤岡公民館内	0282-62-5861
(西方支所)	栃木市西方町元 1601-1	0282-92-8080
(岩舟支所)	栃木市岩舟町三谷 1038-1	0282-55-2438
佐野市社会福祉協議会	佐野市大橋町 3212-27 総合福祉センター内	0283-22-8100
(葛生支所)	佐野市あくと町 3084 あくと保健センター内	0283-86-2940
(田沼支所)	佐野市戸奈良町 1-1 田沼中央公民館内	0283-61-1139
鹿沼市社会福祉協議会	鹿沼市万町 931-1 総合福祉センター内	0289-65-5191
日光市社会福祉協議会	日光市鬼怒川温泉大原 2-6 ふじの郷内	0288-25-3070
(今市支所)	日光市今市本町 1 日光市役所内	0288-21-2759
(日光支所)	日光市花石町 1942-1 日光福祉保健センター内	0288-54-2143
(足尾支所)	日光市足尾町通洞 8-2 足尾行政センター内	0288-93-0002
(藤原支所)	日光市鬼怒川温泉大原 2-6 ふじの郷内	0288-25-7576
(栗山支所)	日光市黒部 54-1 栗山行政センター内	0288-97-1188
小山市社会福祉協議会	小山市中央町 2-2-21	0285-22-9501
真岡市社会福祉協議会	真岡市荒町 110-1 総合福祉保健センター内	0285-82-8844
大田原市社会福祉協議会	大田原市本町 1-3-1 大田原市役所 A 別館 1F	0287-23-1130
(湯津上支所)	大田原市佐良土 853 佐良土多目的交流センター内	0287-98-3715
(黒羽支所)	大田原市黒羽田町 848	0287-54-1849
矢板市社会福祉協議会	矢板市泉 526 矢板市泉きずな館内	0287-44-3000
那須塩原市社会福祉協議会	那須塩原市南郷屋 5-163 健康長寿センター内	0287-37-5122
(黒磯支所)	那須塩原市桜町 1-5 いきいきふれあいセンター内	0287-63-3868
(塩原支所)	那須塩原市中塩原 1-2	0287-32-5216
さくら市社会福祉協議会	さくら市喜連川 904 喜連川社会福祉センター内	028-686-2670
(氏家支所)	さくら市櫻野 1329 氏家福祉センター内	028-682-2217

那須烏山市社会福祉協議会	那須烏山市田野倉 85-1 保健福祉センター内	0287-88-7881
(烏山支所)	那須烏山市中央 2-17-13 あすなろ内	0287-83-8178
下野市社会福祉協議会	下野市小金井 789 保健福祉センター ゆうゆう館内	0285-43-1236
上三川町社会福祉協議会	上三川町上蒲生 127-1 上三川いきいきプラザ内	0285-56-3166
益子町社会福祉協議会	益子町益子 1532-5 福祉センター内	0285-70-1117
茂木町社会福祉協議会	茂木町茂木 1043-1 保健福祉センター元気アップ館内	0285-63-4969
市貝町社会福祉協議会	市貝町大字市塙 1720-1 保健福祉センター内	0285-68-3151
芳賀町社会福祉協議会	芳賀町大字祖母井南 1-6-1	028-677-4711
壬生町社会福祉協議会	壬生町大字壬生甲 3843-1 保健福祉センター内	0282-82-7899
野木町社会福祉協議会	野木町大字友沼 5840-7 ホープ館内	0280-57-3100
塩谷町社会福祉協議会	塩谷町大字玉生 872 老人福祉センター内	0287-45-0133
高根沢町社会福祉協議会	高根沢町大字石末 1825 福祉センター内	028-675-4777
那須町社会福祉協議会	那須町大字寺子乙 2566-1 ゆめプラザ・那須内	0287-72-5133
那珂川町社会福祉協議会	那珂川町馬頭 560-1 総合福祉センター内	0287-92-2226

(別表9) とちぎ権利擁護センター (あすてらす)

名称	住所	電話番号
とちぎ権利擁護センターあすてらす	宇都宮市若草 1-10-6 とちぎ福祉プラザ内	028-621-1234
あすてらす うつのみや	宇都宮市中央 1-1-15 総合福祉センター内	028-635-1234
あすてらす あしかが	足利市東砂原後町 1072 総合福祉センター内	0284-44-0372
あすてらす とちぎ	栃木市今泉町 2-1-40 保健福祉センター内	0282-20-7755
あすてらす さの	佐野市大橋町 3212-27 総合福祉センター内	0283-21-5330
あすてらす かぬま	鹿沼市万町 931-1 総合福祉センター内	0289-63-2817
あすてらす にっこう	日光市鬼怒川温泉大原 2-6	0288-25-3070
あすてらす おやま	小山市中央町 2-2-21	0285-22-5353
あすてらす もおか	真岡市荒町 110-1 総合福祉保健センター内	0285-83-8585
あすてらす おおたわら	大田原市本町 1-3-1 大田原市役所 A 別館 1 階	0287-23-7375
あすてらす やいた	矢板市泉 526 矢板市泉きずな館内	0287-43-8700
あすてらす なすしおばら	那須塩原市南郷屋 5-163 健康長寿センター内	0287-38-1161
あすてらす さくら	さくら市櫻野 1329 氏家福嗣センター内	028-682-2217

あすてらす なすからすやま	那須烏山市田野倉 85-1 保健福祉センター内	0287-88-7551
あすてらす しもつけ	下野市小金井 789 保健福祉センターゆうゆう館内	0285-43-1250
あすてらす かみのかわ	河内郡上三川町上蒲生 127-1 上三川いきいきプラザ内	0285-56-3166
あすてらす ましこ	芳賀郡益子町益子 1532-5 福祉センター内	0285-70-1218
あすてらす もてぎ	芳賀郡茂木町茂木 1043-1 茂木町保健福祉センター 「元気アップ館」内	0285-63-4969
あすてらす いちかい	芳賀郡市貝町市塙 1720-1 市貝町保健福祉センター内	0285-68-3151
あすてらす はが	芳賀郡芳賀町祖母井南 1-6-1 農業者トレーニングセンター内	028-677-4711
あすてらす みぶ	下都賀郡壬生町壬生甲 3843-1 保健福祉センター内	0282-82-7899
あすてらす のぎ	下都賀郡野木町友沼 5840-7 ホープ館内	0282-57-3100
あすてらす しおや	塩谷郡塩谷町玉生 872	0287-45-0133
あすてらす たかねざわ	塩谷郡高根沢町石末 1825	028-612-3440
あすてらす なす	那須郡那須町寺子乙 2566-1 ゆめプラザ・那須内	0287-72-5133
あすてらす なかがわ	那須郡那珂川町馬頭 560-1 馬頭総合福祉センター内	0287-92-2226

(別表 10) 地域包括支援センター（基幹型で担当地区を持たない包括を除く）

名称	担当地区	住所	電話番号
《宇都宮市》 地域包括支援センター御本丸	中央、築瀬、城東	宇都宮市中央 1-5-12 見木ビル	028-651-4777
地域包括支援センターようなん	陽南、宮の原、西原	宇都宮市陽南 4-6-34	028-658-2125
地域包括支援センターきよすみ	昭和、戸祭	宇都宮市星が丘 1-7-8	028-622-2243
地域包括支援センター今泉・陽北	今泉、錦、東	宇都宮市今泉 3-13-1 喜多川マンション 1F	028-616-1780
地域包括支援センターさくら西	西、桜	宇都宮市西 2-1-7	028-610-7370
鬼怒地域包括支援センター	御幸、御幸ヶ原、平石	宇都宮市御幸町 77 森崎ビル	028-683-2230
地域包括支援センター清原	清原	宇都宮市鑑山町 1983	028-667-8222
地域包括支援センター瑞穂野	瑞穂野	宇都宮市上桑島町 1476-2	028-656-9677
地域包括支援センター峰・泉が丘	峰、泉が丘	宇都宮市東今泉 2-1-1	028-613-5500
地域包括支援センター石井・陽東	石井、陽東	宇都宮市石井町 2580-1	028-660-1414
よこかわ地域包括支援センター	横川	宇都宮市屋板町 578-504	028-657-7234
地域包括支援センター雀宮	雀宮（東部）	宇都宮市南高砂町 11-17	028-655-7080
地域包括支援センター雀宮・五代若松原	雀宮（西部）、五代若松原	宇都宮市針ヶ谷町 655	028-688-3371
緑が丘・陽光地域包括支援センター	緑が丘、陽光	宇都宮市双葉 1-13-56	028-684-3328
地域包括支援センター砥上	姿川（北部）、富士見、明保	宇都宮市砥上町 54-1	028-647-3294
姿川南部地域包括支援センター	姿川（南部）	宇都宮市幕田町 1456-1	028-654-2281
くにもと地域包括支援センター	国本	宇都宮市宝木本町 2141	028-666-2211
地域包括支援センター細谷・宝木	細谷・上戸祭、宝木	宇都宮市細谷町 486-7	028-902-4170
富屋・篠井地域包括支援センター	富屋、篠井	宇都宮市徳次郎町 65-8	028-665-7772
城山地域包括支援センター	城山	宇都宮市田野町 666-2	028-652-8124
地域包括支援センター豊郷	豊郷	宇都宮市川俣町 900-2	028-616-1237
地域包括支援センターかわち	古里中学校区	宇都宮市白沢町 771	028-673-8941
田原地域包括支援センター	田原中学校区	宇都宮市上田原町 346-18	028-672-4811
地域包括支援センター奈坪	河内中学校区	宇都宮市下岡本町 1987-1	028-671-2202
上河内地域包括支援センター	上河内	宇都宮市中里町 218-1	028-674-7222
《足利市》 足利市地域包括支援センター中央	相生・大橋・西校・柳原・東校	足利市通 5 丁目 3433-12	0284-22-0544
足利市地域包括支援センターきた・なか	北郷・名草・助戸・千歳	足利市大月町 811-1	0284-41-1281
足利市地域包括支援センター毛野・富田	毛野・富田	足利市大沼田町 2163-1	0284-90-2117

地域包括支援センター山辺・矢場川	山辺・矢場川	足利市田中町 100	0284-71-8484
足利市地域包括支援センター協和・愛宕台	御厨・筑波・久野・梁田	足利市福富町 1688	0284-73-2413
足利市地域包括支援センターさかにし	三和・葉鹿・小俣	足利市葉鹿町 2019-1	0284-65-4080
地域包括支援センター三重・山前	三重・山前	足利市大前町 752	0284-22-7655
《栃木市》 栃木市栃木中央地域包括支援センター	栃木地域栃木東・栃木西・栃木北地区	栃木市万町 9-25 市役所地域包括ケア推進課内	0282-21-2245
栃木市吹上地域包括支援センター	栃木地域吹上・皆川・寺尾地区	栃木市吹上町 782-1 吹上公民館内	0282-31-1002
栃木市国府地域包括支援センター	栃木地域大宮・国府地区	栃木市惣社町 228-1 国府公民館内	0282-27-3855
栃木市大平地域包括支援センター	大平地域大平北・大平南地区	栃木市大平町富田 558 大平総合支所内	0282-43-9226
栃木市藤岡地域包括支援センター	藤岡地域全地区	栃木市藤岡町藤岡 1022-5 藤岡総合支所内	0282-62-0911
栃木市都賀地域包括支援センター	都賀地域・西方地域全地区	栃木市都賀町家中 5982-1 都賀総合支所内	0282-29-1104
栃木市岩舟地域包括支援センター	岩舟地域全地区	栃木市岩舟町静 5133-1 岩舟総合支所内	0282-55-7782
《佐野市》 佐野市地域包括支援センターさの社協	佐野・犬伏	佐野市大橋町 3212-27 佐野市総合福祉センター内	0283-22-8129
佐野市地域包括支援センター佐野市医師会	植野・界・吾妻	佐野市植上町 1677 佐野医師会病院内	0283-20-2011
佐野市地域包括支援センター佐野厚生	堀米・旗川・赤見	佐野市堀米町 1728 佐野厚生総合病院内	0283-27-0100
佐野市地域包括支援センター佐野市民病院	田沼・田沼南部・栃本・田沼北部・戸奈良・三好・野上・新合・飛駒	佐野市田沼町 1832-1 佐野市民病院内	0283-62-8281
佐野市地域包括支援センターくずう	葛生・常盤・氷室	佐野市あくと町 3084 葛生あくと保健センター内	0283-84-3111
《鹿沼市》 鹿沼市地域包括支援センター	鹿沼市全域	鹿沼市今宮町 1688-1 鹿沼市役所高齢福祉課内	0289-63-2175
鹿沼東地域包括支援センター	北犬飼、鹿沼東部	鹿沼市上石川 1465-4 北犬飼コミュニティセンター内	0289-74-7801
鹿沼東部台地域包括支援センター	東部台、鹿沼北部	鹿沼市幸町 2-1-26 木村ビル1階	0289-74-7337
鹿沼北地域包括支援センター	板荷、菊沢	鹿沼市富岡 492-2 オレンジホームデイサービスセンター内	0289-62-9688
鹿沼中央地域包括支援センター	鹿沼中央、東大芦、西大芦、加蘇	鹿沼市上殿町 960-2 老人保健施設かみつが内	0289-64-7236
鹿沼南地域包括支援センター	北押原、南押原	鹿沼市縦山町 40-2 デイサービスセンターリズム内	0289-60-2000
鹿沼西地域包括支援センター	南摩、粟野、清洲、粕尾、永野	鹿沼市口粟野 1780 粟野コミュニティセンター内	0289-85-1061
《日光市》 藤原・栗山地域包括支援センター	藤原、栗山	日光市鬼怒川温泉大原 1406-2 日光市藤原庁舎内	0288-76-3333
日光・足尾地域包括支援センター	日光、足尾	日光市御幸町 4-1 日光市日光庁舎内	0288-25-3255
今市南地域包括支援センター	大沢南部、落合	日光市板橋 2190-2 今市ホーム内	0288-25-6444

今市東地域包括支援センター	大沢中部、大沢北部、塩野室	日光市根室 607-5 森の家内	0288-26-6537
今市北地域包括支援センター	豊岡、今市地区の一部	日光市大桑町 120-1 旧豊岡児童館	0288-21-7081
今市西地域包括支援センター	今市地区の一部	日光市今市本町 11-4 グランドハイツドリーム107	0288-25-6374
《小山市》 基幹型地域包括支援センター兼高齢者サポートセンター小山総合	小山(神鳥谷、外城、駅南町、三峯、神山、東城南、西城南、栗宮 1・2 丁目、大字栗宮の一部を除く)	小山市中央町 2-2-21 小山市総合福祉センター内 1 階	0285-22-3061
小山市地域包括支援センター小山	小山(神鳥谷、外城、駅南町、三峯、神山、東城南、西城南、栗宮 1・2 丁目、大字栗宮の一部)	小山市神鳥谷 2251-7 小山市健康医療介護総合支援センター内	0285-31-0211
小山市地域包括支援センター大谷	大谷	小山市横倉 499-6	0285-27-6646
小山市地域包括支援センター間々田	間々田(大字栗宮の一部含む)、生井、寒川	小山市大字間々田 1960-1 小山市立間々田市民交流センター内	0285-41-2071
小山市地域包括支援センター美田	豊田、中、穂積	小山市大字松沼 467 小山市立豊田公民館内	0285-32-1881
小山市地域包括支援センター桑絹	桑、絹	小山市大字羽川 858-1 小山市立桑市民交流センター内	0285-30-0921
《真岡市》 地域包括支援センターもおか	真岡、山前、大内地区	真岡市荒町 5191	0285-83-8132
地域包括支援センターにのみや	中村、二宮地区	真岡市石島 893-15	0285-74-5139
《大田原市》 大田原市西部地域包括支援センター	西原、親園、野崎、佐久山	大田原市浅香 3-3578-747 大田原市福祉センター内	0287-20-2710
大田原市中央地域包括支援センター	大田原、紫塚、金田北、金田南	大田原市浅香 3-3578-747 大田原市福祉センター内	0287-20-1001
大田原市東部地域包括支援センター	湯津上、黒羽	大田原市黒羽田町 848	0287-53-1880
《矢板市》 矢板市地域包括支援センターやしお	泉地区、矢板地区西部の行政区	矢板市平野 1362-12	0287-47-5577
矢板市地域包括支援センターすえひろ	片岡地区、矢板地区東部の行政区	矢板市扇町 2-8-34	0287-47-7005
《那須塩原市》 地域包括支援センター寿山荘	黒磯、厚崎の一部	那須塩原市住吉町 5-10	0287-62-9655
地域包括支援センターあぐり	豊浦、厚崎の一部	那須塩原市鍋掛 1416-3	0287-73-2550
地域包括支援センター秋桜の家	東那須野	那須塩原市大原間 83	0287-65-2972
稲村いたむろ地域包括支援センター	稲村、高林	那須塩原市東原 166	0287-60-3361
地域包括支援センターさちの森	鍋掛	那須塩原市野間 453-23	0287-60-1333
地域包括支援センターとちのみ	西那須野東部	那須塩原市井口 533-20	0287-37-1683
西那須野西部地域包括支援センター	西那須野西部	那須塩原市上赤田 238-658	0287-37-8183
しおばら地域包括支援センター	塩原	那須塩原市塩原 814	0287-47-7721

《さくら市》 さくら市地域包括支援センターエリム	氏家中央部、 氏家東部	さくら市鍛冶ヶ澤 57-1	028-681-1150
さくら市地域包括支援センター而今	喜連川、鷺宿、 河戸、穂積、金 鹿、氏家西部	さくら市下河戸 1942-2	028-685-3294
《那須烏山市》 那須烏山市地域包括支援センターみなみなす	南那須地区	那須烏山市田野倉 85-1	0287-83-8760
那須烏山市地域包括支援センターからすやま	烏山地区	那須烏山市南 2-2-3 コーポ矢板 101 号室	0287-82-7272
《下野市》 下野市地域包括支援センターいしばし	石橋	下野市下古山 1174	0285-51-0633
下野市地域包括支援センターこくぶんじ	国分寺	下野市小金井 789 下野市保健福祉センター ゆうゆう館内	0285-43-1229
下野市地域包括支援センターみなみかわち	南河内	下野市仁良川 1651-1	0285-48-1177
《上三川町》 上三川町地域包括支援センター	上三川町内全 域	上三川町大字上蒲生 127-1 上三川いきいきプラザ内	0285-56-5513
《益子町》 益子町地域包括支援センター	益子町内全域	益子町大字益子 2030	0285-70-2550
《茂木町》 茂木町地域包括支援センター	茂木町内全域	茂木町大字茂木 155	0285-63-5651
《市貝町》 市貝町地域包括支援センター	市貝町内全域	市貝町大字市場 1720-1	0285-68-1132
《芳賀町》 芳賀町地域包括支援センター	芳賀町内全域	芳賀町大字祖母井 1020	028-677-6080
《壬生町》 壬生北地区地域包括支援センター	南犬飼中学校 区	壬生町大字北小林 815	0282-86-3579
壬生南地区地域包括支援センター	壬生中学校区	壬生町大字壬生甲 2342- 3	0282-82-2119
《野木町》 野木町地域包括支援センター	野木町内全域	野木町大字丸林 582-1	0280-57-2400
《塩谷町》 塩谷町地域包括支援センター	塩谷町内全域	塩谷町大字玉生 955-3	0287-47-5173
《高根沢町》 高根沢西地域包括支援センター	阿久津中学校 区	高根沢町 大字 宝積寺 2240-1	028-680-3503
高根沢東地域包括支援センター	北高根沢中学 校区	高根沢町 大字 花岡 2158- 10	028-676-0148
《那須町》 那須地区地域包括支援センター	那須地区、芦 野・伊王野地 区	那須町 大字 寺子乙 2566- 1	0287-71-1138
高原地区地域包括支援センター	高原地区	那須町 大字 高久甲 4301	0287-73-8881
《那珂川町》 那珂川町地域包括支援センター	那珂川町全域	那珂川町馬頭 555	0287-92-1125

(別表 11) 労働基準監督署

名称	管轄区域	住所	電話番号
宇都宮労働基準監督署	宇都宮市、さくら市、那須烏山市、高根沢町、那珂川町	宇都宮市明保野町 1-4 宇都宮第 2 地方合同庁舎別館	028-633-4251
足利労働基準監督署	足利市	足利市大正町 864	0284-41-1188
栃木労働基準監督署	栃木市、小山市、下野市、壬生町、野木町、佐野市	栃木市沼和田町 20-24	0282-24-7766
鹿沼労働基準監督署	鹿沼市	鹿沼市戸張町 2365-5	0289-64-3215
大田原労働基準監督署	大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町	大田原市本町 2-2828-19	0287-22-2279
日光労働基準監督署	日光市、塩谷町	日光市今市 305-1	0288-22-0273
真岡労働基準監督署	真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、上三川町	真岡市荒町 5203	0285-82-4443

(別表 12) ハローワーク（公共職業安定所） ※土日、祝日を除く 8:30~17:15

ハローワーク	管轄区域	住所	電話番号
宇都宮公共職業安定所	宇都宮市、上三川町、高根沢町	宇都宮市明保野町 1-4 宇都宮第 2 地方合同庁舎	028-638-0369
那須烏山出張所	那須烏山市、那珂川町	那須烏山市城東 4-18	0287-82-2213
鹿沼公共職業安定所	鹿沼市	鹿沼市睦町 287-20	0289-62-5125
栃木公共職業安定所	栃木市、壬生町	栃木市河合町 1-29 栃木地方合同庁舎	0282-22-4135
佐野公共職業安定所	佐野市	佐野市天明町 2553	0283-22-6260
足利公共職業安定所	足利市	足利市丸山町 688-14	0284-41-3178
真岡公共職業安定所	真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町	真岡市荒町 5101	0285-82-8655
矢板公共職業安定所	矢板市、さくら市、塩谷町	矢板市末広町 3-2	0287-43-0121
大田原公共職業安定所	大田原市、那須塩原市のうち旧西那須野町・旧塩原町の区域	大田原市紫塚 1-14-2	0287-22-2268
小山公共職業安定所	小山市、下野市、野木町	小山市喜沢 1475 おやまゆうえん ハーヴェストウォーク内	0285-22-1524
日光公共職業安定所	日光市	日光市今市本町 32-1	0288-22-0353
黒磯公共職業安定所	那須塩原市のうち旧黒磯市の区域、那須町	那須塩原市共墾社 119-1	0287-62-0144

《附属施設》

名称	住所	電話番号	受付時間
ハローワーク 宇都宮駅前プラザ	宇都宮市駅前通り 1-3-1 KDX 宇都宮ビル 2F	028-623-8609	月～金 10:30～19:00 第1・3・5土曜 10:00～17:00 (第2・4土、日 祝日休み)
宇都宮新卒応援 ハローワーク	宇都宮市駅前通り 1-3-1 KDX 宇都宮ビル 1F	028-678-8311	※土日、祝日を 除く 8:30～17:15
もてぎジョブセンター	茂木町大字茂木 155 (茂木町役場内)	0285-63-5686	※土日、祝日を 除く 9:00～17:00

(別表 13) 総合労働相談コーナー

名称	住所	電話番号
栃木労働局 総合労働相談コーナー	宇都宮市明保野町 1-4 宇都宮第2 地方合同庁舎 3F 雇用環境・均等室内	028-633-2795
宇都宮 総合労働相談コーナー	宇都宮市明保野町 1-4 宇都宮第2 地方合同庁舎別館 宇都宮労働基準監督署内	028-633-4257
足利 総合労働相談コーナー	足利市大正町 864 足利労働基準監督署内	0284-41-1188
栃木 総合労働相談コーナー	栃木市沼和田町 20-24 栃木労働基準監督署内	0282-88-5495
鹿沼 総合労働相談コーナー	鹿沼市戸張町 2365-5 鹿沼労働基準監督署内	0289-64-3215
大田原 総合労働相談コーナー	大田原市本町 2-2828-19 大田原労働基準監督署内	0287-22-2279
日光 総合労働相談コーナー	日光市今市 305-1 日光労働基準監督署内	0288-22-0273
真岡 総合労働相談コーナー	真岡市荒町 5203 真岡労働基準監督署内	0285-82-4443

(別表 14) ファミリー・サポート・センター

名称	住所	電話番号
宇都宮市ファミリー・サポート・センター	宇都宮市馬場通り 4-1-1 うつのみや表参道スクエア 6 階	028-616-1571
あしかがファミリー・サポート・センター	足利市西宮町 2838 さいこうふれあいセンター内	0284-20-2185
栃木市ファミリー・サポート・センター	栃木市箱森町 36-31 とちぎコミュニティプラザ内	0282-25-1040
ファミリー・サポート・センターさの	佐野市大橋町 3212-27 佐野市総合福祉センター内	0283-22-0115
鹿沼ファミリー・サポート・センター	鹿沼市東末広町 1932-7 鹿沼ファミリー劇場内	0289-63-1768
日光市ファミリー・サポート・センター	日光市今市 399-6	0288-21-4152
小山市ファミリー・サポート・センター	小山市城山町 3-7-5 城山・サクラ・コモン 2 階 子育て支援総合センター内	0285-24-1012
真岡市ファミリー・サポート・センター	真岡市荒町 5191 真岡市役所内	0285-83-8131
大田原市ファミリー・サポート・センター	大田原市本町 1-4-1 大田原市役所内	0287-23-8739
矢板市ファミリー・サポート・センター	矢板市本町 2-25 矢板市子ども未来館内	0287-43-0505
那須塩原市ファミリー・サポート・センター	那須塩原市南郷屋 5-163 健康長寿センター内	0287-47-6252
さくら市ファミリー・サポート・センター	さくら市櫻野 1329 さくら市社会福祉協議会氏家支部内	028-682-2217
那須烏山市ファミリー・サポート・センター	那須烏山市南 1-562-12	0287-80-0281
下野市ファミリー・サポート・センター	下野市緑 3-5-4	0285-40-5963
上三川町ファミリー・サポート・センター	上三川町しらさぎ 1-1 上三川町役場内	0285-56-9137
益子町ファミリー・サポート・センター	益子町大字益子 2095-1 ましッココハウス内	0285-85-8190
市貝町ファミリー・サポート・センター	市貝町大字続谷 1143-3 旧小貝中央小学校内 1 階	090-3533-6521
芳賀町ファミリー・サポート・センター	芳賀町大字祖母井 1020	028-677-6024
壬生町ファミリー・サポート・センター	壬生町大字安塚 1179-1 子育て支援センターつばめ内	0282-86-0132
野木町ファミリー・サポート・センター	野木町大字丸林 571 野木町役場内	0280-57-4167
塩谷町ファミリー・サポート・センター	塩谷町大字玉生 955-3	0287-45-1119
高根沢町ファミリー・サポート・センター	高根沢町太田 625-3 にじいろ保育園・子育て支援センターれんげそう内	028-676-1955
那須町ファミリー・サポート・センター	那須町大字寺子乙 2566-1 那須町子育て支援センター内	0287-71-1137
那珂川町ファミリー・サポート・センター	那珂川町小川 2814-1 子育て支援センターわかあゆ内	0287-96-5223

(別表 15) 市町教育委員会相談窓口

名称	住所	電話番号
宇都宮市教育委員会学校教育課	宇都宮市旭 1-1-5	028-632-2672
足利市教育委員会学校教育課	足利市本城 3-2145	0284-20-2220
栃木市教育委員会学校教育課	栃木市入舟町 7-26	0282-21-2724
佐野市教育委員会学校教育課	佐野市田沼町 974-1	0283-61-1172
鹿沼市教育委員会学校教育課	鹿沼市文化橋町 1982-18	0289-63-2236
日光市教育委員会学校教育課	日光市今市本町 1	0288-21-5167
小山市教育委員会学校教育課	小山市中央町 1-1-1	0285-22-9655
真岡市教育委員会学校教育課	真岡市荒町 5191	0285-83-8181
大田原市教育委員会学校教育課	大田原市湯津上 5-1081	0287-98-7113
矢板市教育委員会教育総務課	矢板市矢板 106-2	0287-43-6217
那須塩原市教育委員会学校教育課	那須塩原市あたご町 2-3	0287-37-5349
さくら市教育委員会学校教育課	さくら市喜連川 4420-1	028-686-6620
那須烏山市教育委員会学校教育課	那須烏山市大金 240	0287-88-6221
下野市教育委員会教育総務課	下野市笹原 26	0285-32-8917
上三川町教育委員会教育総務課	上三川町しらさぎ 1-1	0285-56-9156
益子町教育委員会学校教育課	益子町益子 2030	0285-72-8862
茂木町教育委員会生涯学習課	茂木町茂木 151	0285-63-3337
市貝町教育委員会こども未来課	市貝町市塙 1280	0285-68-1119
芳賀町教育委員会こども育成課 YOU 友相談	芳賀町祖母井 1020	028-677-1414
壬生町教育委員会学校教育課	壬生町通町 12-22	0282-81-1869
野木町教育委員会こども教育課	野木町丸林 571	0280-57-4138
塩谷町教育委員会学校教育課	塩谷町玉生 955-3	0287-48-7501
高根沢町教育委員会こどもみらい 課	高根沢町石末 1825	028-675-6466
那須町教育委員会学校教育課	那須町寺子丙 3-13	0287-72-6922
那珂川町教育委員会学校教育課	那珂川町馬頭 555	0287-92-1124

市町の犯罪被害者等支援業務担当課一覧【 市・町】

支援区分	支援業務	担当課	電話番号	備考
全般	犯罪被害者総合相談			
被害者が亡くなられた場合	死亡届			
	【国民年金】遺族基礎年金			
	犯罪被害者等見舞金			
被害者が障害を負った場合	犯罪被害者等見舞金			
	【国民年金】障害基礎年金、特別障害給付金			
	特別障害者手当			
	身体障害者手帳・療育手帳の交付			
	精神障害者保健福祉手帳の交付			
住まい	公営住宅への優先入居・一時入居			
生活困窮	生活保護			
医療	【国保・後期高齢者医療制度】高額療養費の支給			
	自立支援医療費支給制度			
	重度心身障害者医療費助成制度			
子育て支援	こども医療費助成制度			
	遺児手当			
	児童手当・児童扶養手当			
	障害児福祉手当・特別児童扶養手当			
	要保護・準要保護児童生徒援助費			
	第3子以降保育料等免除			
	一時預かり			
	短期入所生活援助事業			
	ファミリー・サポート・センター			
ひとり親支援	ひとり親家庭医療費助成制度			
	母子寡婦福祉資金貸付金			
	高等職業訓練促進給付金事業			
	母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業			
	母子・父子自立支援プログラム策定事業			
DV・ストーカー	DV相談・緊急一時保護			
	住民票の写しの交付等の制限			
	登録型本人通知制度			
その他	無料法律相談			
	スクールカウンセラーの派遣			

※支援業務にあたり、作成、ご使用ください。